

住民税問題に関する一考察

長野県田中康夫知事の住民税納税問題を中心に

出井 信夫

はじめに 長野県田中康夫知事の住民票移動と住民税納付問題

長野県田中康夫知事が、これまで生活の本拠地として居住していた長野市の自宅マンションから同市から約170キロメートル離れた県南の下伊那郡泰阜(やすおか)村に住所を移転(移転した新住所は同村長宅)して、同村村役場に住民票の異動が受理されたことが、マスコミ各紙に報道・紹介された。現在、この住民票の異動が関係機関の間で大きな問題として取り上げられ、事の次第に衆目の関心が集まり、その成り行きが注目されていることは周知のとおりである。

一部マスコミにおいては、この事案については、すでにニュース性に欠けるなどと認識され興味が薄いと捉えるような傾向が見受けられるが、この懸案事項の帰趨がどのように推移するのかについては、これから本格的な議論がなされる重要な問題である。また、今後の展開過程が不透明であること、仮に行政訴訟となったような場合には結論が得られるのに長期間かかることなどの理由から、この事案を正面から取り上げることを避けるような風潮がみられるが、いずれも、この本質が精確に捉えられていないことによる。

この事案は、単に田中知事の住民票の異動に伴う住民税の課税権がどちらの自治体にあるのかという課税技術の表層的な問題として捉えられる傾向にあるが、住民税の課税地問題にとどまらず、今後の自治体の独自の税財源の獲得・捕捉の問題および自治体政策の支援のあり方の問題、一般県市民の参画を促進する寄付金制度などと深く関係する税制改革の問題などと深い関連があるという視点からの認識が薄いことを危惧するものである。

一般に、田中知事が、これまでの本拠地を移動して新たな生活拠点の地に住民票を異動したということであれば、一般的な話題性としてニュースにはとりあげられたとしても、大きな問題としてこれほどの関心は集めなかったであろう。

今回の田中知事の住民票異動の場合が関係当局間で大きな問題となっている点は、住民票を異動した新住所には必ずしも生活の拠点があるわけではないこと、またその新住所において今後とも実質的に居住生活をするのが極めて困難であること、田中知事

自身はこの住民票を異動した理由について、異動した新住所地（泰阜村）に住民税を納税することにより、「そのような自治体を応援したい」と、住民税の支払いは自分の意思で、政策に共鳴するような自治体に対して住民税を納付することによって支援したいと持論を展開されていることがあげられる。

「住民基本台帳法」に基づいて確定された住所地において、当該年度の1月1日現在が基準日とされて賦課される個人の市町村民税（地方税法第319条）の課税要件については、このような事態が生ずることは基本的には想定されてはいないことから、今回の事態のような場合においては、田中知事の住民税の課税権はどこにあるのかと、長野市と泰阜村の両行政機関の課税当局に大きな問題として波紋を広げているわけである。

この問題提起については、後述するように、田中知事および長野市と泰阜村の両行政機関の関係三者には、それぞれ信念とそれに基づく行動がある。それぞれの主張をみると、感情論的な主張はさておき、それぞれの主張をみると、いずれも信念に基づくもので、それぞれ一面の真理を有していることも事実である。

今後の事実確認などの事務手続きなどにおいて、当事者である長野市と泰阜村との間の協議がなされることになっている。仮に、この協議が不調に終わると、知事の調停・斡旋に委ねられ、「決定」されることになる。

この知事の調停について不服がある場合には、行政事件訴訟法第3条第3項に基づき、「決定の取り消し」を訴える行政訴訟が提起されることになる。事の発端や成り行き経過をみると、事は簡単には収まらないのではないかと、筆者は考えている。

本稿執筆段階では事案の帰趨は容易に即断できないが、最終的に行政訴訟となる可能性が大きいと推測される。仮に、行政訴訟となった場合には、司法の判断が確定するまでに長期間を要すると推測され、その間は三者とも膠着状態にならざるを得ない。

このような観点を踏まえ、本稿では、長野県田中康夫知事の「住民票の異動」問題を中心に、「住民税の課税」に係わる問題点とその課題について論述するとともに、住民税の納税について、「税金というものは、その使われ方が見える形が望ましい、見えるようになれば、納得した使い方をしている自治体へ納めることになる。また、だから、複数の自治体に税金を納めてもいいのではないかと」と田中知事が主張しているような本意・真意を生かすような方法や方策としては、知事の採った「住民票の異動」という対処・行動以外には、合目的な方法として他の方法が何か考えられないのであろうかという視点より、自治体における住民税の納税問題と自治体の都市・地域政策との係わりの観点より、「知事の採った住民票異動に替わる知事の本意を生かした代替策を検討する」とともに、都市・地域政策と寄付金問題とその利活用のあり方について、緊急提言する

ものである。

周知のとおり、現行の所得税法では、個人が団体や法人に対し寄付を行なうことは、近年、規制が緩和される傾向にあるとはいえ、種々の制約がある。また、法人における寄付金についても、広く一般に認められていないことはよく知られている。

長野県田中知事が住民票を異動してまで、個人の住民税を小規模団体に有効に活用してもらいたいと、財政的支援措置の一環として行動を惹起した問題提起に対して、その解決策の一つの方法として、筆者は、個人が国や自治体に対して特定寄付を行なうことにより財政的支援を促進することを提案・提言したいと考えるのである。

筆者は、これまで自治体政策における寄付金と基金づくりの関係について、拙著『都市・地域政策と公民連携・協働 PPP・PFI・NPO・基金・公益信託・第3セクターの研究』（地域計画研究所、平成14年3月）『自治体財政を分析・再建する 予算・収支の読み方から、行政評価・バランスシート・財政健全化計画の作成法まで』（共著、大村書店、平成14年11月）『基礎からわかる自治体の財政分析 地域経営の視点から財政シミュレーションまで』（学陽書房、平成16年5月）また「個人・企業等の『寄付金』制度を活用した新たな地域・都市の再生法(1)~(3)」(時事通信社『税務経理』平成11年11月~平成12年3月)、「新しいまちづくり活動の支援システムの研究『基金』『公益信託』『NPO』の現状と課題」(『新潟産業大学経済学部紀要』平成11年12月)などの論文、あるいは第3セクター研究会や自治体職員の研修、一般市民・自治体関係者などに対する講演などにおいて繰り返し提言してきた。

筆者の提言の趣旨が、図らずも長野県田中康夫知事が具体的行動として実行された、と解することができる。筆者の著書や論文と比較し、田中知事の行動力やその影響力の大きさに、いまさらながら驚嘆している次第である。

したがって、本稿では、実際の寄付金額と寄付金の所得控除による所得税および市町村民税(市町村民税の所得割額)の税額がどのように変化するかについて、とりわけ、次のような観点、すなわち、寄付金を行なわなかったケース、寄付金を行った際の寄付金額に応じて所得税および市町村民税(市町村民税の所得割額)税額の変化、所得税および市町村民税の実質的な軽減額、寄付金をした際の寄付金額と所得税および市町村民税の税額の実質的な増減額の関係、寄付金を行なうことにより寄付行為がもたらす社会貢献に対する個人の満足度・寄与率などの視点より、寄付金額のケース毎にその変化などについて、それぞれどのように変化するかということを具体的に試算するとともに、それぞれの変化の推移について比較考察を行なうものである。

これらの試算結果や検証を踏まえ、近年、筆者が提案している「自治体政策の支援シ

システムとしての寄付金および基金づくり」提案の実現可能性、またその実効性を促進するための対応策などを検討するとともに、自治体に対する財政支援措置のあり方および自治体の政策実行能力の向上に寄与することを目的とするものである。

本稿は、主として、次のような内容より構成されている。

- (1) 田中知事の居住地と住民票の所在地問題
 - (2) 住民税の課税地・課税権などに対する関係三者の基本的な考え方(4月30日現在)
 - (3) 関係三者の考え方の要旨とその問題点・課題
 - (4) わが国の「寄付金」制度の概要と諸外国の「寄付金」制度の概要
 - (5) 個人における「特定寄付金と所得税」の関係
 - (6) 田中知事の所得税および住民税の納税額の試算
現行税法の適用による検証
 - (7) 田中知事の意向を反映した小規模自治体に対する財政支援措置の検証とその評価
現行税法により15万円寄付金をした場合のケース
 - (8) 「寄付金制度」改革がなされた場合における試算検証とその評価
寄付金の「所得控除から税額控除」へ税制改革された場合のケース
 - (9) 寄付金(30万円寄付、50万円寄付、80万円寄付、100万円寄付)をした場合における所得税および住民税の税額変化の検証とその評価
- 結語 寄付金および基金制度の利活用による都市・地域社会再生・蘇生への改革提言

田中知事の居住地と住民票の所在地問題

1 田中県知事の居住地問題

田中知事が主に勤務する職場である長野県庁が所在する長野市に居住するかどうかについては、知事の判断による。その意味では、長野市に近接する市町村に居住することについては、何ら問題は生じない。たとえ勤務先の県庁知事室まで、通勤時間が1時間かかろうとも、本人の自由である。通勤形態についても、県庁の公用車を利用せずに、仮に、徒歩やJR・バス等の公共交通機関を利用することは批判されることではない。

一般論としては、長野県行政の最高責任者が、長野県庁に毎日勤務しなければならないという規定はないであろう。しかしながら、1週間に3～4日程度は通勤するとして、2～3時間かけて東京の住居などから通勤するようなことであれば、正常な勤務形態とはいえないであろう。これは、県庁の所在する長野市以外の市町村に居住している場合でも同様である。少なくとも、緊急災害時には、行政の最高責任者として、直ちに対応

できる常識程度の範囲にある時間・距離圏内に居住することが求められることは当然のことである。そのため、多くの都道府県において、知事が居住する知事公舎が用意されるわけである。

知事職は激務である。24時間、毎日が緊張の連続では、例え、超人的な頑強な人でも、その職務でストレスが溜まり、病気などでダウンしてしまうことは大いに懸念される。そのため、週末などには、日常的な業務から開放された非日常的な時間や空間が必要となることは自明である。公人の場合は、日常の激務のストレスを解消するため、非日常的な時間や環境空間における過ごし方が、極めて重要な役割をもつことは改めていうまでもない。その意味では、週末に、知事が語るように、「好きな市町村で、好きに過ごす」ということについては、批判されるべきものではない。筆者も賛成である。

ただし問題は、このような行政機関の最高責任者である県知事の居住地として、住民登録する場所や住所はどこに置けば適切であるのか、どこに住民登録することがふさわしいかということである。

ちなみに、筆者の勤務する新潟産業大学においても、かつて、同様の「住民税の課税権」はどちらの団体が行なうか、という問題があった。

2 筆者の勤務地と住民票の所在地問題

筆者は、大学の採用面接時に、「地域開発論」などの地域社会に関係する講義の担当者は、大学の所在する柏崎市内に居住してほしいと、面接担当者の一人から採用条件として言われたことは記憶に鮮明に残っている。この要望に対しては、筆者は「自分本人は単身赴任でも来る予定であるが、家族については学齢期の子供がいるので家族と相談しなければわからない、この場では即答はできない」と答えた。

その後、採用されて奉職間もないある時、当時の学部長から、「住民票の異動はしたのか」と聞かれたことを覚えている。その真意がどこにあるのかはよくわからなかったが、その時は正直に、「時間がないこと、また子供の就学上の事情などがあること、自分は単身赴任状態ではあるが、自分だけが別居して単独で住民票を異動することもあまり意味はないこと、単身のための住民票異動手続きに時間と費用をかけて地元市役所に手続きに行くのが面倒であることなどの理由から住民票異動手続きは、まだしていない」と言い訳がましく答えた記憶がある。

当時単身赴任の状態で、概ね、筆者は学会の研究会や校務・公用などで、1月に1度位、柏崎と東京間を往復していた時期である。大学の公務・公用の場合には、東京への出張扱いとして出張旅費が大学から支給される。もちろん、私用等で東京に行く場合に

は自費である。他の教員についても同様の扱いである。

その後、子供の進学問題などが重なり、家族一緒に柏崎市に居住する可能性は薄いこと、また筆者だけの住民票の異動は手続きが面倒であり、あまり意味もないと判断したことなどにより、現在もまだ住民票は異動せずに、そのままの状態である。したがって、住民税は、住民票がある地元の市に納税している。

3 単身赴任等に伴う一般市民の住民票の所在地問題

かつて、昭和40年代には、団塊の世代などが当時の都立高校へ入学するため、「寄留」と称し、受験資格を得るために親戚や知人宅に住民票を一時移動したという経緯がある。

この場合、受験者本人とその保護者が同時に一緒に住民票を異動したようである。その場合、母親と一緒に住民票を異動したケースが多いと聞く。住民税の課税対象者である父親・戸主の住民票を異動したケースは少なかったようである。

ちなみに、現在多くの企業や国家公務員などでは、筆者と同様に、国内外を問わず、単身赴任を余儀なくされているケースが多いと推定される。

これら一般の勤労者の場合においても、国家公務員に代表されるように、業種・業界によっては、「転勤族」と称されるように、学齢期に達する子弟のいない場合には転勤に伴い家族も一緒に移動することから、当然のことながら、転居に伴い、住民票も異動することになる。

一方、学齢期の子弟がいる家庭では進学問題などもあるため、世帯主本人が単身赴任となるケースが多いといえよう。このような場合、短期的か長期的な赴任にかかわらず、転勤の度に、住民税の納税義務者である世帯主が単身赴任に伴って、世帯主本人のみが単独で住民票を異動するというケースは、稀であるといえよう¹⁾。

これらについては、実態調査などが無いため正確には把握できないが、特殊な事例を除き、現実的にはほとんどそのような例は少ないと推定される。

4 田中知事の居住地問題と住民税の課税問題

田中知事の場合は、これらの例とはまったく逆のケースである。

長野県田中康夫知事は、「好きな町だから、好きな町に住民税を払いたい。そのため、住民票を異動する」と、平成15年9月26日の記者会見で語っている。

知事は、住民票を県庁の所在する長野市、また普段生活の拠点としている長野市西後町の自宅マンションからから、約170キロメートル離れた県南の下伊那郡泰阜村に移す考えを表明して、同日夕刻に同村役場に転入届けを提出して、受理された。

田中知事の住民票の異動は、このように知事自身の日常生活や仕事上の基盤を築くことが極めて困難な場所に住民票を異動して、住民税をその異動した自治体に納税するという、近年、ほとんど例のない事態が惹起されたことにより、行政手続き上、関係機関に大きな問題を投げかけて物議を醸しているのである。

住民税の課税地・課税権などに対する関係三者の基本的な考え方

長野県田中康夫知事の住民票の移動に関しては、これまで明らかにされてきた事実関係および関係者の見解内容などについて、関係機関等に対する資料収集や取材、あるいは関係者がそれぞれのホームページ上で述べている見解などを踏まえ、本稿では、「本稿執筆時である平成16年4月30日現在」までにおける長野県田中康夫知事、泰阜村松島貞治村長、長野市鷺沢正一市長の関係三者の基本的な考え方を整理する。

大要、次のように要約できる。

1 田中知事の住民票異動とその理由

田中知事が、同県内の泰阜村に新住所を移転して、どのように居住しているのかについて、またその住所移転に伴い住民票を異動したことなどに対する理由については、大要、次のように要約できる。

知事は、平成15年9月26日に、長野市西後町の自宅マンションから、約170キロメートル離れた県南の下伊那郡泰阜村に移す考えを表明して、同日夕刻に同村役場に転入届けを提出して、受理された。

新住所は、泰阜村唐笠地区の同村の村長宅で、一室を借室し、そこを新住所とした。借室は6畳1室で、その費用は、月に家賃として1万円支払っている。

地区住民として「区費」(一般の町会費や町内会費に相当するもの)を半年分払っている。

したがって、知事自身は、「生活の本拠地」は泰阜村である、と認識されているようであるが、一般的にみれば、村長宅の一室を借用した「居候」状態にあるというのがその実態であるといえよう。

また、泰阜村での滞在が、毎週末ということについては難しいので、約束はできないと語っている(注:実際の知事の滞在は、昨年の場合、わずかに5日であると指摘されている)。

住民票を移動して住民税を住民票のある市町村に納税することは、自分の納税し

た税金を有効に活用してもらおうよう応援したいからであると、その理由を明らかにしている。また小規模ながら必死でがんばっている町、好きな町に、住民税を納付したいとも、述べている。

住民票のない自治体で行政サービスを受けながら、住民税を納めていない人は多い、と自らの転出入についての正当性を述べている。

また同時に、「住民税を払う場は主たる居住の場であるというならば、「住民基本台帳制度」で、どれだけの人数を把握しているのか、と現行の住民票や住民票の異動手続きについて、その実態把握の方法や実態の把握に対して疑問を呈している。この度の泰阜村への転入がその問題提起である、と述べている。

知事は、税金というものは、その使われ方が見える形が望ましい、見えるようになれば、納得した使い方をしている自治体へ納めることになる。また、そのような自治体を応援したい。だから、複数の自治体に税金を納めてもいいのではないかと、という持論を展開している。すなわち、住民税の支払いは自分の意思で、政策に共鳴するような自治体に対して住民税を納付することによって、支援したいと主張している。

2 泰阜（やすおか）村側の見解

泰阜村側では、田中知事の泰阜村への住所移転および住民票の異動について、大要、次のように認識され、捉えられている。

日本国民の一人として、知事が、転入手続きに見えたので、粛々と事務を進めたものである。

住所は私の家（村長宅）であり、私の家（村長宅）の一室を使うことになっている。

私（注：村長）が住む唐笠地区の住民として、「区費」（一般の町会費や町内会費に相当するもの）をはじめとする諸負担はもちろんのこと、道路作業や祭典などについても当然のこととして、私（注：村長）と同様にやってもらう。

ただし、職業柄全てはできないと考えられる。その場合には、出不足金などによって対応してもらうこともある。

民法や住民基本台帳が規定する住所要件である「生活の本拠地」は泰阜村である、と考えている。したがって、「精神的に泰阜に本拠地を置く泰阜村民で、長野は別荘」である、と認識している。「生活の根拠」が、泰阜であるかどうかについての議論があるが、それについては、これからのことである。

知事の今回の住民票異動問題については、税金の納税の仕方、使われ方、住所と

住民票の関係、税金を納めたい自治体へ納めることはどうなのか、それらを総合した問題提起であると考えている。

これを、またあの県知事の稚拙な行為、パフォーマンスと捉えるか、現統治システムへの挑戦、問題提起と捉えるか、それぞれの判断による、と考えている。

私（注：村長）がやっても挑戦にはならないが、田中知事だから挑戦になると考えている。知事は、「複数の自治体に税金を納めてもいいのではないか」という持論を展開している。ここまでは誰でもできるが、実際それに挑戦するという田中知事の行動力には、敬意を表している。

私（注：村長）が、もし「長野県知事」になった場合でも、住所は泰阜村で、税金（注：住民税）は泰阜村に払うつもりである、と強く主張している。

つまり、県境から知事が誕生して、泰阜村からは通勤ができないので、県庁所在地の長野市で生活しても、長野市には税金は払うつもりはない。なぜならば、生活の本拠地は泰阜であるからである、と主張している。

この問題は、みんなで考えてほしい課題である、と主張している。

3 長野市側の住民税課税の見解

田中知事が、長野市西後町の自宅マンションから同県泰阜村に新住所を移転してその移転に伴う住民票を移動したことに対する驚沢長野市長および長野市当局の見解については、そのポイントは大意、次のように要約できる。

長野市長は、長野市に市民税払いたくないと考えざるを得ない、と語る。

同市市民税課では、「生活実態がどこにあるかにより、課税の可否を判断する、としている。

現段階では、泰阜村に対して、田中知事の生活実態に関する調査照会などを踏まえて、長野市の住民税の課税の可否などについて検討するための資料を行なうことに重点を置いている。直ちに、行政訴訟などを行なう予定はないとしている。

一方、田中知事に対しては、書面により生活実態に関する調査照会などを依頼している状況にある、現在の諸手続きや資料収集など情報収集の段階である、としている。

いずれにしても、現段階では、粛々とこれらの資料収集などの事務手続きを行っていく段階である、としている。

しかしながら、このような対応をされた知事の事例を認めると、課税制度自体を揺るがすことになる、最終的には泰阜村や知事との協議をした結果、協議内容などについて納得できなければ最終的には行政訴訟も辞さない、といわれている。

4 定例記者会見において明らかにされてきた長野市側の対応

長野市では、泰阜村に対してなされた書面や泰阜村から回答された内容などについて、定例記者会見および臨時記者会見において、質疑応答を通じて、その事務手続きの経過などが明らかにされてきた。

長野市のホームページには、田中知事の住民票の異動および住民税の課税問題について、記者会見の公式記録として、平成15年10月6日の定例記者会見以降～本稿執筆の平成16年4月30日現在までの間、次のような記者会見の日程で長野市側の一連の対応について、関連した「質疑内容の要旨」が掲載されている。経過の推移は参考になるので、それぞれ参照されたい²⁾。

平成15年10月6日の定例記者会見
平成16年1月27日の定例記者会見
平成16年2月5日の臨時定例記者会見
平成16年2月10日の定例記者会見
平成16年2月23日の定例記者会見
平成16年3月11日の定例記者会見
平成16年3月22日の定例記者会見
平成16年4月13日の定例記者会見

なお、平成16年2月5日の臨時定例記者会見において、長野市側の見解として、「泰阜村からの回答に対する考え方について」は、市民課、選挙管理委員会事務局、市民税課から、「住所認定の調整がつかない場合の事務手続きについて」と題し、それぞれ説明文書が配布された（報道資料：表1および表2参照）³⁾。

ここで、本稿執筆時の最近の記者会見の質疑応答についてのみ参考に紹介する。次のとおりである。

(1) 平成16年3月22日の定例記者会見における質疑応答

平成16年3月22日の定例記者会見において、長野市側の見解として、「質疑内容の要旨」について、一問一答が掲載されている。次のとおりである。

Q1：知事の住民票移転問題で、今日の県議会総務委員会の中で、知事が住民票を移されてから泰阜村での滞在は7日間ということであるが、感想を伺いたい。

A1：初めて聞いたが、多いか少ないかの判断をしても意味がない。ああ、そうですか、という程度の受止めで、粛々と事務的に進めていく（市長）。

Q2：今後、県知事へ裁定を求める申し出をすることのだが、長野市の住民とする可能性は低いと思う。泰阜村となった場合の考え方と、今後の対応を伺いたい。

表 1 住所認定の調整がつかない場合の事務手続きについて

年	月	日	項 目	内 容	根拠条文等
16	1	1	住民税賦課期日		地方税法第318条
	26		泰阜村へ照会・協議文書送付	<ul style="list-style-type: none"> 住民基本台帳の記録の正確性の確保について(照会) 選挙人名簿からの抹消事務に伴う選挙資格の確認について 住所の認定に伴う個人住民税の課税権について(協議) 	(市民課) (選挙管理委員会) (市民税課)
		未	給与支払報告書提出期限		地方税法第317条の6第1項
	2	5	泰阜村から回答文書受理	<ul style="list-style-type: none"> 住民基本台帳の記録の正確性の確保について(回答) 選挙人名簿からの抹消事務に伴う選挙資格の確認について(回答) 住所の認定に伴う個人住民税の課税権について(回答) 	
		上旬	泰阜村へ再照会・再協議文書送付	必要の都度、以後も継続的に協議を行う	
		中旬	本人に対する照会等	<ul style="list-style-type: none"> 住民基本台帳法の規程による届出について(催告) 住所の認定および住民税の課税権について(照会) (質問検査権に基づく、生活状況等の調査) 	住民基本台帳法第14条 地方税法第298条
		17	選挙管理委員会定例委員会	長野市の選挙人名簿からの「抹消」について検討	公職選挙法第28条
	3	2	定時登録(泰阜村選挙管理委員会)	泰阜村の選挙人名簿への「登録」	公職選挙法第22条
		下旬	確定申告書 税務署から市町村へ		
	4	上旬	県知事へ決定を求める申出	<ul style="list-style-type: none"> 市町村長は、住民の住所の認定について他の市町村長と意見を異にし、その協議がととのわないときは、都道府県知事(関係市町村が2以上の都道府県の区域内の市町村である場合には、主務大臣)に対し、その決定を求める旨を申し出なければならない。 	住民基本台帳法第33条第1項
	6	上旬	県知事の決定	<ul style="list-style-type: none"> 主務大臣又は都道府県知事は、前項の申出を受けた場合には、その申出を受けた日から60日以内に決定をしなければならない。 前項の決定は、文書をもってし、その理由を附して関係市町村長に通知しなければならない。 	住民基本台帳法第33条第2項
	7	上旬	裁判所への出訴	<ul style="list-style-type: none"> 関係市町村長は、第2項の決定に不服があるときは、前項の通知を受けた日から30日以内に裁判所へ出訴することができる。 この法律において「裁判の取消の訴え」とは、審査請求、異議申立てその他の他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消を求める訴訟をいう。 	住民基本台帳法第33条第3項 住民基本台帳法第33条第4項 行政事件訴訟法第3条第3項

出所:「報道資料」平成16年2月5日 長野市

表2 秦阜村からの回答に対する考え方について

	回答要旨	長野市の考え方	根拠条文等
住民基本台帳の記録の正確性の確保について(回答)	<ul style="list-style-type: none"> ・転入届出の受理にあたって、「家主への確認(口頭)」を行ったこと。 ・現在も秦阜村に住民票があること。 ・居住していないと判断する理由が無く、調査の必要は無いこと。 ・今後も正確な住民基本台帳の記録に努めること。 	<p>長野市の考え方は「客観的居住の事実を基礎とし、これに当該居住者の主観的意思を総合して「もの」ものであり、秦阜村における客観的な居住の事実が確認できないため、住所が秦阜村にあるとは認められない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人に対し、居住の事実と台致した住所に関する届出をすよう催告する。 ・長野市の住民基本台帳の正確性を保つため、調査を進める中で必要があれば、秦阜村長に対し調査の依頼等を行う。 	<p>住民基本台帳事務処理要領第1の3</p> <p>住民基本台帳法第14条第1項</p> <p>住民基本台帳法第3条</p>
選挙人名簿からの抹消事務に伴う選挙資格の確認について(回答)	<ul style="list-style-type: none"> ・被登録資格があることを認める理由として <ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳に登録されていること ・村の行事等に参加していること ・本人の意思が認められること ・調査の上、3月の定時登録で登録を予定している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公職選挙法第21条の「当該市町村の区域内に住所を有する」とは、現実に住所を有するとの意味であり、回答としては判例等でも示されているところであり、不十分と考える。 ・秦阜村と再度協議をしたい。 	<p>公職選挙法第21条逐条解説 最高裁判例(昭和58年12月1日)</p>
住所の認定に伴う個人住民税の課税権について(回答)	<ul style="list-style-type: none"> 住民票があること ・村の行事・地区共同作業等に参加し、地域で生活するための労務的・金銭的な負担をしていること ・本人の意思があること <p>から、課税権は秦阜村にある</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住民税は「市町村内に住所を有する個人と当該市町村の行政上の諸施策による種々の利益関係に着目して、そのために要する経費の一部をその住民に広く負担を求め、その税負担を通じて地方自治体の行政に参画することを期待する、いわゆる負担分任の性格を有する」ものであり、納税者が自由に納税先を選択できる制度ではない。 ・住民票については「住民税を村に納税する」ことを目的として届出られたものであり、住民票があることを根拠として秦阜村の課税権を認めることは出来ない。 ・実際の住所が長野市にあると認められれば、住民票が無くとも課税権は長野市にある。 ・本人に対し、日常生活の状況等について文書による照会を行っていく。 	<p>市町村事務要覧「第1節個人の市町村民税 - 1 通則 - 1 用語の意義 - 均等割」</p> <p>地方税法第294条第3項</p> <p>地方税法第298条</p>

出所:「報道資料」平成16年2月5日 長野市

A 2 : 副知事が議会答弁で「法的にきちんとしなければいけない」と言われているので、期待しているが、それでも「泰阜村」ということであれば、裁判で司直の判断をお願いすることになる(市長)。

(2) 平成16年4月13日の定例記者会見における質疑応答

平成16年4月13日の定例記者会見において、長野市側の見解として、「質疑内容の要旨」について、一問一答が掲載されている。次のとおりである。

Q 1 : 知事の住所が泰阜村となった場合、市は行政訴訟を起こすのか伺いたい。

A 1 : そうなる確立は高いとおもっている。(市長)

Q 2 : 田中知事は、最近、泰阜村からバスで出勤していることが多いようだが、そうした事実があれば、長野市としては住所が泰阜村にあると考えるのか?

A 2 : 現在通っているというのは一生懸命アリバイづくりをしているのだと思っている。こちらとしては、昨年9月26日から3月の間の調査結果により裁定を求めているもので、今になってのアリバイづくりを見て、どうこうは申し上げられない。(市長)

5 田中知事住民票移動に対する長野市側の基本的な考え方

長野県野田中康夫知事の住民票の異動に関して、これまでの記者会見において出されてきたさまざまな質問や疑問などに対し、それらを要約した質疑応答形式により、長野市の基本的な考え方について、「『田中長野県知事の住民票異動について』～住所って何?～」(平成16年3月8日)と題し、長野市のホームページに公式見解として掲載されている。

次のような内容である⁴⁾(表3参照)。

(1) はじめに

(2) 長野市の基本的な考え方

住所・住民票について《長野市の考え方1》

泰阜村と長野市の協議について《長野市の考え2》

住民税や選挙について《長野市の考え3》

おわりに

表3 田中知事住民票移動に対する長野市側の基本的な考え方

1 はじめに

事実関係とその経緯について、「はじめに」と題し、次のように要約・紹介されている。

知事は、「個人住民税は、納税者が納めたい場所に納税することができるようにすべ

きだ。泰阜村は行政の効率化を進め独自の福祉政策を実施している。自律をめざして努力している小さな村を応援したい。住民基本台帳法に基づく制度は、既に形がい化している。」と発言されており、(平成15年10月31日付け「知事県政レポート」等から引用しました)。

また、泰阜村は、長野市からの照会に対し、「泰阜村の住民基本台帳に登録されている。多忙な知事という職業のため、県庁所在地に滞在する時間がほとんどであるにもかかわらず、住所地である泰阜村に戻り、村の行事・地区の共同作業等に参加し、地域で生活するための労務的・金銭的な負担をしており、村民と認められる。本人の意思は泰阜村にある。上記行動、実績を伴えば「本人の意思」は住所判定を行ううえの重要な要素である。」

以上のことから、「知事の『住所』は泰阜村にある」と回答されています。

このようなことから、(1)住所・住民票について、(2)泰阜村と長野市の協議について住民税や選挙について、色々なご質問が届いていますので、質問にお答えする形で、長野市の考え方も含めてご説明したいと思います。とホームページには、次のように具体的に説明されている。

2 長野市の基本的な考え方

(1) 住所・住民票について《長野市の考え方1》

住所ってなに？

日常生活の中心となる場所＝生活の本拠が『住所』です。

住宅が2ヶ所あって、両方の住宅を行ったり来たりする人もいらっしゃいますが、市町村が認めることのできる『住所』は1ヶ所だけです。

「住みたい場所・好きな場所」ではなく「実際に住んでいる場所」が『住所』です。

住所はどのように判断するの？

「客観的な居住の事実」に「本人の居住の意思」をプラスして総合的に判断します。

「客観的な居住の事実」が無いと「本人の居住の意思」があっても『住所』とは認めません。

「生活の本拠は

- ・その人の日常生活の状態
- ・住民基本台帳搭載の状況(住民票があるか)
- ・勤務等の状況
- ・選挙権行使の状況(選挙で投票しているか)
- ・家族の生活状況等
- ・その人の生活関係のすべての面を総合してその中心をいう」とされています。(住民税逐条解説から引用)

住民票がある場所がそのまま『住所』と判断される訳ではありません。

単身赴任者の住所は、勤務地それとも家族の居住地？

家族と離れて単身赴任しているサラリーマンの場合、月曜日から金曜日まで勤務地で生活していても、仕事が休みの日には家族(奥さんや子供など)の元に帰って生活を共にしている場合は、その家族の暮らしている場所が『住所』と判断されます。

仕事がない日にも勤務地で過ごしている人は勤務地が『住所』と判断されます。

住民票ってなに？

その地域に暮らす人々に対して、あらゆる住民サービスを行うための基礎とするために、市町村は「住民基本台帳」をできるだけ正しく作らなければなりません。

また、住民は転居したときなどには、市町村に正しく届く出をしなければならないと決められています。

住民票は、就職するとき・アパートを借りるとき・土地や家屋の登記をするとき・パスポートを取るとき・運転免許を書き換えるとき……など、日常生活の中で一般的に使われているのは皆さんご存知のとおりです。

住民基本台帳が基礎となる市町村事務の代表的なものには

- ・選挙人名簿の登録
- ・国民健康保険・国民年金・児童手当・介護保険に関する事務

- ・市町村民税・道府県民税の課税
- ・学齢簿の作成
- ・印鑑証明

などがあります。

生活の本拠でない場所に住民票を自由に移動することが認められたら...住民票の精確性が無くなり、市町村の事務だけでなく、社会全体が混乱することになってしまいます。

実際の生活の場所と住民票が違う人は大勢いるのでは？

「大学生が、通学するために東京に居住して住民票は長野市に置いたまま」「ひんばんに転勤する住民票は1ヶ所に置いたまま」など、色々なケースがあると思いますが、居住の場所と住民票が異なっている人がいることは事実です。

それらの方の『住所』がどこなのか？は、一人ひとりの生活状況などを総合的に判断するため一律に判断することは出来ませんが、市町村長は常に住民基本台帳が正しく記録されるように努めなければなりません。また、住民も正確に届出を行うように努めなければならず、住民基本台帳の正確性を損なう行為をしてはならないと定められています。

「住民票は生活の本拠地に置く」という法律の『あるべき姿=理想』と、『住民票が生活の本拠と違う人がいる状況=現実』の差があることは理解していますが、われわれ市町村は、法律の『あるべき姿』に『現実』を近づけるように、最大限の努力をするのが責任であると考えます。

居住の自由ってなに？

憲法に「何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する」とあります。居住の自由は、だれもが自由に住む場所を選べることを定めています。

しかし、生活実態の無い場所に自由に住民票を置くことを認めているではありません。

(2) 泰阜村と長野市の協議について《長野市の考え2》

長野市は、なぜ泰阜村と協議を行っているの？

今回、泰阜村と長野市は、お互いに(『住所』はどちらにあります)と主張しています。

『住所』は市町村のあらゆる事務の基礎であ

り、1ヶ所しか認められないものですから、泰阜村と長野市は話し合いを重ねて、『住所』がどちらにあるのか決めなければなりません。そのために「協議」を行っています。

これまでの話し合いの中で泰阜村の考え方をお聞きし、ご本人にも生活状況をお聞きしましたが、知事の主な公務の場所は市内の県庁であり、日常生活の中心が長野市にあると判断されることから住民票を移動した後も知事の『住所』は長野市にあると考えています。

話し合いがつかなければどうなるの？

「住民基本台帳法」という法律の中で次のように定められています。

関係市町村長の意見が異なる場合

市町村長は、住民の住所について、他の市町村長と意見が異なり話し合いがつかない場合は、都道府県知事に対し、その決定を求めの申出をしなければなりません。

県知事は申出を受けた場合、60日以内に決定しなければならない。

その決定は文書で、決定の理由をつけて関係市町村長に通知しなければならない。

関係市町村長は、県知事の決定に不服がある場合は決定通知を受けてから30日以内に裁判所へ出訴することができる。

泰阜村と長野市の話し合いがつかなければ、第三者機関である県知事、そして、裁判所に判断を委ねることになります。

知事に対する「いやがらせ」、泰阜村を「いじめて」いるのでは？

決して、いじめやいやがらせをしているものではありません。

住所の認定の判断基準は、いろいろな法律、過去の裁判の判例、国からの事務処理に対する取扱い通知などに示されています。

今回の知事の行動は、住民税を納税することなどを目的として住民票を動かしていること、また、現職の県知事の行動であること、泰阜村と長野市の主張が完全に対立しこと、などから過去に例の無い状況になっています。

「放っておけばいい」「全国ニュースになってみともない」というご意見もいただいています。地方自治制度を壊してしまうことにもつながりかねない問題であると考え、法律や制度に従って対応してきました。

県知事だけ特別扱いはするの？

通常業務の中でも「生活実態の無い人の住民票を削除する（年間約200件）」「住民票が無くても実際に居住している人に対して住民税を課税する（年間約1,000件）」という事務は行っています。長野市だけでなく全国の市町村でも実施していることで、法律に定められているとおりに事務を進めているものです。

長野市民36万人の生活の実態を把握することは困難ではありますが、今回の行動が県知事だけでなく、状況に応じた必要な対応を行っていきます。

県知事の立場ってなに？

県知事は、法律に基づき県の事務を執行するのはもちろんですが、市町村の事務が正しく・効率的に行われていない場合に、正しくするように要求・勧告する立場にあります。そして、県民を代表し、県民に対し広く・大きな影響力をもっています。

また、個人住民税は市町村民税と道府県民税をあわせて課税・徴収するもので、県知事は県民税を課税・徴収する立場にあります。

さらに、今回の『住所』の場合には、同一県内の市町村の間で話し合いがつかない場合には、公平な立場で判断を下すという責任も持っています。

(3) 住民税や選挙について《長野市の考え3》

個人住民税を納税する市町村はどこ？

住民税は「市町村において生活している人々（住民）に対し、市町村（行政）がさまざまな行政サービスを提供していくために必要な経費の一部を、その住民に負担していただくものであり、その税金の負担を通じて行政に参画することを期待する」ものです。市町村は、地域に暮らす住民を「住民票や所得の申告など」により確認したうえで、住民税を課税しなければなりません。

住所の確認については、住民票の事務も住民税の課税事務も基本的に同じ考え方ですが、地方税法という法律の中で「住民票が無くても実際の住所が確認できれば住民税を課税できる」と規定されています。

したがって、住民税は「生活の本拠地で課税」するもので、納税する人が自由に納税先（市町村）を選べる制度ではありません。

好きな場所に税金を納められないの？

税金を納める先を自由に選べるようにするためには、まず法律を改正して制度を改めなければなりません。

市町村の事務の中でも、税金の事務は特に公平・公正に行うことが求められ、「法律に決められているとおりに」事務を行うことが必要です。

今の制度が100%完璧な制度であるとは考えていませんが、今とは別の仕組みを作るためには、納税する方の都合・課税事務がうまく進められるか・他の行政事務への影響などについて全国的な視点からの十分な検討が必要と考えられます。

選挙って、投票さえすれば場所はどこでもいいんじゃないの？

国会議員や県議会議員など選挙にもいろいろありますが、市町村長や市町村議会の議員などの地域の選挙は、その市町村の住民が投票して決めることとされています。ここでも『住所』が大変重要になります。『住所』が、客観的な事実をもとに生活の本拠として認められることで「選挙人名簿」という投票する権利を持つ人の台帳が作成されます。そして初めて正しい選挙が実施されるのです。

もし小さな村に、実際には住んでいない大勢の人が住民票を移動して、投票できるとしたら……住民自治が崩れてしまうと思います。

おわりに

以上、いろいろな疑問にお答えする中で長野市の考え方を述べてきましたが、今回の問題については前例がないため、長野市としても非常に困っています。「大騒ぎをして税金の無駄使いだ」「そんなに税金が欲しいのか」というおしかりのご意見も頂戴しています。しかし長野市は、全国の地方自治制度を混乱させないためにも、今回の問題をハッキリとした形で決着させなければならないと考えています。

6 県知事へ住所決定の申出

平成16年3月26日、長野市から長野県知事に対し、田中知事の住所の決定について申出を行ないましたと、『田中知事の住民票異動について』その2～県知事への住所決定の申出～』（平成16年3月26日）と題し、田中知事の住所の認定に関する具体的な対応がなされたことが、長野市のホームページに公表されている⁵⁾。大要、次のとおりである。

この申出は、「住民基本台帳法」に定める「住民の『住所』について市町村の間で意見が異なり、調整がつかない場合」に県知事に決定を求めるためのものである。泰阜村と長野市は（選挙管理委員会も含め）これまでお互いに誠意を持って話し合いを重ねてきたが、双方の主張は平行線のままであり、第三者機関としての県知事に『住所』の判断を委ねることになった、と理由が明示されている。

また、知事の個人住民税の課税については「地方税法」のなかで「『住所』の認定については、住民基本台帳法の手続きによる」こととされていることから、今回の申出に対する県知事の決定は、住民税の課税についても併せて効力を持つことにもなると、住民税の課税権の決定についても明記されている。

関係三者の考え方の要旨とその問題点・課題

本稿執筆時（平成16年4月30日現在）までの長野市における泰阜村および田中知事に対する対応措置や経過については、長野市のホームページの記者会見の公式記録として「田中知事の住民票の異動および住民税の課税問題」について、定例記者会見および臨時記者会見において、質疑応答を通じて明らかにされた事務手続きの経過については、前述したとおりである。

このように関係三者の基本的な考え方および対応を踏まえ、それぞれの問題点、課題を要約すると、次のように整理できる。

なお、それ以降の経過および対応措置については、各々の報道機関あるいは長野市のホームページを参照されたい。

1 田中知事の対応や見解に対する趣旨と問題点・課題

田中知事が泰阜村に新住所を移転して、その住所移転に伴い住民票を異動したことに、その理由および見解などに対する問題点、課題については、次のように要約される。

知事が、長野市西後町の自宅マンションから約170キロメートル離れた県南の下

伊那郡泰阜村に週末の滞在地・別荘地などと活用して居住するということについては、大きな問題はない。

居住地は、泰阜村唐笠地区の同村の村長宅で、一室を借室し、そこに居住することについては、特に問題はない。

借室は6畳1室で、その費用は、月に家賃として1万円支払っていることについては、特に問題はない。

地区住民として「区費」(一般の町会費や町内会費に相当するもの)を半年分払っていることについては、特に問題はない。

報道されているように、この一室の借室した住所を新住所として、同村役場に転入届けを提出して受理されたわけである。したがって、知事自身は、「生活の本拠地」は泰阜村である、と認識されているようであるが、一般的にみれば、村長宅の一室を借用した「居候」状態にあるというのがその実態であるといえる。

また、泰阜村での滞在が、毎週末ということについては難しいので、約束はできないと、知事自身が語っている(注:実際の知事の滞在は、昨年の場合、わずかに5日であると指摘されている)ことから明らかなように、当然のことながら、「泰阜村が知事の生活の本拠地である」とは到底言い難い。

近年、定年で退職したりタイアされた人が、首都圏近郊などの別荘地などに、週末あるいは週の半数をその地で生活している人があるということを、しばしば仄聞する。

また、近郊の自然豊かな地に家族は居住して、本人は、ウィークデーは職場に近い交通至便な東京都心などに住み、週末には家族の住む地に帰るなどの勤務形態をとる人もあると聞く。いずれの場合も、2つの生活形態と2つの住居を持つケースである。

一般に、サラリーマンなどの単身赴任者の場合には、赴任地と家族のいる居住地に住居があるという典型的な2つの生活形態と2つの住居を持つケースである。

これら単身赴任の状況について調査した正確な統計調査はないが、国勢調査などから推測すると、数万人規模に達すると推計される。

筆者の場合には、首都圏近郊に家族が居住しているので、ウィークデーは勤務先の新潟県柏崎市に住み、週末には家族の住む地に帰る。所用で勤務地にいる場合や他の地域へ出張することなどがあり、家族の住む自宅に帰らない場合もあるが、これらのケースの一つと数えることができる。

いずれにしても、従前では考えられないような多様な勤務形態と多様な生活形態、

また居住形態が出現していることは紛れもない事実である。

このような多様な生活形態や居住形態が出現してきたことを背景に、田中知事が指摘するように、「住民税を払う場は主たる居住の場であるというならば、「住民基本台帳制度」で、どれだけの人数を把握しているのか、と現行の住民票や住民票の異動手続きについて、その実態把握の方法や実態の把握に対して疑問を呈していることについては、筆者も理解できなくはない。

住民基本台帳制度では、本人の申請を前提として、住居地を住所として認定しているが、地方小都市や過疎地域ならともかく、人口規模が10万人を超える都市においては、申請人の住所について、実態を確認する作業をしている都市は皆無に近いであろう。このような実態確認作業が必要であることについて異論はない。

知事は、「現行の住民票や住民票の異動手続きについて、その実態把握の方法や実態の把握に対して疑問を呈し、この度の泰阜村への転入がその問題提起である」と語り、今回の処置・行動についての正当性を主張されているが、この点に関しては、些か、論理の飛躍がみられる。正当性を主張することは無理があるといえよう。

また同時に、住民票のない自治体で行政サービスを受けながら、住民税を納めていない人は多い、と自らの転出入についての正当性を述べている。

しかしながら、自治体サービスの受益者と住民税の負担者が一致しない面を強調して、今回の処置・行動について正当性があるとことを主張されているが、この点についても正当性を主張することは無理があるといえよう。

田中知事は、住民票を移動して住民税を住民票のある市町村に納税することは、自分の納税した税金を有効に活用してもらおうよう応援したいからであると、その理由を明らかにしている。また小規模ながら必死でがんばっている町、好きな町に、住民税を納付したいとも、述べている。

長野市長は、このような田中知事の処置・行動について、自分の住民税を自分の好きな自治体に納税したいという知事の気持ちは一部共感するが、あくまでも個人の思いであり、現実的には、法律が変わらなければ不可能であると考えている、と語っている。

田中知事の処置・行動については、その本意・真意については、筆者も長野市長と同様の共感を覚えるものである。が、現行の税法上では些か無理があるといえよう。

また、知事は、税金というものはその使われ方が見える形が望ましい、見えるようになれば、納得した使い方をしている自治体へ納めることになる。また、そのような自治体を応援したい。だから、複数の自治体に税金を納めてもいいのではない

か、という持論を展開している。すなわち、住民税の支払いは自分の意思で、政策に共鳴するような自治体に対して住民税を納付することによって、支援したいと主張している。この点に関して、筆者も強い共感を覚える。が、現行法上では無理があるといえよう。

結論的には、田中知事の主張するように、住民税の支払いは自分の意思で、政策に共鳴するような自治体に対して住民税を納付することによって支援したいと主張していることは、現行法上では、法律が改正されないかぎりは無理があるといえよう。

田中知事は、住民票を異動する根拠として、借家の家賃として一月1万円を支払っていることに加え、地区住民として「区費」(一般の町会費や町内会費に相当するもの)を半年分払い、住民としての責務を果たそうとしていることは評価すべきである。

実際に生活の本拠地としては困難な状況にあることを予見して、借家の家賃を支払っているわけである。これを単なるアリバイ工作である、と断じて批判することは容易であるが、田中知事の主張するように、住民税の支払いは自分の意思で、政策に共鳴するような自治体に対して住民税を納付することによって支援したい、ということについて真摯に考えることが重要である。

したがって、田中知事が主張しているように、自分が積極的に支援したいと考えている自治体に対し、いわゆる「自治体の政策を支援・サポートする、あるいは共感・共鳴した政策を応援・援助する役割・機能を果たす意味を持つ《寄付金的な要素》として、住民税の一部をその支援資金として活用するという観点より、住民税を利活用しようとする方法について、脱法的な行為や発想ではなく、現行法上でもできる合目的な方法を考え、種々の観点より検討することが重要である。

筆者は、近年、田中知事の主張する、住民税の支払いは自分の意思で、政策に共鳴するような自治体に対して住民税を納付することによって支援したいという支援対策の有力な方法や対応の一つとして、現行法制上認められている「寄付金制度を利活用して、自治体に基金を設置し、特色あるユニークな都市・地域政策を遂行するための支援策」について、拙著『都市・地域政策と公民連携・協働 PPP・PFI・NPO・基金・公益信託・第3セクターの研究』(地域計画研究所、平成14年3月) また拙論文「個人・企業等の「寄付金」制度を活用した新たな地域・都市の再生法(1)~(3)」(時事通信社『税務経理』平成11年11月~平成12年3月)および「新しいまちづくり活動の支援システムの研究 「基金」「公益信託」「NPO」の現状と課題」(『新潟産業大学経済学部紀要』平成11年12月)などの著書や論文、自治体職員などの関係者に対する講演などにおいて、繰り返し提言してきた次第である。

寄付金制度を活用して、自治体の都市・地域政策を支援する際の寄付金の金額や税金の還付状況などに関する詳細な検討内容や提言内容については、あとで詳述する。

2 泰阜（やすおか）村の対応や見解に対する問題点と課題

田中知事の泰阜村への住所移転および住民票の異動について、泰阜村の認識、捉え方については、次のような問題点、課題が指摘される。

知事の転入先の新住所は、村長宅の一室を借室して使うことになっている。

また、村長宅がある唐笠地区の住民として、「区費」(一般の町会費や町内会費に相当する)をはじめ諸負担はもちろんのこと、道路作業や祭典などについても当然のこととして、私(注:村長)と同様にやってもらうとされているが、職業柄全てはできないと考えられるので、その場合には出不足金などの方法により対応してもらう、とされている。

このように借室の賃貸料の支払いおよび区費の支払い事実を根拠として、民法や住民基本台帳が規定する住所要件である「生活の本拠地」は泰阜村である、と考えられている。したがって、「精神的に泰阜村に本拠地を置く泰阜村民で、長野市はセカンドハウス」の位置づけであると認識され、住民税の課税権は泰阜村にあると主張されている。

また、「生活の根拠」が、泰阜村にあるかどうかについての議論があるが、それについては、これからのことであると、村長は主張されている。

ここで問題となる点は、村長が主張する、「精神的に泰阜村に本拠地を置く泰阜村民で、長野市はセカンドハウス」の地位づけである、とする見解である。

このように主張する村長の主張の気持ちは、筆者も分からないではない。

しかしながら、報道されているように、平成15年9月26日夕刻に泰阜村役場に転入届けを提出して、受理されて以来、実際の知事の滞在は、昨年場合は、わずかに5日であると指摘されている。知事本人が住民票の異動に際し、「毎週末ということについては難しいので、約束はできない」と本人が語っているように、泰阜村の滞在は実際にはほとんどないわけである。本年の動向においても、現状では1年間に数日ある知事の公休日を除けば、この実態はそれほど変わらないと推測される。

知事自身は、「生活の本拠地」は泰阜村であると認識されているが、一般的にみれば、このような村長宅の一室を借用した「居候」状態にあるのが実態である。

これでは、単なるアリバイ工作である、と批判されても致し方ない面がある。

このような実態をみれば、「精神的に泰阜に本拠地を置く泰阜村民で、長野は別荘

である」と主張することは、些か、論理の飛躍がある。正当性を主張することは無理があるといえる。

知事の日常生活の実態に即して言えば、逆に、「精神的には泰阜村に本拠を置く泰阜村民であり泰阜村は心のセカンドハウスであるが、(好まざるにかかわらず)実際の生活は県知事としての業務を遂行する都合上、長野市に住んで行なわざるを得ない」のが現状であるといえよう。

これは、筆者の全くの私見ではあるが、単なる独善と偏見ではない。知事の気持ちの代弁と実際の生活実態を表現した、偽らざる現実の状況であろう。

その意味では、泰阜村長が語るように、知事の住民票異動問題については、税金の納税の仕方、使われ方、住所と住民票の関係、税金を納めたい自治体へ納めることはどうなのか、それらを総合した問題提起であるとされ、これを、またあの県知事の稚拙な行為、パフォーマンスと捉えるか、現統治システムへの挑戦、問題提起と捉えるか、それぞれの判断による、と考えていると語っている泰阜村長の主張については、一部理解できる面もある。

私(注：村長)がやっても挑戦にはならないが、田中知事だから挑戦になると考えていると語り、知事は、「複数の自治体に税金を納めてもいいのではないか」という持論を展開しているが、実際それに挑戦するという田中知事の行動力には、敬意を表していると言っている。

このような問題提起をした田中知事の行動については、筆者も一定の理解を持つものである。

また、私(注：村長)が、もし「長野県知事」になった場合でも、住所は泰阜村で、税金(注：住民税)は泰阜村に払うつもりである、と強く主張している。つまり、県境から知事が誕生して、泰阜村からは通勤ができないので、県庁所在地の長野市で生活しても、長野市には税金は払うつもりはない。なぜならば、生活の本拠地は泰阜であるからである、と主張している。

このような村長の考え方については、当然のことであると筆者も理解できる。

一般に、衆参両院の国会議員の場合と同様のケースであると推測される。東京や東京近郊以外の地方圏から選出されている議員の場合には、国会議員が選挙される小選挙区の地元に住所がある。国会開会中は議員宿舎または東京等にある自宅に住み、閉会中は地元に戻るケースである。地元には妻子などの家族が住んでいるケースが多いと考えられる。したがって、住民票も地元にあるわけである。

田中知事も多くの地方選挙区の選出の国会議員と同様に、妻子などの家族がいて本

宅（国会議員本人からみれば、留守宅となる）に居住しているようなケースであれば、国会議員のケースと同様に、地元へ帰郷（田中知事の場合には泰阜村となる）するのは年に数回しかなくとも、これほど大きな問題とはならなかったのかもかもしれない。

プライバシーに係わる微妙な問題であるが、田中知事には妻子がいない独身のため、このような国会議員やサラリーマンの単身赴任のケースにおいて一般になされているような対応が困難であったことも一つの要因であると考えられる。

泰阜村長は、田中知事の今回の住民票の異動は、現統治システムへの挑戦、問題提起であると捉え、田中知事だから挑戦になると考えており、この問題はみんなで考えてほしい課題であると、語る泰阜村長の考え方には、基本的には筆者も賛意を示すものである。

ちなみに、このような事態が惹起されることを想定して、筆者は数年前から前述したような著書や論文において、自治体政策と市民参画の観点より、寄付金の利活用やその方法に関して種々提言をしてきた。筆者の提言や提案については、学会などにおいても評価されたほか、読者や地元マスコミで紹介されるなど一定の反響があった。

しかしながら、小生の提案は、今回の田中知事の場合のような社会現象と呼べるような大きな話題性や影響力があったわけではない。今回の結末が結果的にどのような結論になるにせよ、良きにつけ悪しきにつけ、田中知事の行動による問題提起の影響力の大きさ、また話題性を発揮させる力については、泰阜村長も語るように、筆者の提言などの影響力の大きさと比較にならないくらい大きいことをいまさらながら強く実感した次第である。

今回の田中知事の行動については、まさに、東京都の石原知事が銀行課税と称された「外形標準課税」を銀行に課税した時の状況に酷似している問題提起の方法に近いので、自治体の政策力や政策競争に対する問題提起であると、一定の評価ができる。

ちなみに、東京都の外形標準課税については、筆者も指摘したように、東京都の主張は高裁の審理においても実質的には敗訴が濃厚であったが、結審を待たずに、東京都は銀行側に対して和解案（当初の課税条件である課税率を引き下げて、銀行側の税負担を半分程度に軽減することにより、東京都側は銀行側の反発を軽減する一方、銀行側は東京都との関係修復を重視して、両者が妥協できる程度の課税金額とする）を提起して、妥結されたわけである。

3 長野市の対応や見解に対する問題点と課題

田中知事の泰阜村への住所移転および住民票の異動について、長野市当局の認識、捉

え方については、次のような問題点、課題が指摘される。

田中知事が、長野市西後町の自宅マンションから同県泰阜村に新住所を移転してその移転に伴う住民票を移動したことに対する鷺沢長野市長および長野市当局の見解については、そのポイントは大要、次のように要約できる。

長野市長は、長野市に市民税払いたくないと考えざるを得ないと語るが、同市市民税課では、「生活実態がどこにあるかにより、課税の可否を判断するとされ、現段階では、泰阜村に対して、田中知事的生活実態に関する調査照会などを踏まえ、長野市の住民税の課税の可否などについて検討するための資料を行なうことに重点を置いて事務手続き対応をしている。また田中知事に対しては、書面により生活実態に関する調査照会などを依頼している状況にあると、現在の事務諸手続きや資料収集などの情報収集の段階であるとしているが、これは当然のことであると容認できる。

直ちに、行政訴訟などを行なう予定はないとしているが、このような対応をされた知事の事例を認めると、課税制度自体を揺るがすことになると、最終的には泰阜村や知事との協議をした結果、協議内容などについて自由文に納得できるような回答や対応がなければ最終的には行政訴訟も辞さない、といわれているが、この点に関しても当然のことであると容認できる。

長野市側のこれまでの対応については、前述したように、記者会見における質疑応答を紹介しているとおりである。事実確認のための事務的な手続きを粛々と行っている状況にある。実質的な住民税の課税が確定される時期（田中知事の場合は他に原稿料などの所得があると考えられるので、税務署に確定申告をしていると考えられる。そのため、税務署から当該住所の市町村へ確定申告の内容が送付される時期は5月中旬から5月下旬になると予想される）までは、記者団から何度もこれまでと同様の趣旨の質問が繰り返し質問されようが、直ちに行政訴訟などの大きな問題に発展することはないと考えられる。

長野市長は、応援したい好きな市町村に住民税を納付したいと主張する田中知事の考え方には、一部共感する面もあるが、現行法上では、困難である、記者会見でも語っているが、筆者も同様に考えるものである。このように、長野市としては、生活の実態のある長野市に再度住民票を異動してもらい、あまりことを荒立てたくない、と考えているのが本音であろうと、筆者は推測している。

また市長は、法律のことはよく分からない。告発すべきだという人もいるし、国に調整させたらという意見もある。どういうやり方が良いかよく分からない、本人が「この辺でやめておこうか」と言われる淡い期待を持っていると語っている。

行政訴訟となれば、裁判には時間と経費が掛かることに加えて、田中知事の住民税も課税徴収することができないことから、得るものは少ない。この辺で、妥協点を見出したいと考えているのが本音ではあろう、筆者は推測している。

しかしながら、一方の当事者である田中知事は問題の提起であると考えていることから、長野市長の淡い期待は通じないと予想される。

市長は、記者会見で毎回この問題で質問されても、現段階では確認作業などの事務手続きに終始しているため、記者会見における種々の質問に対しては明確に回答できないことから、ほとんど困惑しているようである。その様子が目に浮かぶようである。

このように、市長の淡い期待に反した場合には、前述した資料にもあるように、4月上旬には「県知事へ決定を求める申し出」、6月上旬に「県知事の決定」、この知事の決定に対し不服がある場合は7月上旬に「裁判所への出訴」する、という日程となっている。これまでの経緯を鑑みると、筆者は、最終的には住民税の課税権は長野市にあるのか泰阜村にあるのか、どちらの自治体にあるのかについて行政訴訟となり裁判で争われる事態になるのではないかと筆者は推測している⁶⁾。

4 これらの経緯や動向に対する筆者の見解

このように、住民票の異動の有無や住民票の所在する現住所地の市町村が課税する住民税の課税権は、長野市か泰阜村のどちらにあるのかという問題が提起されている。前述したように、関係三者の対応や見解、またそれに対する問題点や課題を述べてきた。これらの諸問題を再整理して、今後の方向についてまとめると、次のような展開が予想される。

田中知事は、問題の提起として考えていることから、「県知事へ調整が求められた場合」には、田中知事は住民税の課税権は住民票がある現住所で泰阜村にあると決定することが予想される。この場合には、当然のことながら、実態の生活の本拠がある長野市側は到底納得できないであろう。もちろん、長野市に課税権があると知事が決定した場合には、泰阜村側は当然のことながら承諾できないと予想される。

長野市長が淡い期待であると語っているように、田中知事が生活実態の拠点がある長野市に住民票を再異動してくれれば問題は解決されようが、知事の行動問題提起は、言行の不一致や騒動の責任問題として、当然のことながら批判されることになる。

したがって、これら一連の経緯や経過を鑑みると、「知事の決定」に不服があるとして、行政事件訴訟法に基づき「行政訴訟」として提訴される可能性が大きいと予想される。

行政訴訟の裁判結果については、一審の地方裁判所においてどのような判決がな

されるかについて、現時点では分からない。裁判所の判決に関係者が納得されればよいが、単純には収まらない可能性が大きいと予想される。

いずれにしても、裁判結果を不服として高裁に控訴されることが予想される。願わくは東京都の外形標準課税のケースの場合と同様に、どこかで妥結できる着地点を関係者が探ることを期待したいが、その結果が分かるには数年の期間が必要となる可能性が高いと予想される。

数年来、筆者が提案している「寄付金の利活用方法」とは、田中知事の住民票の異動問題が話題にされた、昨年の平成15年10月26日に長野市長が定例記者会見の席上述べた見解とも相通ずる提案である。

長野市長は、「知事の住民票異動で、『一部共感できる』とのことだが、どういう部分か、伺いたい」との記者団の質問に対し、市長は、次のように答えている。

「仮に、東京で仕事をしている方が、「自分は長野に住んで両親の面倒を見ることのできないから、仕送りのつもりで、お世話になっている長野市へ一定の税金を送ってもいい」というルールがあれば、可能でしょうね、ということを上げかけた訳である。また、別の問題だが、長野オリンピックの開催に当たって、いろいろの方から協力をいただいた訳であるが、こういうときに、堂々と長野へ税金を払って応援をしたいということもあっていいだろうし、今回の知事の話もそういうことであるようだが、法律的に認められるならば、やってもよいと思う。逆にいえば、新たな税源として、長野出身者の全国の高額所得者へ呼びかけることも可能なので、こうした方法論があれば、考えても不思議ではないという意味で、『一部共感を覚える』と申し上げた」と市長が語っている。

数年来、筆者が提唱している趣旨は、まさに、このように「応援資金として仕送り支援資金を送る機能・役割の意味を併せ持つもの」として、現行法制度において認められている「寄付金制度を利活用する方法」にほかならないのである。

したがって、本稿は、行政訴訟の結果の如何に係わらず、田中知事が問題提起した、住民税の支払いは自分の意思で、政策に共鳴するような自治体に対して住民税を納付することによって支援したいという支援対策の有力な方法や対応の一つとして、現行法制上認められている「寄付金制度を利活用して、自治体に基金を設置し、特色あるユニークな都市・地域政策を遂行するための支援策」として最大限活用することを提唱するとともに、寄付金の金額や税金の還付状況などに関する詳細な検証、また自治体の都市・地域政策を支援する際の寄付金制度の利活用方法について提言するものである。具体的な寄付金制度などの検証については、次章に詳述する。

わが国の「寄付金」制度の概要と諸外国の「寄付金」制度の概要

わが国の「寄付金控除」制度および諸外国の「寄付金」制度の概要について、その概要を簡単に紹介する。

1 寄付金の概念

「寄付金」とは、いかなる名義をもって行なうかを問わず、金銭、資産または経済的利益の贈与または無償の供与をいう。

2 個人および法人の「寄付金」控除制度の概要

(1) 個人における「寄付金」の算入限度額

納税者が特定寄付金を支出した場合には、その納税者の総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額（平成10年1月1日から平成15年12月31日までの間については適用なし）、特別控除後の分離短期譲渡所得の金額、特別控除後の分離長期譲渡所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除および特定株式に係る譲渡損失の繰越控除の特例の適用後の金額）、先物取引に係る雑所得等の金額（先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用がある場合には適用後の金額）、山林所得金額または退職所得金額から、次の算式によって計算した金額を差し引くことができる。

したがって、個人が特定寄付金を行なう場合における「寄付金の控除額」の算出は、「その年中に支出した特定寄付金の額の合計額」と「その年分の総所得額、土地等に係る事業所得等の金額（平成10年 月1日から平成15年12月31日の間については適用なし）、短期譲渡所得の金額、長期譲渡所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計額の100分の25に相当する金額」とのいずれか少ないほうの金額 - 10,000円とされる。

ちなみに、平成13年10月1日より、「租税特別措置法」の一部が改正され、納税者個人の場合、認定特定非営利活動法人に対する特定寄付は、前述の同様の算式により、「寄付金の所得控除」が認められることとなったことは、周知のとおりである。

なお、「一般寄付金」については、所得控除としての対象とはならないことには改められていない。

(2) 法人における「寄付金」の算入限度額

内国普通法人の国や自治体に対する「寄付金」および「指定寄付金」については、

全額損金参入ができる。

また、「特定公益増進法人に対する寄付」については、「一般寄付金」と「一般寄付金と同額分を別枠で」合計した額が損金算入できる。

「一般寄付金」の参入限度額は、次の算式による。

$$\text{損金参入限度額} = [\{ \text{資本等の金額} \text{ 期末資本金} + \text{資本積立金} \} \times (\text{当期の月数} \div 12 \text{ヶ月}) \\ \times 0.25\% + \text{所得の金額} (\text{当期所得} + \text{支出した寄付金}) \times 2.5\% \} \times 1/2]$$

ちなみに、平成13年10月1日より、「租税特別措置法」の一部が改正され、内国法人については、認定特定非営利活動法人に対する寄付金は、特定公益増進法人と同様に、前述の同様の算式により、「一般寄付金」と「一般寄付金と同額分を別枠で」合計した額が損金算入できることとなったことは、周知のとおりである。

なお、現行法制度上では、社会事業団体、学校、神社等に対する通常の意味における寄付金以外の法人の行った贈与のうち、事業遂行上必要なことが明らかでないものについては、寄付金として取り扱われている。

次の表4 - 1 ~ 表4 - 3は、個人および普通法人における「所得税および法人税の寄付金税制の概要」、また「寄付金の所得控除の計算方法」「政党等に対する寄付金特別控除（税額控除）の計算方法」について示したものである⁷⁾。

表4 - 1 所得税と法人税の寄付金税制の主な比較

区 分	所 得 税	
(1) 国や自治体に対する寄付金	特定寄付金として、一定の金額を所得控除できる	支出額の全額を損金参入できる
(2) 指定寄付金		一般の寄付金とは別枠で一定の限度額の範囲内で損金参入できる
(3) 特定公益増進法人に対する寄付金		
(4) 特定公益信託の信託財産とするために支出した寄付金		
(5) 認定特定非営利活動法人に対する寄付金（注）		
(6) 政治活動に関する寄付金	政党等に対する寄付金については、税額控除を選択することができる	損金参入限度額の範囲内で損金参入できる
(7) 一般寄付金	所得控除できない	

（注）平成13年10月1日以降に、国税庁長官より認定を受けた認定特定非営利活動法人に対しては、認定の有効期間内に支出する寄付金について適用される。

表4 - 2 寄付金の所得控除の計算方法

寄付金控除 = (所得金額の25%または特定寄付金の額のいずれか少ない金額) - 1万円

表4 - 3 政党等に対する寄付金特別控除(税額控除)の計算方法

政党等に対する寄付金特別控除 = 【(その年中に支出した政党等に対する寄付金額の合計額) - 1万円】×30%
--

(注1) 寄付金の額の合計額は原則として所得金額の25%相当額が限度額である。

(注2) 特別控除額はその年分の所得税額の25%相当額が限度額である。

3 寄付金の種類と性格

個人および法人が寄付をする際の寄付金については、「特定寄付金」として、次のような「特定寄付金」が定められている⁸⁾。

(1) 国や自治体に対する寄付金

国や自治体への寄付金をいう。

(2) 指定寄付金

民法第34条の規定に基づき設立された法人で、公益を目的とする事業を行なう法人又は団体に対する寄付金で、「指定寄付」とは、国や自治体に対する寄付金と同様に、公益の増進に寄与する公募寄付金で、大蔵大臣が指定し、告示するものをいう。

(3) 特定公益増進法人に対する寄付金

「特定公益増進法人」とは、教育、科学の振興、文化の向上等の公益の増進に寄与する公益法人で、大蔵大臣により特定公益増進法人に指定された法人をいう。

次の ~ に示すような法人が該当する。

独立行政法人

自動車安全運転センター、総合研究開発機構、日本原子力研究所、私立学校振興・共済事業団、日本育英会、日本赤十字社など。

民法第34条《公益法人の設立》の規定によって設立された法人(ここでは「民法法人」という。)で次に掲げるもの 財団法人日本体育協会、財団法人関西文化学術研究都市推進機構、財団法人長寿社会開発センター、財団法人日本オリンピック委員会など。

民法法人(に掲げるものを除く。)のうち、次に掲げるもので当該民法法人の主たる目的である業務に関し、その運営組織及び経理が適正であると認められる

ことなどの指定要件を満たす法人で、科学技術に関する試験研究を主たる目的とする法人、人文科学に関する研究を主たる目的とする法人、海外の留学生交流(外国への留学生の派遣及び外国人留学生の受け入れなど)の推進を図る団体と連携を図りながら留学生交流を行なうことを主たる目的とする法人でその業務が全国の区域に及ぶ法人、青少年に対して健全な社会教育を行なうことを主たる目的とする法人でその業務が全国の区域に及ぶ法人、芸術の普及向上に関する業務を行なうことを主たる目的とする法人、文化財保護や歴史的風土の保存および活用に関する業務をする法人など。

私立学校法第3条に規定する学校法人で、専修学校や各種学校設置を主たる目的とするものまたは私立学校法第64条第4項《私立専修学校等》の規定により設立された法人で専修学校若しくは各種学校の設置を主たる目的とするもの

社会福祉法人

更生保護法人

(4) 特定公益信託の信託財産とするために支出した寄付金

主務大臣の証明を受けた特定公益信託のうちその目的が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものの信託財産とするため支出した金銭で、公益信託の目的に関し、特定公益信託に係る主務大臣の認定を受けたものが該当する。科学技術に関する試験研究を行なうものに対する助成金の支給、人文科学の諸領域に関する研究を行なうものに対する助成金の支給、学校教育法第1条に規定する学校における教育に対する助成、学生又は生徒に対する学資の支給又は貸与などを行なう公益信託である。

(5) 認定特定非営利活動法人に対する寄付金

個人が租税特別措置法第66条の11の2第3項に規定する認定特定非営利活動法人に対し、当該認定特定非営利活動法人の行なう特定非営利活動法人促進法第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄付金である。

(6) 政治活動に関する寄付金

個人が、平成7年1月1日から平成16年12月31日までの間に、政治資金規正法第4条第4項に規定する政治活動に関する寄付をした場合の当該寄付に係る支出金のうち、次に掲げる団体に対するもの政治資金規正法第3条第2項に規定する「政治団体」のうち次のいずれかに該当するものである。

政治資金規正法第3条第2項に規定する「政治団体」のうち該当するもの

政党のために資金上の援助をする目的を有する団体で、政党が自治大臣に届出

をしている政治資金団体

政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体で、衆議院議員若しくは参議院議員が主宰するもの又はその主要な構成員が衆議院議員若しくは参議院議員であるもの

特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体のうち該当するもの

(7) 一般寄付金

上記の(1)～(6)以外の一般の寄付金をいう。

その例としては、町内会、神社、祭り、小中学校において運動会などの学校行事やイベントなどが開催される際に寄付する寄付金などがあげられる。

ただし、これらの寄付金については、寄付金をした場合でも所得税法上、所得控除などの優遇税制措置はないことに留意する必要がある。

4 諸外国の「寄附金」制度の概要

わが国と諸外国における「税制上の寄附金に関する制度概要」について、「寄附金の控除枠」「寄附金の種類」「控除限度額」(法人税)の観点より比較とりまとめたものが、次表である(表5参照)⁹⁾。諸外国の「寄附金」制度の概要について、簡単に紹介する。

(1) わが国における寄付金制度の概要

わが国の寄附金制度の特徴についてみると、企業における法人税に関しては、一般の寄附金控除枠として、一定金額の寄附金は損金参入限度枠として認められている。また、特定公益増進法人に対しては一般の寄附金枠を超えて、さらに同額の寄附金控除枠が損金算入限度枠として認められている。

それに対し、個人の所得税の一般の寄附金控除枠として認められている対象団体の範囲は、ごく限られている。特定寄付金として、国・自治体への寄付、指定寄付、特定公益増進法人に対しては、所得の一定範囲内で所得控除ができるが、一般寄付については、所得控除されない。

(2) アメリカの寄付金制度の概要

アメリカにおける寄付金制度の特徴についてみると、企業における法人税に関しては、一般の寄付金控除枠として、一定金額の寄附金は損金算入限度枠として認められている。企業の寄付については、法人税の損金算入限度額を認定する計算方法は異なるが、基本的な考え方については、わが国の制度と同じと考えてよい。

表5 諸外国の寄付に関する税制の概要

	区 分	寄付金の種類	控除限度額（法人税）
日 本	一般の寄付金控除枠	寄付金の種類の特定なし	次の額を限度として損金に算入(資本等の金額×0.25%+所得金額×2.5%)×1/2
	特定の寄付金控除枠	国または地方公共団体に対する寄付金 指定寄付金	全額を損金に算入
		特定公益増進法人に対する寄付金	一般寄付金の損金算入枠を使用できるほか、次の額を限度として損金に算入(資本等の金額×0.25%+所得金額×2.5%)×1/2
ア メ リ カ	一般の寄付金控除枠		
	特定の寄付金控除枠	特に公益性の強い団体に対する寄付金(連邦・州政府に対する公共の目的の寄付金を含む) その他の公益団体に対する寄付金	課税所得の10%を限度として損金算入
イ ギ リ ス	一般の寄付金控除枠		
	特定の寄付金控除枠	慈善団体(慈善目的のためにのみ設立された団体)に対する寄付金であって、 3年超の期間にわたって毎年寄付を行うことを約した捺印証書契約に基づくもの 1回限りのもの	全額を損金算入 支払配当の3%を限度として損金算入(非同族法人)または年間500ポンドを限度として損金算入(全法人)
ド イ ツ	一般の寄付金控除枠		
	特定の寄付金控除枠	慈善、協会、宗教、学術目的および特に奨励に値すると認められる公益目的の寄付金	以下のいずれか大きい金額を限度として所得控除 年間総売上高と賃金の合計額の0.2% 所得の5%(学術、慈善目的および特に奨励に値すると認められる文化目的の寄付金については10%)
フ ラ ン ス	一般の寄付金控除枠		
	特定の寄付金控除枠	特に公益的である団体に対する寄付金(宗教団体、慈善団体、その他オリンピック組織委員会など事前に認められた団体) その他一定の公益団体に対する寄付金 認可研究機関等に対する寄付金	年間総売上上の0.3%を限度として損金算入 年間総売上上の0.2%を限度として損金算入
カ ナ ダ	一般の寄付金控除枠		
	特定の寄付金控除枠	連邦、州政府への寄付金カナダ文化検査委員会により認定された文化財の寄付金 登録慈善団体への寄付金	全額を損金算入 所得の20%を限度として損金算入
イ タ リ ア	一般の寄付金控除枠		
	特定の寄付金控除枠	国、公的機関に対する寄付金 特定文化・芸術活動のための寄付金 その他特定の公益団体に対する寄付金	全額を所得控除 所得の2%を限度とする所得控除

注：大蔵省主税局調査課資料より抜粋

出所：通産省編『地域貢献企業の時代』(通商産業調査会、1990年4月)233-234頁。

それに対し、個人の所得税の寄付金控除に対する考え方は異なっている。アメリカにおいても国・自治体への寄付金にたいする所得控除は、わが国の制度とは基本的に異なる。異なる点は、個人の所得税の寄付金控除枠として認められている対象団体の範囲の相違である。

わが国では、寄付金控除枠として認められている対象団体の範囲はごく限定されているのに対して、アメリカでは公益性の強い団体等、公益団体に対して広く寄付金控除の対象団体とされている。この対象団体の範囲は、わが国とは比較にならないくら

い広く認められていることが特徴的である。わが国では、公益法人に対し寄付をする場合においては、寄付金として所得控除等が認められるケースはほとんどないこととは対照的である。

(3) イギリスの寄付金制度の概要

イギリスにおける寄付金制度の特徴についてみると、企業における法人税に関しては、一般の寄付金控除枠として、一定金額の寄付金は損金参入限度枠として認められている。企業の寄付については、法人税の損金参入限度額を認定する計算方法は異なるが、基本的な考え方についてはわが国の制度と同じと考えてよい。

それに対し、個人の所得税の寄付金控除に対する考え方は異なっている。異なることは個人の所得税の寄付金控除枠として認められている対象団体の範囲の相違である。イギリスでは、寄付金控除枠として認められている対象団体としては、慈善団体（慈善目的のためにのみ設立された団体）である。

(4) ドイツの寄付金制度の概要

ドイツにおける寄付金制度の特徴についてみると、企業における法人税に関しては、一般の寄付金控除枠として、一定金額の寄付金は損金参入限度枠として認められている。企業の寄付については、法人税の損金参入限度額を認定する計算方法は異なるが、基本的な考え方についてはわが国の制度と同じと考えてよい。

それに対し、個人の所得税の寄付金控除に対する考え方は異なっている。異なることは個人の所得税の寄付金控除枠として認められている対象団体の範囲の相違である。ドイツでは、寄付金控除枠として認められている対象団体としては、慈善、教会、宗教、学術目的および特に奨励に値すると認められる公益目的の寄付金である。

(5) フランスの寄付金制度の概要

フランスにおける寄付金制度の特徴についてみると、企業における法人税に関しては、一般の寄付金控除枠として、一定金額の寄付金は損金算入限度枠として認められている。企業の寄付については、法人税の損金算入限度額を認定する計算方法は異なるが、基本的な考え方についてはわが国の制度と同じと考えてよい。

それに対し、個人の所得税の寄付金控除に対する考え方は異なっている。異なることは個人の所得税の寄付金控除枠として認められている対象団体の範囲の相違である。フランスでは、寄付金控除枠として認められている対象団体としては、特に公益的である団体に対する寄付金（宗教団体、慈善団体、その他オリンピック組織委員会など事前に認められた団体）、その他の公益団体、認可研究機関等に対する公益目的の寄付金である。

(6) カナダの寄付金制度の概要

カナダにおける寄付金制度の特徴についてみると、企業における法人税に関しては、一般の寄付金控除枠として、一定金額の寄付金は損金算入限度枠として認められている。企業の寄付については、法人税の損金算入限度額を認定する計算方法は異なるが、基本的な考え方についてはわが国の制度と同じと考えてよい。

それに対し、個人の所得税の寄付金控除に対する考え方は異なっている。異なることは個人の所得税の寄付金控除枠として認められている対象団体の範囲の相違である。カナダでは、寄付金控除枠として認められている対象団体としては、連邦、州政府への寄付金、カナダ文化検査委員会により認定された文化財の寄付金、登録された慈善団体に対する公益目的の寄付金である。

(7) イタリアの寄付金制度の概要

イタリアにおける寄附金制度の特徴についてみると、企業における法人税に関しては、一般の寄付金控除枠として、一定金額の寄付金は損金参入限度枠として認められている。企業の寄付については、法人税の損金算入限度額を認定する計算方法は異なるが、基本的な考え方についてはわが国の制度と同じと考えてよい。

それに対し、個人の所得税の寄付金控除に対する考え方は異なっている。異なることは個人の所得税の寄付金控除枠として認められている対象団体の範囲の相違である。イタリアでは、寄付金控除枠として認められている対象団体としては、国、公的機関に対する寄付金、特定文化・芸術活動のための寄付金、その他特定の公益団体に対する公益目的の寄附金である。

5 「寄付金」制度をめぐる現状と課題

わが国の税法上の寄附金の取扱について、基本的に、法人については、資本等を基準に一定率の損金算入限度額が認められていることは一般的によく知られている。制限されているとはいえ、ある程度、現状においても活用されている点は忘れてはならない。

しかしながら、個人においても、同様の寄付金控除制度があることは、一般にはほとんど知られていないのが実情である。

一般に、給与所得者が「所得税の確定申告書」を本人が作成することは、極めて稀であるといえよう。「所得税の確定申告書の用紙」を見たこともないという人の方が多いかもしれない。その理由については、本来的には、所得税の決定については、本人自らの確定申告（税理士等による代行業務は認められている）により所得税を計算し納付することが原則である（申告納税）が、一般的には、各人の所属する勤務先の法人事業所

(企業、公官庁、学校、公益法人等)が、便宜的に本人に代わり、所得税および居住地のある市町村民税・都道府県民税などについて税務計算を行ない、一括して国税当局や各市町村・都道府県に対し当該年度における予定納税額(市町村民税・都道府県民税については前年度の所得に対し課税されるもので、当該年度の税額は確定している)を納付することになっていること(1年間の収入所得が確定する12月に、「年末調整」により、所得税の予定納税額の過不足が調整される)は、周知のとおりである。

これは「給与所得者等の源泉徴収制度」と呼ばれるもので、一般の法人事業所において恒常的に行われている。そのため、この源泉徴収制度は「所得税納税の特例納付である」ということは、一般の法人事業所の勤務所得者層である、いわゆるサラリーマンと呼ばれる給与所得者にはほとんど知られていない。個々人にとっては、煩雑な税務申告計算を免れることから、一般には歓迎されている。

一方、確定申告をする人は全勤務所得者のうち統計上2割程度であるといわれる。一部の高額所得者層(年間収入が2,000万円以上の人)や不動産収入など事業収入のある人を除けば、所得控除の対象となる「医療費控除」「生命保険料控除」、あるいは税額控除の対象となる「住宅借入金(取得)等特別控除」「配当控除」などにより「源泉徴収された税金の一部が還付される」対象者が大半であるといえよう。これらの税金還付の対象者にしても、法人事業所による年末調整は可能であることから、税務署に確定申告する人は極めて数が少ないのが実態であるといえよう。

したがって、法人税の寄付金の損金算入制度と同様に、「個人においても寄付金に対する所得控除制度が存在するという事はほとんど認識されてはいない」と考えても過言ではないであろう。

ちなみに、「寄付金制度は現行制度上においてもほとんど利活用されてはいない」という指摘や批判がみられるが、一般には税務に関係する関係者以外は、「所得税の確定申告書の申告用紙」を見たことがない人が多いという現状を考えるならば、「寄付金に対する所得控除制度が存在するという事実さえもほとんど認識されていない」のが実情であろう。

この理由は、所得税の確定申告をした人がほとんどいないということを考えれば、「所得税の計算過程で、寄付金の所得控除がある」ということが一般に知られていないことは致し方のないことであろう。と同時に、給与所得者等の一般の人が、「公益団体等に対し寄付するという寄付行為の行動」を採るとは到底考えられないことは自明であろう。

欧米諸国の寄附金制度の充実さに比べて、一方ではわが国の寄付金控除制度の脆弱が指摘され、制度の充実・強化を図ることが重要であると指摘されている反面、他方では、「寄付金制度それ自体が存在しているにもかかわらず現行ではほとんど活用されてはい

ないことから、これ以上の特例措置等を行なう必要はない」という指摘がしばしばなされている。

このように、両者間において主張する議論がほとんど噛み合わない不毛の論争がしばしば展開されることが見受けられるが、これらの論争自体意味のないものである。

このような両者の不毛な論争をする前に、当面の課題としては、「所得税の寄付金控除制度が存在するという事実を、まず国民一般に広く知らしめることに努力する」という基本的な問題を解決することが先決で重要な問題であることを強く認識する必要がある。

その意味では、長野県田中知事の一見奇異唐突に感ずるこのような行動について、「住民税の課税地論争」の観点から若干逸脱はするものの現行法上に認められた制度を踏まえ、田中知事の本種を生かす方法として、「寄付金制度の利活用」の観点からこの問題を再考することは意義あることと高く評価できよう。

個人における「特定寄付金と所得税」の関係

現行の所得税法においては、個人が団体や法人に対して寄付を行なうことについて、近年、規制が緩和される傾向にあるとはいえ、種々の制約があり、法人における寄付金のように広く一般に認められていないことは周知のとおりである。

本稿では、長野県田中知事が住民票を異動してまで、個人の住民税を小規模団体に有効に活用してもらいたいと、財政的支援措置の一環として行動を惹起したことについて、解決策の一つの方法の視点より、国や自治体に対する「特定寄付」制度を活用することを提案・提言するものである。

個人が国や自治体に対して、特定寄付を行った際に、実際の寄付金額と寄付金の所得控除による所得税および市町村民税等の税額がどのように変化するかについて、特に次のような観点、すなわち、寄付金を行なわなかったケース、寄付金を行った際の寄付金額に応じた所得税額および住民税額（市町村民税・都道府県民税の税額）の変化と、その場合の税負担額の変化との関係、寄付金による実質的な税負担額の変化とその実質的な負担の状況、寄付金を行なうという寄付行為がもたらす社会貢献としての個人の満足度・寄与率などの視点より、寄付金額に応じて所得税額および住民税額の変化の状況について、それぞれどのように変化するのかということをもとに具体的な数値に基づき試算し、比較検証をする必要がある。

1 寄付金に対応した所得税および市町村民税・都道府県民税の税額の変化の分析

一般に、給与所得者等の納税者が自治体などに対して特定寄付をすることは、制度としてはあるとはいえ、これまでの現状をみるかぎりではほとんど行われてはこなかったというのがその実態である。

したがって、寄付金を行なうことにより、「所得税および住民税の税額」(本稿では、市町村民税および都道府県民税のうち、特に今回議論されている「市町村民税の所得割の額」を中心に分析・比較検討をしている、また本来、所得税が当該年の1年間の収入額により決定されるのに対して、住民税は前年の1年間の収入額により決定されることになっているが、便宜上、所得税と同様に、同一年の収入額に対して課税される、と仮定していることをあらかじめ了承願いたい)がどのように変化するかについて分析することは極めて大きな意味をもつわけである。

一般的に納税者、特に給与収入者が寄付金を行なうということが行われてはこなかった背景については、次のような理由があげられる。

自治体の側に、特定寄付を受け入れるための基金制度や受け入れ体制が不備であること、また加えて寄付金や基金の受け入れ等に対するPR活動を積極的に行ってはこなかったこと

給与所得者などの納税者は、所得税や市町村民税等の納税をする場合については、勤務先の事業所が本人に代わり代行していた関係により、所得税等の納付については最終的に年末調整により所得税額が決定され、それに伴い翌年度における住民税(市町村民税・都道府県民税)が自動的に決定されるなど、所得税等の決定過程において、手続き事務が煩雑な確定申告書の作成や納税額などの決定に関してはほとんど興味を示さなかったこと

特に、給与所得者については、「源泉徴収という徴税方法が一般的とされてきた」ことから、税負担の意識が希薄となりがち傾向にある。これらの給与所得者の最大の関心事は、所得税および保険料控除などを差し引いた残りの給与の支給部分、いわゆる「手取り額」の多寡についての関心が主で、所得税や市町村民税などの計算過程や税額にはあまり関心を持たない傾向にあったことに起因する。

この一般的であると認識されている給与所得の「源泉徴収という徴税方法」の手続きについては、税法上では、特例措置であるということについてもほとんど認識されてはいないのが実態であること

徴税後の税金の用途など、国や地方自治体の財政運営や財政制度などについては、一般の給与所得者においてはほとんど馴染みがないことから強い関心があまり持た

れなかったこと

などがその主たる要因としてあげられる。

2 寄付金額に対応した所得税および市町村民税の実質的な増減額の把握

一般に、給与所得者等の納税者が自治体に特定寄付をするということは、これまでの納税者の現状をみるかぎりにおいてはほとんど稀であるということを前提条件として考えるならば、「寄付金額に対応した所得税および住民税（市町村民税・都道府県税）の税額の変化」について分析することの意味については、自治体に特定寄付をするということにより、一方では所得税の税額決定過程において、「所得控除」（所得税法第78条第1項および第2項）が認められていることから、所得税および住民税（市町村民税・都道府県税）の税額は寄附をしない場合に比べて税額が軽減されることにつながるわけである。

他方、個人が当初予期してはいなかった自治体に対し寄付をするという寄付行為を行なうことについては、その分だけ予期せぬ余分の負担を強いられるという側面がある。そのため、このような特定寄付金を行なうことが、実際にどの程度、所得税や住民税の増加となって、個々人の可処分所得に影響を与えるのか、などに関する議論はほとんどなされたことがないといっても過言ではないであろう。

一般に、「医療費控除」の場合には、病気や入院など予期しない疾病によりかかった諸費用などの医療費負担に関しては、「所得控除の対象」となることから、「確定申告することにより、納税された所得税が一部還付される」（税金の一部が返還される）ことがよく知られている。

「寄付金控除」においても、医療費控除と同様に、「所得控除の対象」となるわけであるが、どの程度税負担の軽減がもたらされるのかということについては、必ずしも詳らかにされ、議論されてきたことはこれまでほとんど例がないといえる。したがって、仮に、自治体に対して特定寄付をしたとするならば、現行の法制度上のもとの、所得税および住民税（市町村民税・都道府県民税）は実際にどのように変化するかという点について、事前に試算をするなど検証する必要がある。

このように、寄付金額に対応した所得税および住民税（市町村民税・都道府県民税）の税額の変化の状況について、これらの試算数値の結果を示すことにより、実質的な税額負担の増減関係が明らかになるとともに、「自治体に対する特定寄付」について、より一層の関心を高めることにつながるようになるといえる。

また、「所得税および住民税（市町村民税・都道府県民税）」について、その税額の実質的な増加・減少額について分析することの意味は、特定寄付の金額の多寡は実質的にど

の程度税負担の増加になるのかという観点より、試算することにより、特定寄付の促進を誘導するためには、その実質的な負担増加の程度を明らかにする観点からも必要である。

同時に、「税額の実質的な増減額」について分析することの意味は、自治体に対して指定寄付をした際に、実質的に個人の可処分所得が制限されることになることは不可避的である。すなわち、特定寄付金の所得控除を受けられることにより所得税および住民税（市町村民税・都道府県民税）の軽減効果がもたらされる反面では、「予期せぬ寄付金の出費を伴うことになる」わけである。

したがって、自治体に対し特定寄付金をすることにより、実質的に所得税等についてはどの程度軽減され、一方では寄付に伴う寄附金と所得税等の税額はどの程度増加するのかということについても、併せて試算し検証することによって、この両者の関係性について明らかにする必要があるわけである。

3 寄付行為による寄付者の社会貢献度、満足度等の社会的寄与率の把握

給与所得者等が実際に行った寄付金額がどの程度の効用や効果をもたらすことになるのかについて試算し検証することの意味については、寄付金することにより所得税および住民税が軽減されることから額の合計額と寄付金と所得税額および住民税（市町村民税・都道府県民税）の合計額である、いわゆる「税負担額」とを比較検証することによって、寄付行為を行なうことに対して、寄付者が自らの社会貢献を行っているという意識を強く認識するとともに、直接的に政策などの支援・応援効果がもたらされることにつながることから極めて重要な議論であるといえる。

また同時に、自治体側において、政策の遂行・実施をするために財政的な支援・応援を積極的に要請していくという観点より、極めて重要な意味をもつわけである。

すなわち、税を納税することに比べて寄付金をするという行為は、より積極的に社会貢献に資するための税財源として自らの資産を積極的に提供するという、いわば自他共に一つの目的を達成することにつながると考えられるわけである。

このように、「寄付金による実質的な税負担額」（寄付金＋所得税＋市町村民税の合計額）について試算し検証をすることは、寄付をすることにより、実質的に所得税額および住民税（ここでは市町村民税の所得割の税額）は軽減されることから、この数値の比較検討を行なうことによって、寄付者の社会貢献度を測ることができる。

このように、「寄付金による実質的な税負担額の割合」（ $\frac{\text{寄付金} + \text{所得税} + \text{市町村民税の合計額}}{\text{寄付金をしない場合の基準額}}$ ）を「寄付行為による自治体政策支援寄与率」と呼ぶことにする。この「寄付行為による自治体政策支援寄与率」とは、自らの意

志により寄付金をすることにより、「寄付金と所得税および市町村民税などの税負担の軽減化を通じて、自治体財政に対し納税者の社会貢献活動の意志の現れを数値化した指標である」と定義づけられる。ある意味では、「納税者の自治体財政に対する財政運営の意思表示を示す割合の指数、また納税者の財政運営に対する関与の度合いを表す指数である」ともいえる。

このような視点より、長野県田中知事の場合について、所得税額および市町村民税などの納税額について、寄付金との関係の視点からシミュレーション分析をして比較検証する。シミュレーション分析および比較検証の結果は、次のとおりである。

田中知事の所得税および住民税の納税額の試算 現行税法の適用による検証

1 田中知事の住民税の納税額の試算の必要性

このような公の場において、長野県田中知事の個人のプライバシーに係わるような収入の捕捉をすること、またそれに基づいて所得税や住民税などの納税額の試算などについて議論するようなことは、本来、不謹慎であり厳に慎むべきことであるということについては、筆者も十分認識している。ただし、今回の場合については、次のような観点から最小限度必要であるので、やむを得ない仕儀であると容認されたい。

今回の住民税の納税地問題については、公人としての長野県田中知事が、生活の本拠地としての実態は極めて薄い市町村に自ら住民票を異動して、住民税の納税をその市町村へ行なう行動をし、応援したい市町村に自らの住民税を納税したいという問題提起をするとともに、実際にその行動起こしたことに端を発している。

筆者は、本稿では、この問題を解決する重要な糸口として、「寄付金」制度を利活用することを提案・提言したいと考えるものである。すなわち、寄付金を行なうことによって所得税や住民税は実際どのように変化するかという観点より、この問題を議論したいと考えている。そのため、これらについて議論する過程において、田中知事の収入把握や所得税および住民税の把握などが最小限必要となる。

すなわち、長野県田中知事が主張する応援したい市町村に自らの住民税を納税したいという問題提起に対して、筆者の提案を具体的に議論するに際して、少なくとも田中知事の所得税額や住民税額を試算する必要があること、また応援したい市町村に自らの住民税を納税したいという田中知事の意向について、「寄付金」制度を利活用することにより、実際に、所得税や住民税は実際どのように変化するのかについて、シミュレーショ

ンし検証するものである。

その理由は、長野市長が主張する「住民税は生活の本拠地である長野市に納税すべきである」との指摘や泰阜村長が主張する「田中知事の問題提起を単なる知事のパフォーマンスと捉えるのではない」との指摘を踏まえ、「単なる住民税の課税権論争や住民票登録・異動制度の適否問題」に終始するというように問題を矮小化するのではなく、現統治システムへの挑戦、問題提起と捉えることによって、一般の自治体に対する政策支援措置の可能性の検討、また政策遂行能力の充実・向上について議論をしようと考えているからにほかならないからである。

この問題に対する解決の一つの方向として、「寄付金制度の利活用とその充実・強化を図る」があげられる。その意味では、長野県田中知事の最小限の収入の捕捉や所得税や住民税を試算把握することは、関係者間における議論の提供資料として容認される範囲にある、と筆者は考えている。

したがって、直接住民票を異動して住民税を納税するという、ややもすると、脱法的行為となるような行動・行為は一般にはなじまないことは明白である。また、田中知事が主張するように、住民基本台帳制度の形骸化、また悪用化が促進される懸念が極めて大きいことを憂慮するものである。このような観点を踏まえ、長野県田中知事の主張する「小規模な自治体の支援ができないか」という視点から現行法制度における寄付金控除制度の拡充を筆者は提言・提唱しているわけであるが、この議論の過程において長野県田中知事の最小限の収入を把握する必要が生ずるのである。

一般に、この収入額に基づき所得税や住民税が決定されることは周知のとおりである。すなわち、寄付金の多寡が、所得税や住民税の納税額にどのように影響を与えるのかについてを把握することにより、筆者の提言・提唱の妥当性を検証するわけである。この検証過程で田中知事の収入の把握が必要となる。

この試算過程および検証結果を通じて、筆者の提案・提言が一般県市民においても受け入れられ、さらによりよい議論が展開されることを期待するものである。

また、一般の県市民が、田中知事と同様に、自治体を実施するユニークな施策や特色ある有意義な政策を推進するに際して、その支援・応援のために寄付金をした場合には、所得税および住民税はどのように変化するのかについて、いくつか典型的なケースについて具体的にシミュレーション分析し、検証したいと考えている。

例えば、次のようなケースである。1年間の収入が500万円、700万円、800万円、1,000万円、1,200万円、1,500万円ある人が、10万円、30万円、50万円、70万円、100万円の寄付金をした場合には、それぞれ所得税および住民税はどのように変化するのかに

ついて、田中知事のケースと同様に、具体的にシミュレーション分析することにより、一般市県民が寄付金制度問題に関心を持つことを促進するとともに、自治体政策おける寄付金の利活用および基金制度の効用について検証するものである。

それは、まさに寄付金をすることにより、田中知事が提唱している自治体政策の支援を促進する効用があると同時に、自治体においては、自ら実施する施策・政策に知恵を絞り政策間競争による新たな税財源の獲得に努める効果を促進する一方、一般の県市民の自治体の行財政改革に対する関心を高める効果を促進することにも繋がるというように、一石三鳥にも及ぶ多大な波及効果をもたらすことにほかならないのである。これらのシミュレーションの試算結果およびその検証については、別途、項を改めて詳述する予定である。

周知のように、平成16年度分以降の所得税および平成17年度分以降の個人住民税については「配偶者特別控除」の廃止が決定されているが、田中知事は独身のため、「配偶者特別控除」が適用されないため、本稿において検証されているシミュレーションにおいては影響されない。また、定率減税の廃止など税制改正が検討されているが、本稿ではこれらの税制改正についてはないものと仮定し議論・検証する。その理由については、本稿ではまず第1義に、長野県田中知事の住民票異動に伴う住民税の課税権問題に端を発した事案に対し、その解決方法の一つとして現行の「寄付金制度」の拡充、また充実化について議論・検証をすることを目的としているからにほかならないからである。また、税制改正全般に関わる議論について議論、検証しているのではないことによる。了承願いたい。

2 所得税の納税額の試算

(1) 税額試算の前提条件

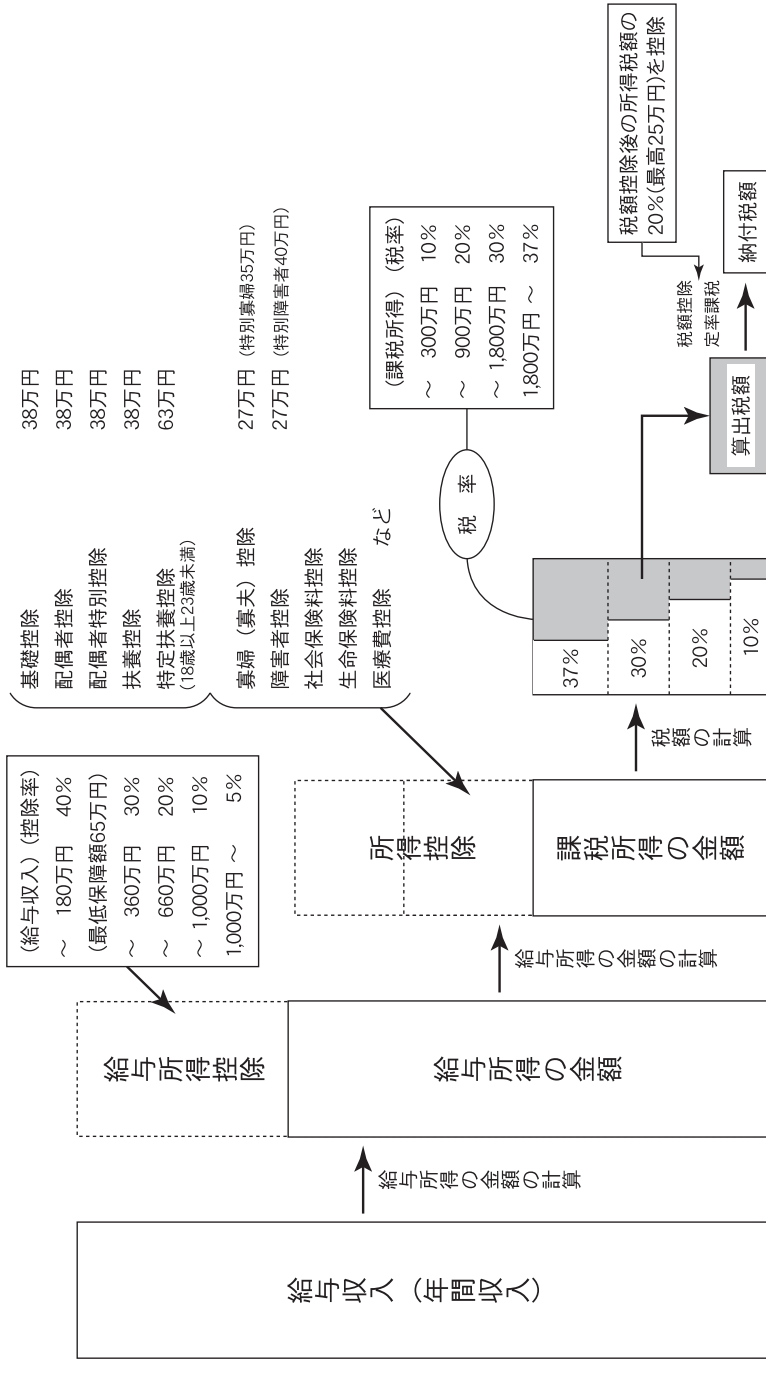
田中知事の収入額などが公表されていないこと、また田中知事の収入の把握それ自体を目的としているわけではないので、ここでは確定申告における納税額の計算過程に従って、一定の前提条件に単純化した仮定のもとで、所得税および住民税の納税額の試算を行なうことにする。当然のことながら、実際の収入額などと異なることはいうまでもない。

所得税の税額を試算する上で、試算の前提条件などは、次のように仮定する。

(2) 所得税の税額の計算方法

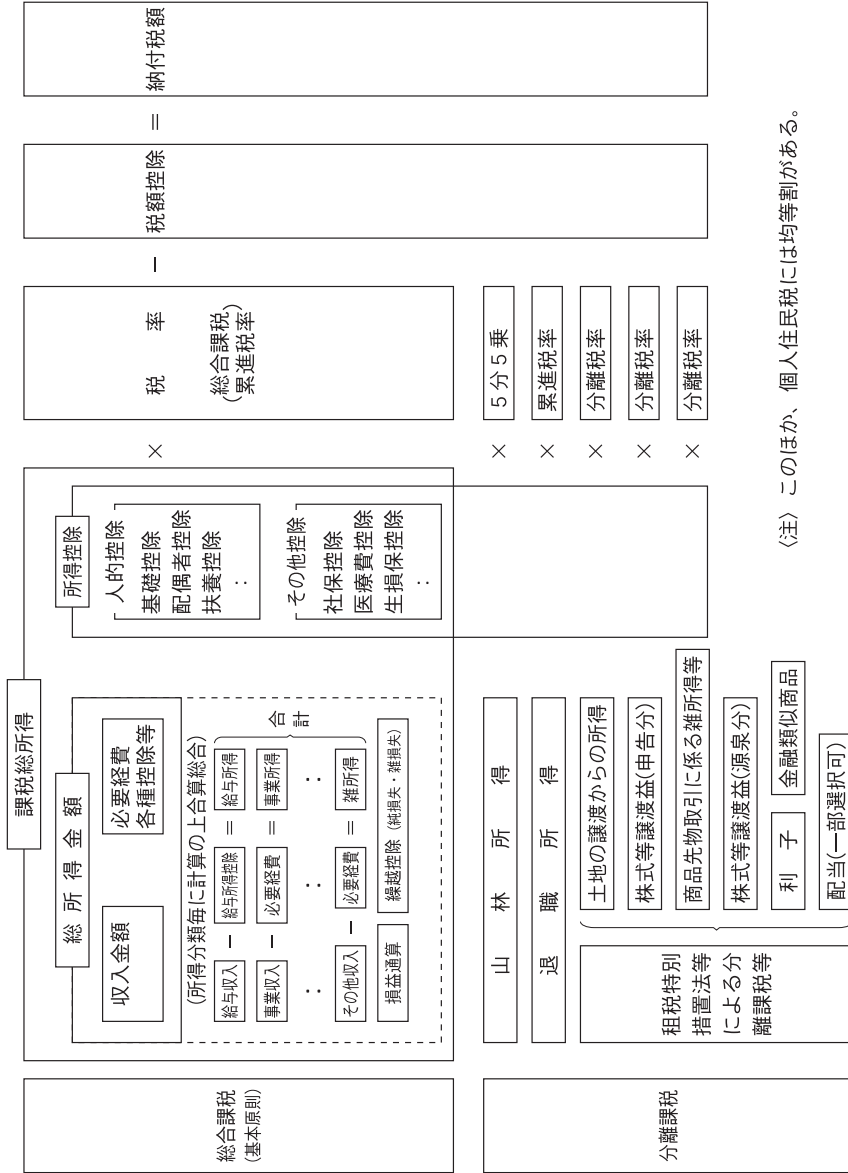
所得税額を算出する計算方法は、基本的に次のとおりである（図1 - 1～図1 - 2参照⁰⁾）。

図 1 - 1 給与所得者の所得税の計算方法



出所：国税庁資料 (<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryou/025.htm>)。

図 1 - 2 所得税及び個人住民税の基本的な仕組み（イメージ）



〈注〉このほか、個人住民税には均等割がある。

出所：国税庁資料 (<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryu/024.htm>)。

(1) 収入金額等の把握

一般に、収入金額等には、収入源として、「事業（営業等、農業）」「不動産」「利子」「配当」「給与」「雑」「総合譲渡（短期、長期）」「一時」がある。

田中知事の収入については、知事の俸給のみとして「給与所得のみ」と仮定する。

知事の俸給額は公表されていないので、正確には不明である。1年間の俸給額は1,500万円と仮定する¹¹⁾。原稿料や講演料などの「雑所得など他の所得」はないものと仮定する。

収入金額等から所得金額を確定するため、「収入金額」から「収入から差し引かれる金額」、すなわち、必要経費を差し引いて、「所得金額」を求めることになる。不動産所得等の所得者は、家賃収入等から都市計画税等の租税負担などの必要経費を差し引き所得金額の計算をする。ただし、田中知事の場合は、収入は給与のみであると仮定したので、「給与所得金額」は「給与所得の速算表」より算出する。

(2) 所得控除の把握

次に、「所得金額」から「所得から差し引かれる金額」、すなわち、「所得控除金額」を差し引いて、「課税される所得金額」を求める。

なお、「所得控除」には次のようなものがある。「社会保険料控除」「小規模企業共済等掛金控除」「生命保険料控除」「損害保険料控除」「老年人、寡婦、寡夫控除」「勤労学生、障害者控除」「配偶者控除」「配偶者特別控除」「扶養控除」「基礎控除」「雑損控除」「医療費控除」「寄付金控除」である。

田中知事の場合は、所得控除される社会保険料控除については、一般民間企業における健康保険、厚生年金、失業保険などに相当する、自治体が加入している「公務員共済制度」が適用されていると考えられる。扶養家族などにより異なるが、公務員共済の自己負担分は収入の10%と仮定する。社会保険料控除は150万円となる。

生命保険料控除および損害保険料控除は、それぞれ上限額の5万円、1万5千円と仮定する。

配偶者や扶養する親族などはいないと仮定する（知事は独身のため）。

医療費控除はないと仮定する。

寄付金控除はないものと仮定する。

(3) 所得税額の計算

所得税の計算は、「所得金額」から「所得控除」を差し引き、「課税される所得金額」を計算し、「課税される所得金額」に応じた「税率」を乗じ、「所得税額」を求める。

(4) 申告納税額の計算

最後に、「所得税額」から「税金から差し引かれる金額」、すなわち、「税額控除」を差し引いて、「申告納税額」を求める。

「税額控除」には、「配当控除」「住宅借入金（取得）等特別控除」「政党等寄付金特別控除」「災害減免額」「外国税額控除」「定率減税額」がある。

田中知事の場合は、「配当控除」「住宅借入金（取得）等特別控除」「政党等寄付金特別控除」「災害減免額」「外国税額控除」はないものと仮定する。

(3) 所得税の納税額の計算

以上の前提条件の下で、田中知事の所得税を計算する。次のとおりである（表6 - 1 参照）。

表6 - 1 田中知事が「他の自治体に15万円特定寄付をした場合」の所得税額の変化

類 型（ケース別）	（基準値）	【ケースA】	【ケースB】	【ケースC】
(1) 給与所得の金額	1255万円	1255万円	1255万円	1255万円
(2) 所得控除の合計額	194.5万円	194.5万円	194.5万円	194.5万円
社会保険料控除	150万円	150万円	150万円	150万円
生命保険料・損害保険料控除	6.5万円	6.5万円	6.5万円	6.5万円
配偶者・配偶者特別・扶養控除	0円	0円	0円	0円
基礎控除	38万円	38万円	38万円	38万円
医療費控除	0円	0円	0円	0円
寄付金控除	0円	14万円	0円	0円
(3) 課税される所得金額	1060.5万円	1046.5万円	1060.5万円	1060.5万円
(4) 課税される所得税額	195.1万円	190.9万円	195.1万円	195.1万円
(5) 税額控除の合計	25 (39.0) 万円	25 (38.1) 万円	29.2 (43.2) 万円	29.2 (43.2) 万円
住宅借入金（取得）等特別控除等	0円	0円	0円	0円
定率減税額（課税される所得税額×20%）	25 (39.0) 万円	25 (38.1) 万円	25 (39.0) 万円	25 (39.0) 万円
寄付金の税額控除【寄付金 - 1万円）×30%】	0円	0円	4.2万円	4.2万円
所得税額	170.1万円	165.9万円	165.9万円	165.9万円

(注)(基準値)とは、寄付金をしない場合の通常のケースである。

【A】: ケースAは、現行の税法制度における「所得税の寄付金控除」制度に準拠したシミュレーション結果である。ケースA・B・C共に寄付金額は15万円である。定率減税額の最高は25万円である。

【B】: ケースBは、現行の税法制度の第1段階の税制改革として、政党等における税額制度と同様に、「所得税の税額控除制度」が採用されたと仮定した場合のシミュレーション結果である。

【C】: ケースCは、現行の税法制度の第2段階の税制改革として、「所得税および住民税における税額控除制度」が採用されたと仮定した場合のシミュレーション結果である。

(1) 収入金額等の把握

年間の給与収入額1,500万円と仮定すると、「給与所得の速算表」によれば、「給与等の収入金額の合計額」は、1,000万円以上に該当するので、次の式で算出する。
 $1,500万円 \times 95\% - 170万円$ (控除額) である。すなわち、所得金額は1,255万円である。

(2) 所得控除の把握

次に、「所得から差し引かれる金額」は、前述したように、「社会保険料控除」「生命保険料控除」「損害保険料控除」「基礎控除」のみであると仮定する。それぞれ、150万円、5万円、1万5千円、38万円である。

「所得から差し引かれる金額の合計額」は、 $150万円 + 5万円 + 1万5千円 + 38万円$ である。すなわち、「所得控除金額の合計額」は1,945,000円である。

(3) 所得税額の計算

この結果、「課税される所得金額」は、 $所得金額 - 所得から差し引かれる金額の合計額$ で、 $12,550,000円 - 1,945,000円$ である。すなわち、課税される所得金額」は10,605,000円 = C である。

この「課税される所得金額」10,605,000円は、《9,000,000円～17,999,000円》の範囲に該当する。「所得税額」は、次の算式、 $C \times 30\% - 1,230,000円$ による。「課税される所得税額」は1,951,500円である。

(4) 申告納税額の計算

最後に、「所得税額」から「税金から差し引かれる金額」、すなわち、「税額控除」を差し引いて、「申告納税額」を求める。

「住宅借入金(取得)等特別控除」などはないものと仮定する。

「定率減税額」は $課税される所得税額 \times 20\%$ で、 $1,951,500円 \times 20\%$ である。「定率減税額」は390,300円となるが、定率減税額の最高額は25万円である。

納める税金は、 $課税される所得税額 - 定率減税額$ である。すなわち、 $1,951,500円 - 250,000円$ である。したがって、所得税は1,701,500円である。

3 住民税の納税額の試算

(1) 試算の前提条件

次に、住民税の納税額の試算を行なうことにする。住民税の税額を試算する上で、試算の前提条件などは、所得税の試算の場合と同様に、次のように仮定する。

ちなみに、個人住民税は「道府県民税」および「市町村民税」からなる。この「道府県民

税」は、納税者の所得金額の多寡にかかわらず一定額を課税する「均等割」と所得金額に応じて課税する「所得割」とからなる。このうち、「均等割」は、当該市町村の人口規模に応じて決定されるのに対し、「所得割」は、所得税額と同様に、所得に応じて決定される。

同様に、「市町村民」も「均等割」「所得割」からなる。ここでは、市町村民税の「所得割」についてのみ試算する。

田中知事の収入は、知事の俸給のみとして給与所得のみと仮定する。知事の俸給額は、年間1,500万円と仮定し、原稿料や講演料などの雑所得はないものと仮定する。

社会保険料控除は、収入の10%と仮定する。社会保険料控除は150万円である。

生命保険料控除および損害保険料控除は、それぞれ上限額の3万5千円、1万円と仮定する。

配偶者や扶養する親族などはないと仮定する（知事は独身のため）。

医療費控除はないと仮定する。

寄付金控除はないものと仮定する。

住宅借入金（取得）等特別控除、政党等寄付金特別控除などについてもないものと仮定する。

(2) 住民税の納税額の試算

以上の前提条件の仮定の下で、住民税を計算すると、次のとおりである（表6-2）。

表6-2 田中知事が「他の自治体に15万円特定寄付をした場合」の住民税額の変化

類型（ケース別）	（基準値）	【ケースA】	【ケースB】	【ケースC】
(1) 給与所得の金額	1255万円	1255万円	1255万円	1255万円
(2) 所得控除の合計額	187.5万円	192.5万円	192.5万円	187.5万円
社会保険料控除	150万円	150万円	150万円	150万円
生命保険料・損害保険料控除	4.5万円	4.5万円	4.5万円	4.5万円
配偶者・配偶者特別・扶養控除	0円	0円	0円	0円
基礎控除	33万円	33万円	33万円	33万円
医療費控除	0円	0円	0円	0円
寄付金控除	0円	5万円	5円	0円
(3) 課税される所得金額	1067.5万円	1062.5万円	1062.5万円	1067.5万円
(4) 課税される住民税額	82.7万円	82.2万円	82.2万円	82.7万円
(5) 税額控除の合計	3.1 (12.4) 万円	3.1 (12.3) 万円	3.1 (12.3) 万円	4.5 (13.9) 万円
住宅借入金（取得）等特別控除等	0円	0円	0円	0円
定率減税額（課税される所得税額×20%）	3.1 (12.4) 万円	3.1 (12.3) 万円	3.1 (12.3) 万円	3.1 (12.4) 万円
寄付金の税額控除【寄付金-10万円）×30%】	0円	0円	0万円	1.5万円
住民税額	79.6万円	79.1万円	79.1万円	78.2万円

（注）（基準値）とは、寄付金をしない場合の通常のケースである。

【A】：ケースAは、現行の税法制度における「所得税の寄付金控除」制度に準拠したシミュレーション結果である。ケースA・B・C共に寄付金額は15万円である。定率減税額の最高は25万円である。

【B】：ケースBは、現行の税法制度の第1段階の税制改革として、政党等における税額制度と同様に、「所得税の税額控除制度」が採用されたと仮定した場合のシミュレーション結果である。

【C】：ケースCは、現行の税法制度の第2段階の税制改革として、「所得税および住民税における税額控除制度」が採用されたと仮定した場合のシミュレーション結果である。

年間の給与収入額1,500万円は、「給与所得の速算表」によれば、「給与等の収入金額の合計額」は、1,000万円以上に該当する。次の式で算出する。 $1,500万円 \times 95\% - 170万円$ （控除額）である。したがって、所得金額は1,255万円である。

次に、「所得から差し引かれる金額」は、前述したように、「社会保険料控除」「生命保険料控除」「損害保険料控除」「基礎控除」のみであると仮定する。所得税の場合と若干控除額が異なる。それぞれ150万円、3万5千円、1万円、33万円である。

「所得から差し引かれる金額の合計額」は、 $150万円 + 3万5千円 + 1万円 + 33万円$ である。したがって、「所得控除金額の合計額」は1,875,000円である。

この結果、「課税される所得金額」は、 $所得金額 - 所得から差し引かれる金額の合計額$ である。すなわち、 $12,550,000円 - 1,875,000円$ である。したがって、「課税される所得金額」は10,675,000円 = C である。

この「課税される所得金額」10,675,000円は、《7,000,000円～》の範囲に該当する。「市町村民税」は、次の算式、 $C \times 10\% - 240,000円$ （速算控除額）による。したがって、「住民税額」は827,500円である。

道府県民税に係る定率による税額控除の額は、 $\{(A + B) \times 15\% \} \times A \div (A + B)$
市町村民税に係る定率による税額控除の額は、 $\{(A + B) \times 15\% \}$ - 上記で得た額
なお、Aは定率による税額控除前の道府県民税所得割額であり、Bは定率による税額控除前の市町村民税所得割額である。

Aは、 $C \times 3\% - 70,000円$ （速算控除額）である。 $10,675,000円 \times 3\% - 70,000円$ （速算控除額）で、Aは250,250円である。

Bは、 $C \times 10\% - 240,000円$ （速算控除額）で、Bは827,500円である。

計算上は、道府県民税に係る定率による税額控除の額は37,500円で、市町村民税に係る定率による税額控除の額は124,100円となる。

ただし前記の(A + B)が40,000万円を超える場合は、40,000円が上限額となる。したがって、道府県民税に係る定率による税額控除の額は9,300円で、市町村民税に係る定率による税額控除の額は30,700円となる。

納める市町村民税所得割は、 $課税される市町村民税額 - 定率減税額$ である。すなわち、 $827,500円 - 30,700円$ で、市町村民税所得割は796,800円である。

田中知事の意向を反映した小規模自治体に対する財政支援措置の検証 とその評価 現行税法により15万円寄付金をした場合のケース

前述した収入条件、また所得税や住民税の試算結果をもとに、田中知事の意向である小規模自治体などに対する財政支援措置のあり方の一つとして、田中知事が採った行動
当該自治体を支援するため、直接、住民票を異動することにより住民税相当分を納税し、寄付・支援するのではなく、現行税法制度上、認められている「寄付金」制度を利活用した場合の税額の変化について、シミュレーションし、検証する。

周知のように、「公職にあるものを含む公職の候補者等が、関係する諸団体に対し寄附をする」ことは、公職選挙法で厳しく禁止されている。

公職選挙法では、寄付行為の禁止として、次のような条文が明記されている。

第199条では「特定の寄附の禁止」、第199条の2では「公職の候補者等の寄附の禁止」、第199条の3では「公職の候補者等の関係会社等の寄附の禁止」、第199条の4では「公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の禁止」、第199条の5では「後援団体に関する寄附等の禁止」、第200条では「特定人に対する寄附の勧誘、要求等の禁止」が規定されている。

その違反に対する罰則規定については、次のような条文が明記されている。第248条では「寄附の制限違反」、第249条では「寄附の勧誘、要求等の制限違反」、第249条の2では「公職の候補者等の寄附の制限違反」、第249条の3では「公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反」、第249条の4では「公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の制限違反」、第249条の5では「後援団体に関する寄附等の制限違反」が、それぞれ明記されている（条文の文言についてはいずれも省略する）。

このように、長野県田中知事の場合には、公職選挙法の規定により、利害関係の生ずる団体に対する寄付行為は、基本的に禁止されていることから、住民票を移動するという非常手段をとったものと解される。その点に関しては、緊急避難的な意味で、現行法制度に風穴を開けて、地方分権時代の推進と新たな自治体の政策支援措置を促進するという理念については容認される点も全くないわけではないが、一般の市県民が同様の趣旨の行動を起こすことは、現状では極めて困難であるといえる。このような理由から、本稿では、田中知事の行動理念について、筆者が提唱している「寄付金控除制度」の拡充の視点から、寄付金による所得税及び住民税の税額変化などについて検証するものである。

1 【ケースA】: 現行法による「寄付金」税制の検証（現行税法において15万円寄付金をした場合の所得税の納税額）

実際に、田中知事は、泰阜村に住民票を異動する根拠として、借室の家賃として一ヶ月1万円を支払っていることに加え、地区住民として「区費」(一般の町会費や町内会費に相当するもの)を半年分払い、住民としての責務を果たそうとしているわけである。

換言すれば、「借室の家賃である一ヶ月1万円および区費の合計した額が、寄付金額に相当する金額である」と考えるわけである。

したがって、田中知事の例では、寄付する寄付金額は、家賃と区費の合計額に相当する金額が寄付金額で、寄付金額は15万円であると仮定して、所得税額および住民税額を試算し検証する。試算結果は次のとおりである。

2 15万円寄付をした場合の所得税額

(1) 試算の前提条件

ケースAは、寄付金に伴う所得税の税額を試算する上で、前述に仮定した寄付金控除は0円ではなく、《他の市町村(ここでは、長野市に居住して泰阜村に寄付をしたと想定する)に対して、15万円寄付金をした》と仮定して試算し検証する。その他の試算の前提条件などは、前述の条件と同一の条件とする。

(2) 寄付金をした場合の所得税の納税額

以上の前提条件の仮定の下で、所得税を計算すると、次のとおりである(表6-1参照)。

年間の給与収入額1,500万円は、「給与所得の速算表」によれば、「給与等の収入金額の合計額」は、1,000万円以上に該当する。次の式で算出する。 $1,500万円 \times 95\% - 170万円$ (控除額)である。すなわち、所得金額は1,255万円となる。

次に、「所得から差し引かれる金額」は、前述したように、「社会保険料控除」「生命保険料控除」「損害保険料控除」「基礎控除」については、それぞれ、150万円、5万円、1万5千円、38万円である。

これに、「寄付金控除」が加算される。寄付金控除額は 寄付金額 - 1万円 で、15万円 - 1万円 である。すなわち、寄付金控除額は14万円である。

「所得から差し引かれる金額の合計額」は、 $150万円 + 5万円 + 1万5千円 + 38万円 + 14万円$ である。すなわち、「所得控除金額の合計額」は2,085,000円である。

「課税される所得金額」は 所得金額 - 所得から差し引かれる金額の合計額 で、 $12,550,000円 - 2,085,000円$ である。すなわち、 $10,465,000円 = C$ である。

この「課税される所得金額」に対する「所得税額」は、 $C \times 30\% - 1,230,000$ 円である。したがって、「課税される所得税額」は、1,909,500円である。

「住宅借入金（取得）等特別控除」などについてはないものと仮定する。

「定率減税額」は 課税される所得税額 $\times 20\%$ で、 $1,909,500円 \times 20\%$ である。「定率減税額」は381,900円となるが、定率減税額の最高額は25万円である。

納める税金は、課税される所得税額 - 定率減税額 である。すなわち、 $1,909,500円 - 250,000円$ である。したがって、所得税は1,659,500円である。

3 15万円寄付金をした場合の住民税額

(1) 試算の前提条件

寄付金に伴う所得税の税額を試算する上で、前述に仮定した寄付金控除は0円ではなく、他の市町村に対して15万円寄付金をしたと想定して試算し検証する。その他の試算の前提条件などは、前述の条件と同一の条件とする（表6 - 2参照）。

(2) 寄付金をした場合における住民税の納税額

以上の前提条件の仮定の下で、所得税を計算すると、次のとおりである。

ここでは、同様に、「市町村民税」のうち「所得割」について試算する。

年間の給与収入額1,500万円は、「給与所得の速算表」によれば、「給与等の収入金額の合計額」は、1,000万円以上に該当する。次の式で算出する。 $1,500万円 \times 95\% - 170万円$ （控除額）である。したがって、所得金額は1,255万円となる。

次に、「所得から差し引かれる金額」は、前述したように、「社会保険料控除」「生命保険料控除」「損害保険料控除」「基礎控除」については、所得税の場合と、若干控除額は異なるものもある。それぞれ、150万円、3万5千円、1万円、33万円である。

これに、「寄付金控除」が加算される。寄付金控除額は 寄付金額 - 10万円 で、 $15万円 - 10万円$ である。寄付金控除額は5万円である。

「所得から差し引かれる金額の合計額」は、 $150万円 + 3万5千円 + 1万円 + 33万円 + 5万円$ である。すなわち、「所得控除金額の合計額」は1,925,000円となる。

「課税される所得金額」は、 $所得金額 - 所得から差し引かれる金額の合計額$ で、 $12,550,000円 - 1,925,000円$ である。したがって、「課税される所得金額」は $10,625,000円 = C$ となる。

この「課税される所得金額」に対する「住民税」は、次の算式による。

$C \times 10\% - 240,000円$ である。したがって、「住民税額」は、822,500円となる。

道府県民税に係る定率による税額控除の額は、 $\{(A+B) \times 15\% \} \times A \div (A+B)$
市町村民税に係る定率による税額控除の額は、 $\{(A+B) \times 15\% \}$ - 上記で得た額
なお、Aは定率による税額控除前の道府県民税所得割であり、Bは定率による
税額控除前の市町村民税所得割である。

Aは、 $C \times 3\% - 70,000$ 円（速算控除額）である。 $10,625,000$ 円 $\times 3\% - 70,000$ 円（速算控除額）で、Aは248,750円である。

Bは、 $C \times 10\% - 240,000$ 円（速算控除額）で、Bは822,500円である。

計算上は、道府県民税に係る定率による税額控除の額は37,300円で、市町村民
税に係る定率による税額控除の額は123,300円となる。

ただし前記の(A+B)が40,000万円を超える場合には、40,000円が上限額と
なる。したがって、道府県民税に係る定率による税額控除の額は9,300円で、市町
村民税に係る定率による税額控除の額は30,700円となる。

納める市町村民税所得割は、課税される市町村税額 - 定率減税額 である。す
なわち、 $822,500$ 円 - $30,700$ 円 で、市町村民税所得割は791,800円である。

4 寄付金をした場合の所得税および住民税の税額変化とその社会的評価

(1) 寄付金による所得税および住民税の変化

このように、寄付金をした場合には、「所得から差し引かれる金額」、すなわち、「所
得控除金額」は、寄付金をしない場合と比較して、「寄付金控除額」分だけ増加するの
で、その結果、所得税および住民税の納税額が減額されるわけである。

一般に、高額な医療費や療養費については、「医療費控除」制度として税金が一部還
付されることはよく知られている。

換言すれば、この医療費控除と同様に、「寄付金をすることにより税金の一部が還付
される」ということに他ならないのである。

どの程度減額するかについて比較すると、次のとおりである。

寄付金をしない場合の所得税は1,701,500円、市町村民税所得割は796,800円であ
る。したがって、所得税および市町村民税所得割の合計額である税負担は
2,498,300円である。

15万円寄付金をした場合の所得税は1,659,500円、市町村民税所得割は791,800
円である。したがって、所得税および市町村民税所得割の合計額である税負担は
2,451,300円である。

15万円寄付金をした場合の所得税は、寄付金をしない場合に比べ、1,701,500

円 - 1,659,500円、すなわち、42,000円減額されることになる。同様に15万円寄付金をした場合の市町村民税は、寄付金をしない場合に比べ、796,800円 - 791,800円、すなわち、5,000円減額されることになる。

したがって、15万円寄付金をした場合の所得税および市町村民税所得割の合計額である税負担は、寄付金をしない場合に比べ、2,498,300円 - 2,451,300円、すなわち、47,000円減額されることになる。この試算結果にみるように、寄付金をすることにより税負担が軽減されることになる。

仮に、他の市町村に対して行なう寄付金を税負担の変則な一種と考えるとすれば、寄付金をしない場合の税負担は2,498,300円であるのに対し、15万円寄付金をした場合の実質的な税負担は、150,000円 + 2,451,300円、すなわち、2,601,300円となる。

したがって、15万円寄付金をした場合には、所得税や住民税所得割の税金の還付がなされることから、2,601,300円 - 2,498,300円、すなわち、103,000円となる。

このように、15万円寄付金をした場合には、所得税や住民税所得割の税の還付がなされることから、実質的な寄付金負担額は150,000円ではなく、103,000円の負担となることが確認される。

(2) シミュレーション結果の検証とその評価

前述したように、寄付金による税負担軽減効果として、税金の一部が還付される。

このように、他の自治体に対し15万円を寄付金することは、当該団体に対する税財源支援の意味から、「寄付金による自治体政策支援のための第2市町村民税」(現行の税法制度にはこのような概念、あるいは類似的な概念はない。筆者の私見である)と呼ぶことができる(表7参照)。

《15万円の寄付の社会的意義および社会貢献効果》は、次のように要約できる。

寄付金15万円の税負担軽減効果は、税金の還付と同額の47,000円である。

寄付金15万円の实質的な寄付金負担額は、寄付金額 - 税金の還付額 である。すなわち、150,000円 - 47,000円 で、103,000円である。

寄付金15万円の实質的な寄付金の負担割合は、実質的な寄付金額 ÷ 寄付金額 である。すなわち、103,000円 ÷ 150,000円 で、68.7%である。

寄付金15万円の实質的な寄付金の軽減割合は、税金の還付額 ÷ 寄付金額 である。すなわち、47,000円 ÷ 150,000円 で、31.3%である。

表7 知事が「他の自治体に15万円特定寄付をした場合」の所得税および住民税の税額変化の試算例

寄付金額	(基準値)	【A】15万円	【B】15万円	【C】15万円
所得税額	170.1万円	165.9万円	165.9万円	165.9万円
住民税額	79.6万円	79.1万円	79.1万円	78.2万円
税負担額(所得税+住民税)	249.8万円	245.1万円	245.1万円	244.1万円
寄付金		15万円	15万円	15万円
寄付金による税負担軽減効果(税金の還付)	基準値	4.7万円	4.7万円	5.7万円
寄付金の実質的な寄付金負担額(-)	基準値	10.3万円	10.3万円	9.3万円
寄付金による税負担軽減寄与率(/)	基準値	31.3%	31.3%	38%
寄付金の実質的な負担率(/)	基準値	68.7%	68.7%	62%
寄付金による実質的な税負担額(+)	基準値	260.1万円	260.1万円	259.1万円
寄付金による自治体政策支援寄与率	基準値	104.1%	104.1%	103.7%
寄付金による社会貢献寄与率(/ 収入額)		1%	1%	1%

(注1) (基準値)とは、寄付金をしない場合の通常のケースである。

【A】: ケースAは、現行の税法制度における「所得税の寄付金控除」制度に準拠した場合のシミュレーション結果である。

【B】: ケースBは、現行の税法制度の第1段階の税制改革として、政党等における税額制度と同様に、「所得税の税額控除制度」を採用したと仮定した場合のシミュレーション結果である。

【C】: ケースCは、現行の税法制度の第2段階の税制改革として「所得税および住民税における税額控除制度」を採用したと仮定した場合のシミュレーション結果である。

(注2) 「寄付行為による自治体政策支援寄与率」の算式は、実質的な税負担額÷基準値(寄付金をしない場合の税負担額)で表す。

「寄付行為による社会貢献寄与率」の算式は、寄付金額÷収入額で表す。

寄付金15万円の実質的な税負担額は、寄付金額+実質的な所得税額+実質的な市町村民税額である。すなわち、150,000円+1,659,500円+791,800円である。したがって、2,601,300円である。

寄付金をすること、すなわち、「第2の市町村民税ともいえる寄付行為による自治体政策支援」については、「寄付金による自治体政策支援寄与率」と呼ぶことにする。この数値は、寄付する者が、積極的に寄付することにより自治体政策を支援するという社会貢献に対する満足度を表す指標として重要な意味がある。

「寄付金による自治体政策支援寄与率」の算式は、実質的な税負担額÷基準値(寄付金をしない場合の税負担額)で表す。すなわち、2,601,300円÷2,498,300円で、104.1%である。

収入に対する寄付金の割合である寄付金率は、「社会貢献に参画する」満足度を表す指標として重要な意味がある。収入に対する寄付金率を「寄付行為による社会貢献寄与率」と呼ぶことにする。「寄付行為による社会貢献寄与率」の算式は、寄付金額÷収入額で表す。すなわち、150,000円÷15,000,000円で、寄付金の収入額に占める割合は1%である。

5 住民票異動による住民税課税権の行方

このように、寄付金（ここでは15万円の寄付金）をすることは、一方では必然的に追加的な寄付金支出を伴うことになるわけであるが、他方では寄付者の意思決定が明確にできるという極めて大きな効用・意義がある。寄付者の最大限の意思決定の尊重である。田中知事の本意とも合致しているといえる。

確かに、田中知事が住民税相当分（先の前提条件によれば、住民税額は796,800円と推定される）を当該団体に納税するということと異なるのは当然のことである。

これらのシミュレーション結果を踏まえると、「寄付金をする」という、追加的な出費を余儀なくされること、また住民税相当分が納税するわけではないことなどの理由から、短絡的に、「住民票の異動による住民税の納税の方が実質的な負担が軽い」という結論が導かれる可能性があるが、ことはそう簡単には運ばない。

その理由は、知事の採った行動である泰阜村への住民票の異動の適法性およびその住民票異動に基づく住民税の課税権が泰阜村にあるかどうかそれ自体が、議論の焦点とされているからにはほかならないからである。仮に、行政訴訟において、「泰阜村には住民税の課税権がない」と司法判断された場合における対応策としてどの程度考えられているのか、ということに危惧するのである。

(1) 東京都における行政訴訟問題 外形標準課税としての銀行課税問題

周知のとおり、基本的に、わが国では「裁判は三審制度」を採用しているので、最終的な司法判断の結審は最高裁判所が行なうことになる。第一審の「地方裁判所の判決」がそのまま適用されるわけではない。「地裁から高裁に」、さらには「最高裁に」と、相当長期間にわたる行政訴訟となる可能性が高いと推察される。

東京都の外形標準課税としての銀行課税問題（当時、不況に伴い銀行などの事業税収入の激減に苦慮していた東京都の究極の秘策であると称されていた。銀行課税の税額決定の積算根拠は、事業税相当分の税額が想定された）にみられるように、一審の地裁では、東京都の主張は一部認められたが、全面的に敗訴となった。控訴した第二審の高裁では、地裁判決を踏まえ、新たな視点よりいくつかの論理展開がなされたが、東京都の劣勢は挽回できず実質的に敗訴となることを想定し、高裁の審理途中に、当初の外形標準課税の税率を大幅に引き下げた和解案を銀行側に提示し、和解が成立したことは周知のとおりである。

この和解案の提示については、東京都は全面的に敗訴した場合には外形標準課税分として徴税した税額をすべて返還しなければならないこと、また同時にその際には銀行に対し法定利息分を追加支払わなければならないことにより著しい歳入欠陥に見舞わ

れる事態を回避するために採られた緊急避難的な苦肉の策であろうが、結果的には最良の選択であったといえよう。

一方の銀行側においても、当時、公的資金導入後においても続いていた「貸し渋りや貸し剥がし」などと称される中小企業などに対する企業向け金融業務に対する銀行経営について、厳しい世論の批判を回避すること、また東京都の和解案は当初の外形標準課税の税率が大幅に軽減化されたことにより税負担の実質的な軽減措置が採られたことなどを、銀行側は評価して和解案が容認され、銀行側は東京都との全面対決を最終的に回避する対応策が選択されたわけである。

ちなみに、筆者は、東京都の銀行課税について、当時マスコミ各社から地裁判決の直前コメントを求められたが、「東京都の敗訴が濃厚である」とコメントをしたことを鮮明に覚えている。

(2) 田中知事の住民票異動に伴う住民税問題の行方

田中知事の住民票異動に伴う住民税問題は、東京都の外形標準課税のケースの場合とは明らかに異なる。

住民基本台帳法第33条第1項には、「市町村長は、住民の住所の認定について他の市町村長と意見を異にし、その協議がととのわなときは、都道府県知事に対し、その決定を求める旨を申し出なければならない」とある。知事は、住民税の課税権は長野市か、または泰阜村のどちらかに決定することになる。また同法第33条第4項には、「関係市町村長は、第2項の決定に不服があるときは、前項の通知を受けた日から30日以内に裁判所に出訴することができる」という条項がある。知事決定に不服の場合には、行政訴訟を起こすことになる。

行政訴訟となった場合には、「住民として生活の本拠としての住所はどこにあるかの認定」が争点となる。住民の住所については、住民基本台帳法第4条には、「住民の住所に関する法令の規定は、地方自治法第10条第1項に規定する住所と異なる意義の住所を定めるものと解釈してはならない」とある。この地方自治法第10条第1項とは、「市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする」という条項である。仮に、別荘など複数の住宅を所有しそれら複数の住居間を、一週間以内で頻繁に往来また移動している場合でも、住民としての住所は一箇所しか認められない。

また第2項には、「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う」と、住民の権利義務について規定している。住民の義務については、当然のことながら、

「住民税の納税」が含まれることはいうまでもない。

この住民の認定については、住民基本台帳法に基づき住民票に記載された住所地の自治体であるとされ、住民票の現認による生活の本拠地であると解されることを根拠に、住民票のある市町村が住民税の課税権を有することになる。

したがって、住民票に基づき課税される住民税は、現行法上では、長野市と泰阜村との両自治体の間で、生活状況に応じて住民税が按分されるというような判決、あるいは和解案などがだされることは到底ありえないといえる。行政訴訟となった場合の地方裁判所の判決は、住民税の課税権は泰阜村にあるか、あるいは長野市にあるか、いずれかの団体であると裁定されることになる。東京都の銀行課税問題に係る行政訴訟のように、田中知事の日常生活実態を踏まえ両団体で住民税相当額を相互に按分して課税する、という判決がでることなどは全く考えられない。課税権は、どちらか一方の団体にあると、断定されよう。いずれにしても、この地方裁判所の判決に不服ならば、当然のことながら高裁に控訴されることになる。

この裁定にも不服ならば、さらに最高裁に控訴することになる。1年を超える相当長期にわたる裁判が予想される。

仮に、泰阜村は、住民票の存在認定に基づき住民税の課税権を行使し、歳入の一部として田中知事の住民税相当分を直ちに、本年度の税財源収入に充当した予算編成を根拠に費消したならば、本年度末に歳入欠陥となる事態（裁判の長期化により、田中知事の住民税相当分の執行差し止めなどによる事態が想定される）など、由々しき問題が生ずる懸念が極めて大きいことを危惧するものである。仮に、訴訟が最高裁にまでもつれ込み、その挙句に泰阜村が敗訴となった場合には、極めて厳しい事態となる。遅延・延滞相当利子分の金額を含めた住民税分の金額を相手先の長野市に支払う必要が生ずることになる。

したがって、一般の市県民が、田中知事の主張する小規模な自治体の政策支援のために住民税相当額を支援・寄付行為をする理念に賛意・賛同を示した場合においても、その具体的な行動としては、行政訴訟が起こされるなど余計な煩雑な問題が生ずるような事態を承知の上で、田中知事が採った行動と同様に、敢えて住民票を異動する行動を採るとは考えにくいといえる。

前述したように、長野県田中知事の場合には、公職選挙法の規定により、利害関係の生ずる団体に対する寄付行為は基本的に禁止されていることから、住民票を移動するという非常手段をとったものと解されるが、緊急避難的な意味で現行法制度に風穴を開けて、地方分権時代の推進と新たな自治体の政策支援措置を促進するという理念については容認される点もあるうが、直ちに一般の市県民が田中知事の理念に賛同し

同様の趣旨の行動を起こすことは、現状では極めて困難であるといえよう。

また安易に、住民票の異動を推奨するようなことについては、田中知事も指摘するように、現行の住民基本台帳に基づく制度をさらに形骸化する方向に向かうことが懸念される。また住民票の現住所は、海外渡航時のパスポート発給や身分証明書の発行など各種証明書類の発行地の根拠として極めて重要な役割を果たしていることから、住民票異動の濫用に伴う法秩序の混乱を助長する懸念があることに加えて、住民票の異動の濫用などが犯罪などに悪用される危険性も少なからずあることなど、社会に与える影響は甚大である。

したがって、このような憂慮される事態などを鑑みると、筆者が提唱する「第2の市町村民税といえる寄付行為による自治体政策支援政策」の方が、現行法制度上においても合法的であると同時に、自治体においては、自ら実施する施策・政策に知恵を絞るといふ自治体の政策間競争に伴う新たな税財源の導入獲得に努めるように自治体職員の意識改革効果をもたらすことが期待できる。加えて、一般の県市民に対して寄付金制度の普及を図ることにより、自治体政策の支援が可能となることを認識促進させる効果が期待されると同時に、税財政改革に対する一般の県市民の関心を高める効果をもたらすというように、その波及効果は絶大なものがあるといえる。

田中知事の採った緊急避難的行動は、地方分権時代において、自主・独立的な気概をもつ自治体の政策を支援する方法について、問題提起と波紋を投げかけたという観点から、一般市県民の自治体政策に対する関心を高める契機として大きな役割を果たしているという点において、極めて意義部会ものがあると評価されてよい。

このような観点を踏まえ、本稿では、寄付金の行為がもたらす影響について、基本的に現行の税法制度に基づき種々の観点よりシミュレーション分析し、検証したものである。

さらに、この寄付金税制に関して税制構造改革がなされたと仮定した場合の議論については、次のような観点よりシミュレーションを行ない、その結果を分析検証する。

「寄付金制度」改革がなされた場合における試算検証とその評価 寄付金の「所得控除から税額控除」へ税制改革された場合のケース

前章において種々の観点から検証した内容は、基本的に現行の寄付金制度、すなわち、所得控除制度を利活用した際の寄付金額に応じた所得税および住民税の試算・検証である。

ここでは、現行の自治体に対する特定寄付金に対する所得控除制度を、現行の所得税法上認められている「政党等に対する寄付金特別控除」、すなわち「税額控除」が認めら

れ適用された場合など、「税額控除制度の選択適用が可能である」と税制構造改革が実施された、と仮定した場合において、前述した「寄付金額と所得税および市町村民税はどのように変化するか」について、シミュレーションを行ない分析検証する。

1 「寄付金税制改革」の実施に伴う検証 自治体に対する特定寄付金が「所得控除から税額控除制度」に税制改革が採用された場合の検証

ここでは、税制度の変更・改正等税制構造改革がなされた、と仮定し試算し検証する。

大胆な税制構造改革などを提唱することについては、社会変革において極めて重要なことではあるが、その改革案が実行される可能性が極めて低いと考えられるような場合においては、まさに絵に描いた餅と同様に、実際には大きな役割効果は果たさないといえよう。

すなわち、実行される可能性が低いと考えられるような改革案を前提条件として、極端に異なる仮説の税制度の変更・改正案に基づき、その変更・改正後の税額等の変化の状況について試算し検証し、従前の税制度と比べ従前の税制度における税額と仮説の変更・改正案後における所得税および市町村民税の税額の変化などについて試算し検証したとしても、税制度の変更・改正の実現性が極めて困難であると考えられるような変更・改正案等を仮定条件として比較するならば、それはあまり意味がないわけである。

少なくとも、実現可能性のある代替案による検証が重要である点については論を待たない。

このような諸点を踏まえ、本稿では、個人が自治体に対し特定寄付を行った際の寄付金についても、租税特別措置法における政党等に対する寄付金と同様に、「特定寄付金として所得控除に代えて、税額控除を選択することができる」という特別措置法の条件を、「税制等の変更条件」として適用することにしたわけである。

すなわち、個人が自治体に対して行った特定寄付金について、租税特別措置法で認められている、政治活動に関する寄付金と同様に、「所得控除から税額控除を選択する」という条件と同一の前提条件として、所得税および市町村民税の税額の変化について、試算し検証するのである。これは、田中知事が提唱する「住民税を応援支援したい自治体に寄付をしたい」という行動による住民票の異動による住民税の納税支援措置とは一見すると異なる観点である（筆者の個人的見解として、田中知事の真意については高く評価するが、住民票異動は脱法的要素が色濃いなどの点から、一般の県市民が同様の行為を行なうことは少ないと考えている）といえようが、同様の効果をもたらすと考えられる対応措置を採ることにより、その合目的性、適法性、妥当性について検証するものである。

このように、現行法制度を尊重すると同時に、現行法制度上認められている税制制度を拡大適用することにより、田中知事の意図するような小さな自治体でがんばっている自治体に対する政策支援のあり方およびその可能性について検証するものである。

実際に実現の可能性の高い税制構造改革の変更案を前提に試算し、検証することについては極めて大きな意義がある。次のように、税制度等の諸条件が変更されたと仮定する。

(1) 第1段階の税制改革 所得税計算上「寄付金の所得控除を税額控除」へ制度変更

現行の税法等制度である、租税特別措置法第41条17には、政治活動等を行なう団体に対して政治活動等に関する寄付金をした場合、「個人が政党等に対し、寄付を行った際には、特定寄付金として所得控除に代えて、税額控除を選択することができる」とある。

この特租税別措置については、平成7年1月1日から平成11年12月31日までの各年において支出した政治活動に関する寄付金で、一定のものについては、税額控除が認められている。この制度は現在も継承されている。税額控除の計算は、次式のとおりである。

【(その年中に支出した政治活動に関する寄付金の額の合計額 - 1万円)×30%】

なお、「その年中に支出した政治活動に関する寄付金の額の合計額」については、その年分の所得金額の合計額の25%に相当する金額が限度とされている。

第1段階の税制改革として、政党等に対する寄付金控除制度と同様に、「税額控除」制度が適用された場合について、試算し検証する。

(2) 第2段階の税制改革 市町村民税計算上「寄付金の所得控除を税額控除」へ制度変更

現行法制度では、租税特別措置法において認められている政党等に対する寄付金控除として、「特定寄付金として所得控除に代えて、税額控除を選択することができる」ことについては認められていない。したがって、第1段階においては、市町村民税は、従前どおり「税制等の変更はないという前提条件」について、試算し検証する。

次いで、第2段階として、市町村民税についても、所得税と同様に、「特定寄付金として所得控除に代えて、税額控除を選択することができる」という租税特別措置法の条件を、「税制の変更前提条件」として適用する。

(3) 税制度条件の変更・改正案に伴う寄付金の検証

現行の寄付金制度が変更・改正されたと仮定した場合に、個人が自治体に対し特定寄付した場合の所得税および市町村民税の税額がどのように変化するかについて検証する。

2 【ケースB】: 第1段階の「寄付金税制改革」の検証(所得税は税額控除、住民税は現行の所得控除が適用されたケース)

ケースBは、第1段階の税制改革として、「所得税には税額控除」の適用が、また「住民税には現行の所得控除」が適用されたケースとしてシミュレーションする。前章で検証したケースと同様に、同一の前提条件のもとに、15万円の寄付について、「税額控除」が適用された場合の所得税および住民税の税額変化を試算し検証する。

(1) 15万円寄付をした場合の所得税の試算結果

前提条件については、《寄付金が15万円で、税額控除される》ということ以外の他の条件については、前述した条件と全て同一条件の下で試算する(6-1参照)。

年間の給与収入額1,500万円は、「給与所得の速算表」によれば、「給与等の収入金額の合計額」は、 $1,500万円 \times 95\% - 170万円$ (控除額)である。したがって、所得金額は1,255万円となる。

次に、「所得から差し引かれる金額」は、前述したように、「社会保険料控除」「生命保険料控除」「損害保険料控除」「基礎控除」については、それぞれ、150万円、5万円、1万5千円、38万円である。

「寄付金控除」については、「所得控除ではなく、税額控除を選択する」ので、寄付金控除額は0万円である。

したがって、「所得から差し引かれる金額の合計額」は、 $150万円 + 5万円 + 1万5千円 + 38万円$ である。「所得控除金額の合計額」は1,945,000円である。

「課税される所得金額」は、 $所得金額 - 所得から差し引かれる金額の合計額$ で、 $12,550,000円 - 1,945,000円$ である。したがって、 $10,605,000円 = C$ である。

この「課税される所得金額」に対する「所得税額」は、 $C \times 30\% - 1,230,000円$ である。したがって、「課税される所得税額」は、1,951,500円である。

「住宅借入金(取得)等特別控除」はないものと仮定する。

「定率減税額」は $課税される所得税額 \times 20\%$ で、 $1,951,500円 \times 20\%$ である。「定率減税額」は390,300円となるが、定率減税額の最高額は25万円である。

「寄付金の税額控除」は、次式、 $[(寄付金額 - 1万円) \times 30\%]$ による。すなわち、 $[(15万円 - 1万円) \times 30\%]$ である。したがって、42,000円である。

したがって、納める税金は、 $課税される所得税 - (定率減税額 + 寄付金の税額控除)$ である。すなわち、 $1,951,500円 - 292,000円$ である。したがって、所得税は1,659,500円である。

(2) 住民税の試算結果

同様に、「市町村民税」のうち「所得割」について試算する(表6-2参照)。

前提条件については、《寄付金が15万円で、所得控除される》ということ以外の他の条件については、前述した条件と全て同一条件の下で試算する。

年間の給与収入額1,500万円は、「給与所得の速算表」によれば、「給与等の収入金額の合計額」は、 $1,500万円 \times 95\% - 170万円$ (控除額)である。したがって、所得金額は1,255万円となる。

次に、「所得から差し引かれる金額」は、前述したように、「社会保険料控除」「生命保険料控除」「損害保険料控除」「基礎控除」については、所得税の場合と若干控除額は異なるものもある。それぞれ、150万円、3万5千円、1万円、33万円である。

これに、「寄付金控除」が加算される。寄付金控除額は、 $寄付金額 - 10万円$ である。すなわち、 $15万円 - 10万円$ である。寄付金控除額は5万円である。

「所得から差し引かれる金額の合計額」は、 $150万円 + 3万5千円 + 1万円 + 33万円 + 5万円$ である。すなわち、「所得控除金額の合計額」は1,925,000円となる。

「課税される所得金額」は、 $所得金額 - 所得から差し引かれる金額の合計額$ で、 $12,550,000円 - 1,925,000円$ である。したがって、「課税される所得金額」は10,625,000円 = Cとなる。

この「課税される所得金額」に対する「住民税」は、次の算式による。

$C \times 10\% - 240,000円$ である。したがって、「住民税額」は、822,500円となる。

道府県民税に係る定率による税額控除の額は、 $\{(A + B) \times 15\% \} \times A \div (A + B)$

市町村民税に係る定率による税額控除の額は、 $\{(A + B) \times 15\% \}$ - 上記で得た額

なお、Aは定率による税額控除前の道府県民税所得割額であり、Bは定率による税額控除前の市町村民税所得割額である。

Aは、 $C \times 3\% - 70,000円$ (速算控除額)である。 $10,625,000円 \times 3\% - 70,000円$ (速算控除額)で、Aは248,750円である。

Bは、 $C \times 10\% - 240,000円$ (速算控除額)で、Bは822,500円である。

計算上は、道府県民税に係る定率による税額控除の額は37,300円で、市町村民税に係る定率による税額控除の額は123,300円である。

ただし前記の(A + B)が40,000万円を超える場合には、40,000円が上限額となる。したがって、道府県民税に係る定率による税額控除の額は9,300円で、市町村民税に係る定率による税額控除の額は30,700円となる。

納める市町村民税は、課税される市町村民税所得割 - 定率減税額 である。すな

わち、822,500円 - 30,700円 である。したがって、市町村民税所得割は791,800円である。

(3) シミュレーション結果の検証とその評価

ケースBは、第1段階の税制改革として、「所得税には税額控除」の適用が、また「住民税には現行の所得控除」が適用されたケースとしてシミュレーションしたものである。次のように要約できる(表7参照)。

寄付金をしない場合の所得税は1,701,500円、市町村民税所得割は796,800円である。したがって、所得税および市町村民税所得割の合計額である税負担は2,498,300円である。

15万円寄付金をした場合の所得税は1,659,500円、市町村民税所得割は791,800円である。したがって、所得税および市町村民税所得割の合計額である税負担は2,451,300円である。

したがって、15万円寄付金をした場合の所得税および市町村民税所得割の合計額である税負担は、寄付金をしない場合に比べて、2,498,300円 - 2,451,300円、すなわち、47,000円減額される。

寄付金15万円の税負担軽減効果は、税金の還付金と同額の47,000円である。

寄付金15万円の実質的な寄付金負担額は、寄付金額 - 税金の還付額 である。すなわち、150,000円 - 47,000円 で、103,000円である。

寄付金15万円の实質的な寄付金の負担割合は、実質的な寄付金額 ÷ 寄付金額 である。すなわち、103,000円 ÷ 150,000円 で、68.7%である。

寄付金15万円の实質的な寄付金の軽減割合は、税金の還付額 ÷ 寄付金額 である。すなわち、47,000円 ÷ 150,000円 で、31.3%である。

寄付金15万円の实質的な税負担額は、寄付金額 + 実質的な所得税額 + 実質的な市町村民税額 である。すなわち、150,000円 + 1,659,500円 + 791,800円 である。したがって、2,601,300円である。

寄付金をすること、すなわち、「第2の市町村民税ともいえる寄付行為による自治体政策支援」については、「寄付金による自治体政策支援寄与率」と呼ぶことにする。この数値は、寄付する者が、積極的に寄付することにより自治体政策を支援するという社会貢献に対する満足度を表す指標として重要な意味がある。

「寄付金による自治体政策支援寄与率」の算式は、実質的な税負担額 ÷ 基準値(寄付金をしない場合の税負担額) で表す。すなわち、2,601,300円 ÷ 2,498,300円 で、104.1%である。

収入に対する寄付金の割合である寄付金比率は、「社会貢献に参画する」満足度を表す指標として重要な意味がある。収入に対する寄付金比率は「寄付行為による社会貢献寄与率」と呼ぶことにする。「寄付行為による社会貢献寄与率」の算式は $\text{寄付金額} \div \text{収入額}$ で表す。すなわち、 $150,000 \text{円} \div 15,000,000 \text{円}$ で、1%である。

3 【ケースC】: 第2段階の「寄付金税制改革」の検証（所得税は税額控除、住民税にも税額控除が適用されたケース）

ケースCは、第2段階の税制改革として、「所得税には税額控除」の適用が、また「住民税にも税額控除」が適用されたケースとしてシミュレーションする。前章で検証したケースと同様に、同一の前提条件のもとに、15万円の寄付について、「税額控除」が適用された場合の所得税および住民税の税額変化を試算し検証する（表6-1参照）。

(1) 15万円寄付をした場合の所得税の試算結果

前提条件については、《寄付金が15万円で、税額控除される》ということ以外の他の条件については、前述した条件と全て同一条件の下で試算する。

年間の給与収入額1,500万円は、「給与等の収入金額の合計額」は、「給与所得の速算表」により、 $1,500 \text{万円} \times 95\% - 170 \text{万円}$ （控除額）である。したがって、所得金額は1,255万円となる。

次に、「所得から差し引かれる金額」は、前述したように、「社会保険料控除」「生命保険料控除」「損害保険料控除」「基礎控除」については、それぞれ、150万円、5万円、1万5千円、38万円である。

「寄付金控除」については、「所得控除ではなく、税額控除を選択する」ので、寄付金控除額は0万円である。

したがって、「所得から差し引かれる金額の合計額」は、 $150 \text{万円} + 5 \text{万円} + 1 \text{万} 5 \text{千円} + 38 \text{万円}$ である。「所得控除金額の合計額」は1,945,000円である。

この結果、「課税される所得金額」は、 $\text{所得金額} - \text{所得から差し引かれる金額の合計額}$ である。すなわち、 $12,550,000 \text{円} - 1,945,000 \text{円}$ である。したがって、 $10,605,000 \text{円} = C$ である。

この「課税される所得金額」に対する「所得税額」は、 $C \times 30\% - 1,230,000 \text{円}$ である。したがって、「課税される所得税額」は、1,951,500円である。

「住宅借入金（取得）等特別控除」はないものと仮定する。

「定率減税額」は $\text{課税される所得税額} \times 20\%$ で、 $1,951,500 \text{円} \times 20\%$ である。「定率減税額」は390,300円となるが、定率減税額の最高額は25万円である。

「寄付金の税額控除」は、次式、【(寄付金額 - 1万円)×30%】による。すなわち、【(15万円 - 1万円)×30%】である。したがって、42,000円である。

したがって、納める税金は、課税される所得税額 - (定率減税額 + 寄付金の税額控除) である。すなわち、1,951,500円 - 292,000円 である。したがって、所得税は1,659,500円である。

(2) 住民税の試算結果

同様に、「市町村民税」のうち「所得割」について試算する(表6-2参照)。

前提条件については、《寄付金が15万円で、税額控除される》ということ以外の他の条件については、前述した条件と全て同一条件の下で試算する。

年間の給与収入額1,500万円は、「給与等の収入金額の合計額」は、「給与所得の速算表」によれば、1,500万円×95% - 170万円(控除額)である。したがって、所得金額は1,255万円となる。

次に、「所得から差し引かれる金額」は、前述したように、「社会保険料控除」「生命保険料控除」「損害保険料控除」「基礎控除」については、所得税の場合と若干控除額は異なるものもある。それぞれ、150万円、3万5千円、1万円、33万円である。

「寄付金控除」については、「所得控除ではなく、税額控除を選択する」ので、寄付金控除額は0万円である。

したがって、「所得から差し引かれる金額の合計額」は、150万円 + 3万5千円 + 1万円 + 33万円 である。「所得控除金額の合計額」は1,875,000円となる。

この結果、「課税される所得金額」は、所得金額 - 所得から差し引かれる金額の合計額 である。すなわち、12,550,000円 - 1,875,000円 である。したがって、「課税される所得金額」は10,675,000円 = Cとなる。

この「課税される所得金額」に対する「住民税」は、次の算式による。
 $C \times 10\% - 240,000$ 円 である。したがって、「住民税額」は、827,500円となる。
道府県民税に係る定率による税額控除の額は、 $\{(A + B) \times 15\% \} \times A \div (A + B)$
市町村民税に係る定率による税額控除の額は、 $\{(A + B) \times 15\% \}$ - 上記で得た額
なお、Aは定率による税額控除前の道府県民税所得割であり、Bは定率による税額控除前の市町村民税所得割である。

Aは、 $C \times 3\% - 70,000$ 円(速算控除額) である。10,675,000円 × 3% - 70,000円(速算控除額) で、Aは250,250円である。

Bは、 $C \times 10\% - 240,000$ 円(速算控除額) で、Bは827,500円である。

計算上は、道府県民税に係る定率による税額控除の額は37,500円で、市町村民税に係る定率による税額控除の額は124,100円である。

ただし前記の(A + B)が40,000万円を超える場合には、40,000円が上限額となる。したがって、道府県民税に係る定率による税額控除の額は9,300円で、市町村民税に係る定率による税額控除の額は30,700円となる。

「寄付金の税額控除」は、次式、【(寄付金額 - 10万円) × 30%】による。すなわち、【(15万円 - 10万円) × 30%】で、15,000円である。

したがって、納める市町村民税は、課税される市町村税額所得割 - (定率減税額 + 寄付金の税額控除) である。すなわち、827,500円 - (30,700円 + 15,000円) である。したがって、市町村民税所得割は781,800円である。

(3) シミュレーション結果の検証とその評価

ケースCは、第2段階の税制改革として、「所得税には税額控除」の適用が、また「住民税にも税額控除」が適用されたケースとしてシミュレーションしたものである。次のように要約できる(表7参照)。

寄付金をしない場合の所得税は1,701,500円、市町村民税所得割は796,800円である。したがって、所得税および市町村民税所得割の合計額である税負担は2,498,300円である。

15万円寄付金をした場合の所得税は1,659,500円、市町村民税所得割は781,800円である。したがって、所得税および市町村民税所得割の合計額である税負担は2,441,300円である。

したがって、15万円寄付金をした場合の所得税および市町村民税所得割の合計額である税負担は、寄付金をしない場合に比べて、2,498,300円 - 2,441,300円、すなわち、57,000円減額される。

寄付金15万円の税負担軽減効果は、税金の還付と同額の57,000円である。

寄付金15万円の実質的な寄付金負担額は、寄付金額 - 税金の還付額 である。すなわち、150,000円 - 57,000円 で、93,000円である。

寄付金15万円の实質的な寄付金の負担割合は、実質的な寄付金額 ÷ 寄付金額 である。すなわち、93,000円 ÷ 150,000円 で、62%である。

寄付金15万円の实質的な寄付金の軽減割合は、税金の還付額 ÷ 寄付金額 である。すなわち、57,000円 ÷ 150,000円 で、38%である。

寄付金15万円の实質的な税負担額は、寄付金額 + 実質的な所得税額 + 実質的な市町村民税額 である。すなわち、150,000円 + 1,659,500円 + 781,800円 で

ある。したがって、2,591,300円である。

寄付金をすること、すなわち、「第2の市町村民税ともいえる寄付行為による自治体政策支援」については、「寄付金による自治体政策支援寄与率」と呼ぶことにする。この数値は、寄付する者が、積極的に寄付することにより自治体政策を支援するという社会貢献に対する満足度を表す指標として重要な意味がある。

「寄付金による自治体政策支援寄与率」の算式は、 $\text{実質的な税負担額} \div \text{基準値 (寄付金をしない場合の税負担額)}$ で表す。すなわち、 $2,591,300 \text{円} \div 2,498,300 \text{円}$ で、103.7%である。

収入に対する寄付金の割合である寄付金率は、「社会貢献に参画する」満足度を表す指標として重要な意味がある。収入に対する寄付金率を「寄付行為による社会貢献寄与率」と呼ぶことにする。「寄付行為による社会貢献寄与率」の算式は、 $\text{寄付金額} \div \text{収入額}$ で表す。すなわち、 $150,000 \text{円} \div 15,000,000 \text{円}$ で、1%である。

4 シミュレーション結果の分析とその評価

これらの4つのケースにおけるシミュレーション結果およびその分析については、次の表6-1、表6-2および表7にとりまとめているので参照されたい。

これらのシミュレーション結果をみると、いくつかの様相が明らかになる。要約すると、次のような諸点である。

この検証例は、泰阜村に賃貸借の家賃相当額分として、「田中知事が泰阜村に15万円寄付をする」と仮定したシミュレーションである。

したがって、実際に田中知事が泰阜村に居住するならば、泰阜村財政にとっては、寄付金額15万円を寄付されるよりは、住民税額(796,800円)の徴税の方が税財源的には格段にメリットは大きく歳入における貢献度は高い、と一般に判断されよう。

問題は、田中知事の生活の本拠地は依然として長野市にあることには変わりはないことである。この点が、長野市が田中知事の住民税の課税権を主張する根拠である。

仮に行政訴訟となった場合には、住民税額の徴収およびその歳入の執行は停止状態となる。また仮に裁判に敗訴となった場合は、住民税額は徴収できない。加えて、延滞利息分の損害賠償を請求される事態も想定される。

したがって、泰阜村は田中知事の住民税は徴税できなため歳入欠陥が生ずるなど、財政運営上厳しい事態に直面する懸念がある。

ケースA、ケースB、ケースCのいずれの場合も、寄付金額は15万円とする、シミュレーション結果である。

このシミュレーション結果をみると、敢えて問題が多い住民票の異動をしなくとも、寄付金税制の改革による拡充、充実化を推進することにより、田中知事が採った行動と同様の効果である自治体政策の支援・応援は可能であることが立証されたといえる。

田中知事の場合には、前述したように、公職選挙法に抵触することから、関係諸団体などに対しては寄付することはできないため、今回のような非常手段、意表を衝くような行動が採られたと解することができる。

しかしながら、一般の市県民が、田中知事が採った行動と同様に住民票を異動して自治体政策を支援することは、住民基本台帳法の制度の形骸化をもたらすこと、また住民票の異動が濫用されることに伴い、社会秩序の崩壊などを誘引し犯罪などに悪用される懸念があることなど、実生活における生活の本拠の認定などの観点から多々問題があることなどを考慮すれば、一般市県民に田中知事と同様の行動を督励・奨励することは到底容認されることではない。

したがって、田中知事の場合には、公職選挙法に定められた「寄付行為の禁止」規定の関係から、小規模自治体の政策支援方法としては、このような緊急避難的な方法しか採りえなかったことについては一定の理解ができるが、一般の市県民の採るべき行動として適切であるとはいい難い。その意味でも、寄付金控除制度の拡充、充実化を目指すべきである。

このシミュレーション結果からも明らかなように、寄付金額は同じ場合であっても、税制改革がなされた場合には、寄付金額の効用係数（寄付金による税金の還付を表す指数と考える）は、高くなることが検証されたわけである。

このように寄付金額が同じ場合でも、第1段階の税制改革よりは、第2段階の税制改革、すなわち「所得税算定における寄付金の税額控除制度の適用および住民税における寄付金の税額控除制度の適用」が実施された場合の方が、より寄付金額の効用係数は高まり、寄付者における節税効果は極めて高くなることが検証された。

現行税法の税制構造改革は、決して不可能ではない。熱意と努力により十分に可能であると筆者は考えている。

したがって、自治体の都市・地域政策に対する一般の市県民の関心を高めるとともに、自治体の新たな税財源確保のための工夫、知恵比べとして政策競争を促進するためのインセンティブ（政策誘導措置）として、また地方分権時代における一般の市県民の社会参画の促進をすすめる市民意識を醸成する手段として、あるいは社会変革の起爆剤としての側面を重要視する観点より、「寄付金制度の拡充」が愁眉の課題である、と筆者は考えるのである。

寄付金（30万円寄付、50万円寄付、80万円寄付、100万円寄付）をした場合における所得税および住民税の税額変化の検証とその評価

さらに、寄付金が30万円、50万円、80万円（住民税にほぼ相当する額）、100万円に増額変化した場合における所得税および住民税の税額変化の比較について、同様にシミュレーションし検証する。

1 30万円寄付した場合の試算・検証

- (1) 【ケースA】：現行法による「寄付金」税制の検証（現行税法において30万円寄付金をした場合の所得税および市町村民税の納税額）

所得税の試算結果

前提条件については、現行税制のもとで、《寄付金が30万円である》こと以外の他の条件については、前述した条件と全て同一条件の下で試算する（表8 - 1 参照）。

住民税の試算結果

同様に、「市町村民税」のうち「所得割」について試算する（表8 - 2 参照）。

- (2) 【ケースB】：第1段階の「寄付金税制改革」の検証（所得税は税額控除、住民税は現行の所得控除が適用されたケース）

所得税の試算結果

前提条件については、第1段階の「寄付金税制改革」として、「所得税は税額控除、住民税は現行の所得控除」が適用されたケースのもとで、《寄付金が30万円である》こと以外の他の条件については、前述した条件と全て同一条件の下で試算する（表8 - 1 参照）。

住民税の試算結果

同様に、「市町村民税」のうち「所得割」について試算する（表8 - 2 参照）。

- (3) 【ケースC】：第2段階の「寄付金税制改革」の検証（所得税は税額控除、住民税にも税額控除が適用されたケース）

所得税の試算結果

前提条件については、第2段階の「寄付金税制改革」として、「所得税は税額控除、住民税にも税額控除」が適用されたケースのもとで、《寄付金が30万円である》

こと以外の他の条件については、前述した条件と全て同一条件の下で試算する（表8 - 1 参照）。

住民税の試算結果

同様に、「市町村民税」のうち「所得割」について試算する（表8 - 2 参照）。

表8-1 田中知事が「他の自治体に30万円特定寄付をした場合」の所得税額の変化

類型(ケース別)	(基準値)	【ケースA】	【ケースB】	【ケースC】
(1) 給与所得の金額	1255万円	1255万円	1255万円	1255万円
(2) 所得控除の合計額	194.5万円	223.5万円	194.5万円	194.5万円
社会保険料控除	150万円	150万円	150万円	150万円
生命保険料・損害保険料控除	6.5万円	6.5万円	6.5万円	6.5万円
配偶者・配偶者特別・扶養控除	0円	0円	0円	0円
基礎控除	38万円	38万円	38万円	38万円
医療費控除	0円	0円	0円	0円
寄付金控除	0円	29万円	0円	0円
(3) 課税される所得金額	1060.5万円	1031.5万円	1060.5万円	1060.5万円
(4) 課税される所得税額	195.1万円	186.4万円	195.1万円	195.1万円
(5) 税額控除の合計	25 (39.0)万円	25 (37.2)万円	33.7 (47.7)万円	33.7 (47.7)万円
住宅借入金(取得)等特別控除等	0円	0円	0円	0円
定率減税額(課税される所得税額×20%)	25 (39.0)万円	25 (37.2)万円	25 (39.0)万円	25 (39.0)万円
寄付金の税額控除【寄付金-1万円)×30%】	0円	0円	8.7万円	8.7万円
所得税額	170.1万円	161.4万円	161.4万円	161.4万円

表8-2 田中知事が「他の自治体に30万円特定寄付をした場合」の住民税額の変化

類型(ケース別)	(基準値)	【ケースA】	【ケースB】	【ケースC】
(1) 給与所得の金額	1255万円	1255万円	1255万円	1255万円
(2) 所得控除の合計額	187.5万円	207.5万円	207.5万円	187.5万円
社会保険料控除	150万円	150万円	150万円	150万円
生命保険料・損害保険料控除	4.5万円	4.5万円	4.5万円	4.5万円
配偶者・配偶者特別・扶養控除	0円	0円	0円	0円
基礎控除	33万円	33万円	33万円	33万円
医療費控除	0円	0円	0円	0円
寄付金控除	0円	20万円	20万円	0円
(3) 課税される所得金額	1067.5万円	1047.5万円	1047.5万円	1067.5万円
(4) 課税される住民税額	82.7万円	80.7万円	80.7万円	82.7万円
(5) 税額控除の合計	3.1 (12.4)万円	3.1 (12.1)万円	3.1 (12.1)万円	9.1 (18.4)万円
住宅借入金(取得)等特別控除等	0円	0円	0円	0円
定率減税額(課税される所得税額×20%)	3.1 (12.4)万円	3.1 (12.1)万円	3.1 (12.1)万円	3.1 (12.4)万円
寄付金の税額控除【寄付金-10万円)×30%】	0円	0円	0円	6万円
住民税額	79.6万円	77.6万円	77.6万円	73.6万円

(注)(基準値)とは、寄付金をしない場合の通常のケースである。
 【A】: ケースAは、現行の税法制度における「所得税の寄付金控除」制度に準拠したシミュレーション結果である。ケースA・B・C共に寄付金額は30万円である。定率減税額の最高は25万円である。
 【B】: ケースBは、現行の税法制度の第1段階の税制改革として、政党等における税額制度と同様に、「所得税の税額控除制度」が採用されたと仮定した場合のシミュレーション結果である。
 【C】: ケースCは、現行の税法制度の第2段階の税制改革として、「所得税および住民税における税額控除制度」が採用されたと仮定した場合のシミュレーション結果である。

(4) シミュレーション結果の検証とその評価

ケースCは、第2段階の税制改革として、「所得税には税額控除」の適用が、また「住民税にも税額控除」が適用されたケースとしてシミュレーションしたものである。次のように要約できる(表9参照)。

表9 知事が「他の自治体に30万円特定寄付をした場合」の所得税および住民税の税額変化の試算例

寄付金額	(基準値)	【A】30万円	【B】30万円	【C】30万円
所得税額	170.1万円	161.4万円	161.4万円	161.4万円
住民税額	79.6万円	77.6万円	77.6万円	73.6万円
税負担額(所得税+住民税)	249.8万円	239.0万円	239.0万円	235.0万円
寄付金		30万円	30万円	30万円
寄付金による税負担軽減効果(税金の還付)	基準値	10.7万円	10.7万円	14.7万円
寄付金の実質的な寄付金負担額(-)	基準値	19.3万円	19.3万円	15.3万円
寄付金による税負担軽減寄与率(/)	基準値	35.7%	35.7%	49.0%
寄付金の実質的な負担率(/)	基準値	64.3%	64.3%	51.0%
寄付金による実質的な税負担額(+)	基準値	269.0万円	269.0万円	265.0万円
寄付金による自治体政策支援寄与率	基準値	107.7%	107.7%	106.1%
寄付金による社会貢献寄与率(/収入額)		2%	2%	2%

(注1)(基準値)とは、寄付金をしない場合の通常のケースである。

【A】: ケースAは、現行の税法制度における「所得税の寄付金控除」制度に準拠した場合のシミュレーション結果である。

【B】: ケースBは、現行の税法制度の第1段階の税制改革として、政党等における税額制度と同様に、「所得税の税額控除制度」を採用したと仮定した場合のシミュレーション結果である。

【C】: ケースCは、現行の税法制度の第2段階の税制改革として「所得税および住民税における税額控除制度」を採用したと仮定した場合のシミュレーション結果である。

(注2) 「寄付行為による自治体政策支援寄与率」の算式は、実質的な税負担額÷基準値(寄付金をしない場合の税負担額)で表す。

「寄付行為による社会貢献寄与率」の算式は、寄付金額÷収入額で表す。

所得税および市町村民税所得割の合計額である税負担は2,498,300円である。

30万円寄付金をした場合の所得税は1,614,500円、住民税所得割は736,800円で、所得税および住民税所得割の合計額である税負担は2,351,300円である。

したがって、30万円寄付金をした場合の所得税および市町村民税所得割の合計額である税負担は、寄付金をしない場合に比べて、2,498,300円 - 2,351,300円、すなわち、147,000円減額される。

寄付金30万円の税負担軽減効果は、税金の還付金と同額の147,000円である。

寄付金30万円の実質的な寄付金負担額は、寄付金額 - 税金の還付額である。すなわち、300,000円 - 147,000円で、153,000円である。

寄付金30万円の实質的な寄付金の負担割合は、実質的な寄付金額÷寄付金額である。すなわち、153,000円÷300,000円で、51%である。

寄付金30万円の实質的な寄付金の軽減割合は、税金の還付額÷寄付金額である。すなわち、147,000円÷300,000円で、49%である。

寄付金30万円の实質的な税負担額は、寄付金額 + 実質的な所得税額 + 実質的な市町村民税額である。すなわち、300,000円 + 1,614,500円 + 736,800円で

ある。したがって、2,651,300円である。

寄付金をすること、すなわち、「第2の市町村民税ともいえる寄付行為による自治体政策支援」については、「寄付金による自治体政策支援寄与率」と呼ぶことにする。この数値は、寄付する者が、積極的に寄付することにより自治体政策を支援するという社会貢献に対する満足度を表す指標として重要な意味がある。

「寄付金による自治体政策支援寄与率」の算式は、 $\text{実質的な税負担額} \div \text{基準値（寄付金をしない場合の税負担額）}$ で表す。すなわち、 $2,651,300 \text{円} \div 2,498,300 \text{円}$ で、107.0%である。

収入に対する寄付金の割合である寄付金率は、「社会貢献に参画する」満足度を表す指標として重要な意味がある。収入に対する寄付金率を「寄付行為による社会貢献寄与率」と呼ぶことにする。「寄付行為による社会貢献寄与率」の算式は、 $\text{寄付金額} \div \text{収入額}$ で表す。すなわち、 $300,000 \text{円} \div 15,000,000 \text{円}$ で、2%である。

2 50万円寄付した場合の試算・検証

- (1) 【ケースA】: 現行法による「寄付金」税制の検証（現行税法において50万円寄付金をした場合の所得税および市町村民税の納税額）

所得税の試算結果

前提条件については、現行税制のもとで、《寄付金が50万円である》こと以外の他の条件については、前述した条件と全て同一条件の下で試算する（表10 - 1 参照）。

住民税の試算結果

同様に、「市町村民税」のうち「所得割」について試算する（表10 - 2 参照）。

- (2) 【ケースB】: 第1段階の「寄付金税制改革」の検証（所得税は税額控除、住民税は現行の所得控除が適用されたケース）

所得税の試算結果

前提条件については、第1段階の「寄付金税制改革」として、「所得税は税額控除、住民税は現行の所得控除」が適用されたケースのもとで、《寄付金が50万円である》こと以外の他の条件については、前述した条件と全て同一条件の下で試算する（表10 - 1 参照）。

住民税の試算結果

同様に、「市町村民税」のうち「所得割」について試算する（表10 - 2 参照）。

表10-1 田中知事が「他の自治体に50万円特定寄付をした場合」の所得税額の変化

類型(ケース別)	(基準値)	【ケースA】	【ケースB】	【ケースC】
(1) 給与所得の金額	1255万円	1255万円	1255万円	1255万円
(2) 所得控除の合計額	194.5万円	243.5万円	194.5万円	194.5万円
社会保険料控除	150万円	150万円	150万円	150万円
生命保険料・損害保険料控除	6.5万円	6.5万円	6.5万円	6.5万円
配偶者・配偶者特別・扶養控除	0円	0円	0円	0円
基礎控除	38万円	38万円	38万円	38万円
医療費控除	0円	0円	0円	0円
寄付金控除	0円	49万円	0円	0円
(3) 課税される所得金額	1060.5万円	1011.5万円	1060.5万円	1060.5万円
(4) 課税される所得税額	195.1万円	180.4万円	195.1万円	195.1万円
(5) 税額控除の合計	25 (39.0)万円	25 (36.0)万円	39.7 (53.7)万円	39.7 (53.7)万円
住宅借入金(取得)等特別控除等	0円	0円	0円	0円
定率減税額(課税される所得税額×20%)	25 (39.0)万円	25 (36.0)万円	25 (39.0)万円	25 (39.0)万円
寄付金税額控除【寄付金-1万円)×30%】	0円	0円	14.7万円	14.7万円
所得税額	170.1万円	155.4万円	155.4万円	155.4万円

表10-2 田中知事が「他の自治体に50万円特定寄付をした場合」の住民税額の変化

類型(ケース別)	(基準値)	【ケースA】	【ケースB】	【ケースC】
(1) 給与所得の金額	1255万円	1255万円	1255万円	1255万円
(2) 所得控除の合計額	187.5万円	227.5万円	207.5万円	187.5万円
社会保険料控除	150万円	150万円	150万円	150万円
生命保険料・損害保険料控除	4.5万円	4.5万円	4.5万円	4.5万円
配偶者・配偶者特別・扶養控除	0円	0円	0円	0円
基礎控除	33万円	33万円	33万円	33万円
医療費控除	0円	0円	0円	0円
寄付金控除	0円	40万円	40万円	0円
(3) 課税される所得金額	1067.5万円	1027.5万円	1047.5万円	1067.5万円
(4) 課税される住民税額	82.7万円	78.7万円	78.7万円	82.7万円
(5) 税額控除の合計	3.1 (12.4)万円	3.1 (11.8)万円	3.1 (11.8)万円	15.1 (24.4)万円
住宅借入金(取得)等特別控除等	0円	0円	0円	0円
定率減税額(課税される所得税額×20%)	3.1 (12.4)万円	3.1 (11.8)万円	3.1 (11.8)万円	3.1 (12.4)万円
寄付金税額控除【寄付金-10万円)×30%】	0円	0円	0円	12万円
住民税額	79.6万円	75.6万円	75.6万円	67.36万円

(注)(基準値)とは、寄付金をしない場合の通常のケースである。

【A】: ケースAは、現行の税法制度における「所得税の寄付金控除」制度に準拠したシミュレーション結果である。ケースA・B・C共に寄付金額は50万円である。定率減税額の最高は25万円である。

【B】: ケースBは、現行の税法制度の第1段階の税制改革として、政党等における税額制度と同様に、「所得税の税額控除制度」が採用されたと仮定した場合のシミュレーション結果である。

【C】: ケースCは、現行の税法制度の第2段階の税制改革として、「所得税および住民税における税額控除制度」が採用されたと仮定した場合のシミュレーション結果である。

- (3) 【ケースC】: 第2段階の「寄付金税制改革」の検証(所得税は税額控除、住民税にも税額控除が適用されたケース)

所得税の試算結果

前提条件については、第2段階の「寄付金税制改革」として、「所得税は税額控除、住民税にも税額控除」が適用されたケースのもとで、「寄付金が50万円である」

表11 知事が「他の自治体に50万円特定寄付をした場合」の所得税および住民税の税額変化の試算例

寄付金額	(基準値)	【A】50万円	【B】50万円	【C】50万円
所得税額	170.1万円	155.4万円	155.4万円	155.4万円
住民税額	79.6万円	75.6万円	75.6万円	67.6万円
税負担額(所得税+住民税)	249.8万円	231.0万円	231.0万円	223.0万円
寄付金		50万円	50万円	50万円
寄付金による税負担軽減効果(税金の還付)	基準値	18.7万円	18.7万円	26.8万円
寄付金の実質的な寄付金負担額(-)	基準値	31.3万円	31.3万円	23.2万円
寄付金による税負担軽減寄与率(/)	基準値	37.4%	37.4%	53.4%
寄付金の実質的な負担率(/)	基準値	62.6%	62.6%	46.6%
寄付金による実質的な税負担額(+)	基準値	281.0万円	281.0万円	273.1万円
寄付金による自治体政策支援寄与率	基準値	112.5%	112.5%	109.3%
寄付金による社会貢献寄与率(/収入額)		3.3%	3.3%	3.3%

(注1)(基準値)とは、寄付金をしない場合の通常の場合である。

【A】: ケースAは、現行の税法制度における「所得税の寄付金控除」制度に準拠した場合のシミュレーション結果である。

【B】: ケースBは、現行の税法制度の第1段階の税制改革として、政党等における税額制度と同様に、「所得税の税額控除制度」を採用したと仮定した場合のシミュレーション結果である。

【C】: ケースCは、現行の税法制度の第2段階の税制改革として「所得税および住民税における税額控除制度」を採用したと仮定した場合のシミュレーション結果である。

(注2) 「寄付行為による自治体政策支援寄与率」の算式は、実質的な税負担額÷基準値(寄付金をしない場合の税負担額)で表す。

「寄付行為による社会貢献寄与率」の算式は、寄付金額÷収入額で表す。

こと以外の他の条件については、前述した条件と全て同一条件の下で試算する(表10-1参照)。

住民税の試算結果

同様に、「市町村民税」のうち「所得割」について試算する(表10-2参照)。

(4) シミュレーション結果の検証とその評価

ケースCは、第2段階の税制改革として、「所得税には税額控除」の適用が、また「住民税にも税額控除」が適用されたケースとしてシミュレーションしたものである。次のように要約できる(表11参照)。

寄付金をしない場合の所得税は1,701,500円、市町村民税所得割は796,800円で、所得税および市町村民税所得割の合計額である税負担は2,498,300円である。

50万円寄付金をした場合の所得税は1,554,500円、市町村民税所得割は676,800円で、所得税および市町村民税所得割の合計額である税負担は2,231,300円である。

したがって、50万円寄付金をした場合の所得税および市町村民税の合計額である税負担は、寄付金をしない場合に比べて、2,498,300円 - 2,231,300円、すなわち、267,000円減額される。

寄付金50万円の税負担軽減効果は、税金の還付金と同額の267,000円である。

寄付金50万円の実質的な寄付金負担額は、寄付金額 - 税金の還付額 である。すなわち、500,000円 - 267,000円 で、233,000円である。

寄付金50万円の実質的な寄付金の負担割合は、実質的な寄付金額 ÷ 寄付金額 である。すなわち、233,000円 ÷ 500,000円 で、46.6%である。

寄付金50万円の実質的な寄付金の軽減割合は、税金の還付額 ÷ 寄付金額 である。すなわち、267,000円 ÷ 500,000円 で、53.4%である。

寄付金50万円の実質的な税負担額は、寄付金額 + 実質的な所得税額 + 実質的な市町村民税額 である。すなわち、500,000円 + 1,554,500円676,800円 である。したがって、2,731,300円である。

寄付金をすること、すなわち、「第2の市町村民税ともいえる寄付行為による自治体政策支援」については、「寄付金による自治体政策支援寄与率」と呼ぶことにする。この数値は、寄付する者が、積極的に寄付することにより自治体政策を支援するという社会貢献に対する満足度を表す指標として重要な意味がある。

「寄付金による自治体政策支援寄与率」の算式は、実質的な税負担額 ÷ 基準値（寄付金をしない場合の税負担額）で表す。すなわち、2,731,300円 ÷ 2,498,300円 で、109.3%である。

収入に対する寄付金の割合である寄付金率は、「社会貢献に参画する」満足度を表す指標として重要な意味がある。収入に対する寄付金率を「寄付行為による社会貢献寄与率」と呼ぶことにする。「寄付行為による社会貢献寄与率」の算式は、寄付金額 ÷ 収入額 で表す。すなわち、500,000円 ÷ 15,000,000円 で、3.3%である。

3 80万円寄付した場合の試算・検証

- (1) 【ケースA】: 現行法による「寄付金」税制の検証（現行税法において80万円寄付金をした場合の所得税および市町村民税の納税額）

所得税の試算結果

前提条件については、現行税制のもとで、《寄付金が80万円である》こと以外の他の条件については、前述した条件と全て同一条件の下で試算する（表12-1参照）

ちなみに、80万円寄付することは、概ね田中知事の住民税相当額分を寄付することにほかならない。

住民税の試算結果

同様に、「市町村民税」のうち「所得割」について試算する（表12-2参照）。

表12 - 1 田中知事が「他の自治体に80万円特定寄付をした場合」の所得税額の変化

類 型（ケース別）	（基準値）	【ケースA】	【ケースB】	【ケースC】
(1) 給与所得の金額	1255万円	1255万円	1255万円	1255万円
(2) 所得控除の合計額	194.5万円	263.5万円	194.5万円	194.5万円
社会保険料控除	150万円	150万円	150万円	150万円
生命保険料・損害保険料控除	6.5万円	6.5万円	6.5万円	6.5万円
配偶者・配偶者特別・扶養控除	0円	0円	0円	0円
基礎控除	38万円	38万円	38万円	38万円
医療費控除	0円	0円	0円	0円
寄付金控除	0円	79万円	0円	0円
(3) 課税される所得金額	1060.5万円	981.5万円	1060.5万円	1060.5万円
(4) 課税される所得税額	195.1万円	171.4万円	195.1万円	195.1万円
(5) 税額控除の合計	25 (39.0) 万円	25 (34.9) 万円	48.7 (59.7) 万円	48.7 (59.7) 万円
住宅借入金（取得）等特別控除等	0円	0円	0円	0円
定率減税額（課税される所得税額×20%）	25 (39.0) 万円	25 (34.2) 万円	25 (39.0) 万円	25 (39.0) 万円
寄付金の税額控除【寄付金 - 1万円）×30%】	0円	0円	23.7万円	23.7万円
所得税額	170.1万円	146.4万円	146.4万円	146.4万円

表12 - 2 田中知事が「他の自治体に80万円特定寄付をした場合」の住民税額の変化

類 型（ケース別）	（基準値）	【ケースA】	【ケースB】	【ケースC】
(1) 給与所得の金額	1255万円	1255万円	1255万円	1255万円
(2) 所得控除の合計額	187.5万円	247.5万円	247.5万円	187.5万円
社会保険料控除	150万円	150万円	150万円	150万円
生命保険料・損害保険料控除	4.5万円	4.5万円	4.5万円	4.5万円
配偶者・配偶者特別・扶養控除	0円	0円	0円	0円
基礎控除	33万円	33万円	33万円	33万円
医療費控除	0円	0円	0円	0円
寄付金控除	0円	70万円	70万円	0円
(3) 課税される所得金額	1067.5万円	997.5万円	997.5万円	1067.5万円
(4) 課税される住民税額	82.7万円	75.7万円	75.7万円	82.7万円
(5) 税額控除の合計	3.1 (12.4) 万円	3.1 (11.5) 万円	3.1 (11.5) 万円	24.1 (30.4) 万円
住宅借入金（取得）等特別控除等	0円	0円	0円	0円
定率減税額（課税される所得税額×20%）	3.1 (12.4) 万円	3.1 (11.5) 万円	3.1 (11.5) 万円	3.1 (12.4) 万円
寄付金の税額控除【寄付金 - 10万円）×30%】	0円	0円	0円	21万円
住民税額	79.6万円	72.6万円	72.6万円	58.6万円

(注)(基準値)とは、寄付金をしない場合の通常のケースである。
 【A】: ケースAは、現行の税法制度における「所得税の寄付金控除」制度に準拠したシミュレーション結果である。ケースA・B・C共に寄付金額は80万円である。定率減税額の最高は25万円である。
 【B】: ケースBは、現行の税法制度の第1段階の税制改革として、政党等における税額制度と同様に、「所得税の税額控除制度」が採用されたと仮定した場合のシミュレーション結果である。
 【C】: ケースCは、現行の税法制度の第2段階の税制改革として、「所得税および住民税における税額控除制度」が採用されたと仮定した場合のシミュレーション結果である。

(2) 【ケースB】: 第1段階の「寄付金税制改革」の検証（所得税は税額控除、住民税は現行の所得控除が適用されたケース）

所得税の試算結果

前提条件については、第1段階の「寄付金税制改革」として、「所得税は税額控除、住民税は現行の所得控除」が適用されたケースのもとで、《寄付金が80万円で

ある》こと以外の他の条件については、前述した条件と全て同一条件の下で試算する（表12 - 1 参照）。

住民税の試算結果

同様に、「市町村民税」のうち「所得割」について試算する（表12 - 2 参照）。

- (3) 【ケースC】: 第2段階の「寄付金税制改革」の検証（所得税は税額控除、住民税にも税額控除が適用されたケース）

所得税の試算結果

前提条件については、第2段階の「寄付金税制改革」として、「所得税は税額控除、住民税にも税額控除」が適用されたケースのもとで、《寄付金が80万円である》こと以外の他の条件については、前述した条件と全て同一条件の下で試算する（表12 - 1 参照）。

住民税の試算結果

同様に、「市町村民税」のうち「所得割」について試算する（表12 - 2 参照）。

- (4) シミュレーション結果の検証とその評価

ケースCは、第2段階の税制改革として、「所得税には税額控除」の適用が、また「住民税にも税額控除」が適用されたケースとしてシミュレーションしたものである。次のように要約できる（表13参照）。

寄付金をしない場合の所得税は1,701,500円、市町村民税所得割は796,800円で、所得税および市町村民税所得割の合計額である税負担は2,498,300円である。

80万円寄付金をした場合の所得税は1,464,500円、市町村民税所得割は586,800円で、所得税および市町村民税所得割の合計額である税負担は2,051,300円である。

したがって、80万円寄付金をした場合の所得税および市町村民税所得割の合計額である税負担は、寄付金をしない場合に比べて、 $2,498,300円 - 2,051,300円$ 、すなわち、447,000円減額される。

寄付金80万円の税負担軽減効果は、税金の還付金と同額の447,000円である。

寄付金80万円の実質的な寄付金負担額は、 $寄付金額 - 税金の還付額$ である。すなわち、 $700,000円 - 447,000円$ で、353,000円である。

寄付金80万円の実質的な寄付金の負担割合は、 $実質的な寄付金額 \div 寄付金額$ である。すなわち、 $353,000円 \div 800,000円$ で、44.1%である。

寄付金80万円の実質的な寄付金の軽減割合は、 $税金の還付額 \div 寄付金額$ である。すなわち、 $447,000円 \div 800,000円$ で、55.9%である。

寄付金80万円の実質的な税負担額は、 $寄付金額 + 実質的な所得税額 + 実質的$

表13 知事が「他の自治体に80万円特定寄付をした場合」の所得税および住民税の税額変化の試算例

寄付金額	(基準値)	【A】80万円	【B】80万円	【C】80万円
所得税額	170.1万円	146.4万円	146.4万円	146.4万円
住民税額	79.6万円	72.6万円	72.6万円	58.6万円
税負担額(所得税+住民税)	249.8万円	219.0万円	219.0万円	205.0万円
寄付金		80万円	80万円	80万円
寄付金による税負担軽減効果(税金の還付)	基準値	30.8万円	30.8万円	44.7万円
寄付金の実質的な寄付金負担額(-)	基準値	49.2万円	49.2万円	35.3万円
寄付金による税負担軽減寄与率(/)	基準値	38.5%	38.5%	55.9%
寄付金の実質的な負担率(/)	基準値	61.5%	61.5%	44.1%
寄付金による実質的な税負担額(+)	基準値	299.0万円	299.0万円	285.0万円
寄付金による自治体政策支援寄与率	基準値	119.7%	119.7%	114.1%
寄付金による社会貢献寄与率(/ 収入額)		5.3%	5.3%	5.3%

(注1)(基準値)とは、寄付金をしない場合の通常のケースである。

【A】: ケースAは、現行の税法制度における「所得税の寄付金控除」制度に準拠した場合のシミュレーション結果である。

【B】: ケースBは、現行の税法制度の第1段階の税制改革として、政党等における税額制度と同様に、「所得税の税額控除制度」を採用したと仮定した場合のシミュレーション結果である。

【C】: ケースCは、現行の税法制度の第2段階の税制改革として「所得税および住民税における税額控除制度」を採用したと仮定した場合のシミュレーション結果である。

(注2) 「寄付行為による自治体政策支援寄与率」の算式は、実質的な税負担額÷基準値(寄付金をしない場合の税負担額)で表す。

「寄付行為による社会貢献寄与率」の算式は、寄付金額÷収入額で表す。

な市町村民税額である。すなわち、800,000円+1,464,500円+586,800円である。したがって、2,851,300円である。

寄付金をすること、すなわち、「第2の市町村民税ともいえる寄付行為による自治体政策支援」については、「寄付金による自治体政策支援寄与率」と呼ぶことにする。この数値は、寄付する者が、積極的に寄付することにより自治体政策を支援するという社会貢献に対する満足度を表す指標として重要な意味がある。

「寄付金による自治体政策支援寄与率」の算式は、実質的な税負担額÷基準値(寄付金をしない場合の税負担額)で表す。すなわち、2,851,300円÷2,498,300円で、114.1%である。

収入に対する寄付金の割合である寄付金率は、「社会貢献に参画する」満足度を表す指標として重要な意味がある。収入に対する寄付金率を「寄付行為による社会貢献寄与率」と呼ぶことにする。「寄付行為による社会貢献寄与率」の算式は、寄付金額÷収入額で表す。すなわち、800,000円÷15,000,000円で、5.3%である。

表14-1 田中知事が「他の自治体に100万円特定寄付をした場合」の所得税額の変化

類型(ケース別)	(基準値)	【ケースA】	【ケースB】	【ケースC】
(1) 給与所得の金額	1255万円	1255万円	1255万円	1255万円
(2) 所得控除の合計額	194.5万円	293.5万円	194.5万円	194.5万円
社会保険料控除	150万円	150万円	150万円	150万円
生命保険料・損害保険料控除	6.5万円	6.5万円	6.5万円	6.5万円
配偶者・配偶者特別・扶養控除	0円	0円	0円	0円
基礎控除	38万円	38万円	38万円	38万円
医療費控除	0円	0円	0円	0円
寄付金控除	0円	99万円	0円	0円
(3) 課税される所得金額	1060.5万円	961.5万円	1060.5万円	1060.5万円
(4) 課税される所得税額	195.1万円	165.4万円	195.1万円	195.1万円
(5) 税額控除の合計	25 (39.0)万円	25 (33.0)万円	54.7 (59.7)万円	54.7 (59.7)万円
住宅借入金(取得)等特別控除等	0円	0円	0円	0円
定率減税額(課税される所得税額×20%)	25 (39.0)万円	25 (33.0)万円	25 (39.0)万円	25 (39.0)万円
寄付金の税額控除【寄付金-1万円】×30%】	0円	0円	29.7万円	29.7万円
所得税額	170.1万円	140.4万円	140.4万円	140.4万円

表14-2 田中知事が「他の自治体に100万円特定寄付をした場合」の住民税額の変化

類型(ケース別)	(基準値)	【ケースA】	【ケースB】	【ケースC】
(1) 給与所得の金額	1255万円	1255万円	1255万円	1255万円
(2) 所得控除の合計額	187.5万円	277.5万円	247.5万円	187.5万円
社会保険料控除	150万円	150万円	150万円	150万円
生命保険料・損害保険料控除	4.5万円	4.5万円	4.5万円	4.5万円
配偶者・配偶者特別・扶養控除	0円	0円	0円	0円
基礎控除	33万円	33万円	33万円	33万円
医療費控除	0円	0円	0円	0円
寄付金控除	0円	90万円	90万円	0円
(3) 課税される所得金額	1067.5万円	977.5万円	977.5万円	1067.5万円
(4) 課税される住民税額	82.7万円	73.7万円	73.7万円	82.7万円
(5) 税額控除の合計	3.1 (12.4)万円	3.1 (11.5)万円	3.1 (11.5)万円	30.1 (39.4)万円
住宅借入金(取得)等特別控除等	0円	0円	0円	0円
定率減税額(課税される所得税額×20%)	3.1 (12.4)万円	3.1 (11.1)万円	3.1 (11.1)万円	3.1 (12.4)万円
寄付金の税額控除【寄付金-10万円】×30%】	0円	0円	0円	27.0万円
住民税額	79.6万円	70.6万円	70.6万円	52.6万円

(注)(基準値)とは、寄付金をしない場合の通常のケースである。

【A】: ケースAは、現行の税法制度における「所得税の寄付金控除」制度に準拠したシミュレーション結果である。ケースA・B・C共に寄付金額は100万円である。定率減税額の最高は25万円である。

【B】: ケースBは、現行の税法制度の第1段階の税制改革として、政党等における税額控除と同様に、「所得税の税額控除制度」が採用されたと仮定した場合のシミュレーション結果である。

【C】: ケースCは、現行の税法制度の第2段階の税制改革として、「所得税および住民税における税額控除制度」が採用されたと仮定した場合のシミュレーション結果である。

4 100万円寄付した場合の試算・検証

- (1) 【ケースA】: 現行法による「寄付金」税制の検証(現行税法において100万円寄付金をした場合の所得税および市町村民税の納税額)

所得税の試算結果

前提条件については、現行税制のもとで、《寄付金が100万円である》こと以外の

他の条件については、前述した条件と全て同一条件の下で試算する（表14 - 1 参照）。
住民税の試算結果

同様に、「市町村民税」のうち「所得割」について試算する（表14 - 2 参照）。

- (2) 【ケースB】: 第1段階の「寄付金税制改革」の検証（所得税は税額控除、住民税は現行の所得控除が適用されたケース）

所得税の試算結果

前提条件については、第1段階の「寄付金税制改革」として、「所得税は税額控除、住民税は現行の所得控除」が適用されたケースのもとで、《寄付金が30万円である》こと以外の他の条件については、前述した条件と全て同一条件の下で試算する（表14 - 1 参照）。

住民税の試算結果

同様に、「市町村民税」のうち「所得割」について試算する（表14 - 2 参照）。

- (3) 【ケースC】: 第2段階の「寄付金税制改革」の検証（所得税は税額控除、住民税にも税額控除が適用されたケース）

所得税の試算結果

前提条件については、第2段階の「寄付金税制改革」として、「所得税は税額控除、住民税にも税額控除」が適用されたケースのもとで、《寄付金が100万円である》こと以外の他の条件については、前述した条件と全て同一条件の下で試算する（表14 - 1 参照）。

住民税の試算結果

同様に、「市町村民税」のうち「所得割」について試算する（表14 - 2 参照）。

- (4) シミュレーション結果の検証とその評価

ケースCは、第2段階の税制改革として、「所得税には税額控除」の適用が、また「住民税にも税額控除」が適用されたケースとしてシミュレーションしたものである。次のように要約できる（表15参照）。

寄付金をしない場合の所得税は1,701,500円、市町村民税所得割は796,800円で、所得税および市町村民税所得割の合計額である税負担は2,498,300円である。

100万円寄付金をした場合の所得税は1,404,500円、市町村民税所得割は526,800円で、所得税および市町村民税所得割の合計額である税負担は1,931,300円である。

したがって、100万円寄付金をした場合の所得税および市町村民税所得割の合計額である税負担は、寄付金をしない場合に比べて、2,498,300円 - 1,931,300円、すなわち、567,000円減額される。

表15 知事が「他の自治体に100万円特定寄付をした場合」の所得税および住民税の税額変化の試算例

寄付金額	(基準値)	【A】100万円	【B】100万円	【C】100万円
所得税額	170.1万円	140.4万円	140.4万円	140.4万円
住民税額	79.6万円	70.6万円	70.6万円	52.6万円
税負担額(所得税+住民税)	249.8万円	211.0万円	211.0万円	193.0万円
寄付金		100万円	100万円	100万円
寄付金による税負担軽減効果(税金の還付)	基準値	38.8万円	38.8万円	56.7万円
寄付金の実質的な寄付金負担額(-)	基準値	61.2万円	61.2万円	43.3万円
寄付金による税負担軽減寄与率(/)	基準値	38.8%	38.8%	56.7%
寄付金の実質的な負担率(/)	基準値	61.2%	61.2%	43.3%
寄付金による実質的な税負担額(+)	基準値	311.0万円	311.0万円	293.0万円
寄付金による自治体政策支援寄与率	基準値	124.5%	124.5%	117.3%
寄付金による社会貢献寄与率(/収入額)		6.7%	6.7%	6.7%

(注1) (基準値)とは、寄付金をしない場合の通常の場合である。

【A】: ケースAは、現行の税法制度における「所得税の寄付金控除」制度に準拠した場合のシミュレーション結果である。

【B】: ケースBは、現行の税法制度の第1段階の税制改革として、政党等における税額制度と同様に、「所得税の税額控除制度」を採用したと仮定した場合のシミュレーション結果である。

【C】: ケースCは、現行の税法制度の第2段階の税制改革として「所得税および住民税における税額控除制度」を採用したと仮定した場合のシミュレーション結果である。

(注2) 「寄付行為による自治体政策支援寄与率」の算式は、実質的な税負担額÷基準値(寄付金をしない場合の税負担額)で表す。

「寄付行為による社会貢献寄与率」の算式は、寄付金額÷収入額で表す。

寄付金100万円の税負担軽減効果は、税金の還付金と同額の567,000円である。

寄付金100万円の实質的な寄付金負担額は、寄付金額 - 税金の還付額 である。すなわち、1,000,000円 - 567,000円 で、433,000円である。

寄付金100万円の实質的な寄付金の負担割合は、実質的な寄付金額÷寄付金額 である。すなわち、433,000円÷1,000,000円 で、43.3%である。

寄付金100万円の实質的な寄付金の軽減割合は、税金の還付額÷寄付金額 である。すなわち、567,000円÷1,000,000円 で、56.7%である。

寄付金100万円の实質的な税負担額は、寄付金額 + 実質的な所得税額 + 実質的な市町村民税額 である。すなわち、1,000,000円 + 1,404,500円 + 526,800円 である。したがって、2,931,300円である。

寄付金をすること、すなわち、「第2の市町村民税ともいえる寄付行為による自治体政策支援」については、「寄付金による自治体政策支援寄与率」と呼ぶことにする。この数値は、寄付する者が、積極的に寄付することにより自治体政策を支援するという社会貢献に対する満足度を表す指標として重要な意味がある。

「寄付金による自治体政策支援寄与率」の算式は、実質的な税負担額÷基準値(寄付金をしない場合の税負担額)で表す。すなわち、2,931,300円÷2,498,300

円 で、117.3%である。

収入に対する寄付金の割合である寄付金率は、「社会貢献に参画する」満足度を表す指標として重要な意味がある。収入に対する寄付金率を「寄付行為による社会貢献寄与率」と呼ぶことにする。「寄付行為による社会貢献寄与率」の算式は、 $\text{寄付金額} \div \text{収入額}$ で表す。すなわち、 $1,000,000 \text{円} \div 15,000,000 \text{円}$ で、6.7%である。

5 寄付金が（15万円寄付、30万円寄付、50万円寄付、80万円寄付、100万円寄付）に 変化した場合の所得税および住民税の税金還付と税額変化の比較

このように寄付金が、15万円、30万円、50万円、80万円、100万円に変化した場合には、寄付金をしない場合と比較して、「寄付金額の相当額」が実質的に軽減されることが検証された。

一方では寄付金をすることは追加的な負担を伴うわけであるが、他方では所得税および住民税の納税額が減額されることになる。換言すれば、寄付金をすることにより、税金が一部還付され、実質的な税負担が軽減されることになるわけである。

とりわけ、【ケースC】：第2段階の「寄付金税制改革」、すなわち、「所得税とともに住民税にも税額控除が適用されたケース」がなされた場合にその効用が大きいことが検証された。どの程度実質的な負担が軽減化されるかについて比較要約すると、次のとおりである。

(1) 15万円寄付金をした場合

15万円寄付金をした場合には、次のように変化する。

寄付金をしない場合の所得税は1,701,500円、市町村民税所得割は796,800円で、所得税および市町村民税所得割の税負担合計額は2,498,300円である。

15万円寄付金をした場合の所得税は1,659,500円、市町村民税所得割は791,800円で、所得税および市町村民税の税負担合計額は2,451,300円である。

したがって、15万円寄付金をした場合の所得税および市町村民税所得割の税負担合計額は、寄付金をしない場合に比べ、 $2,498,300 \text{円} - 2,451,300 \text{円}$ 、すなわち、47,000円減額される。これは税金の還付と同額である。

寄付金15万円の実質的な税負担の軽減割合は、 $\text{税金の還付額} \div \text{寄付金額}$ である。すなわち、 $47,000 \text{円} \div 150,000 \text{円}$ で、31.3%である。

寄付金15万円の実質的な税負担額は、 $\text{寄付金額} + \text{実質的な所得税額} + \text{実質的な市町村民税額所得割}$ である。 $150,000 \text{円} + 1,659,500 \text{円} + 791,800$ で、2,601,300円である。

「第2の市町村民税ともいえる寄付行為による自治体政策支援」を「寄付金による自治体政策支援寄与率」と呼ぶことにする。「寄付金による自治体政策支援寄与率」の算式は、 $\text{実質的な税負担額} \div \text{基準値（寄付金をしない場合の税負担額）}$ で表すと、 $2,601,300円 \div 2,498,300円$ で、104.1%である。

収入に対する寄付金率を「寄付行為による社会貢献寄与率」と呼ぶことにする。「寄付行為による社会貢献寄与率」の算式は、 $\text{寄付金額} \div \text{収入額}$ で表すと、 $150,000円 \div 15,000,000円$ で、1%である。

(2) 30万円寄付金をした場合

同様に、30万円寄付金をした場合には、次のように変化する。

寄付金をしない場合の所得税は1,701,500円、市町村民税所得割は796,800円で、所得税および市町村民税所得割の税負担合計額は2,498,300円である。

30万円寄付金をした場合の所得税は1,614,500円、市町村民税所得割は736,800円で、所得税および市町村民税所得割の税負担合計額は2,351,300円である。

したがって、30万円寄付金をした場合の所得税および市町村民税所得割の税負担合計額は、寄付金をしない場合に比べ、 $2,498,300円 - 2,351,300円$ 、すなわち、147,000円減額される。これは税負担軽減効果で、税金の還付と同額である。

寄付金30万円の実質的な税負担の軽減割合は、 $\text{税金の還付額} \div \text{寄付金額}$ である。すなわち、 $147,000円 \div 300,000円$ で、49%である。

寄付金30万円の実質的な税負担額は、 $\text{寄付金額} + \text{実質的な所得税額} + \text{実質的な市町村民税額所得割}$ である。 $300,000円 + 1,614,500円 + 736,800円$ で、2,651,300円である。

「第2の市町村民税ともいえる寄付行為による自治体政策支援」を「寄付金による自治体政策支援寄与率」と呼ぶことにする。「寄付金による自治体政策支援寄与率」の算式は、 $\text{実質的な税負担額} \div \text{基準値（寄付金をしない場合の税負担額）}$ で表す。 $2,651,300円 \div 2,498,300円$ で、106.1%である。

収入に対する寄付金率を「寄付行為による社会貢献寄与率」と呼ぶことにする。「寄付行為による社会貢献寄与率」の算式は、 $\text{寄付金額} \div \text{収入額}$ で表す。 $300,000円 \div 15,000,000円$ で、2%である。

(3) 50万円寄付金をした場合

同様に、50万円寄付金をした場合には、次のように変化する。

寄付金をしない場合の所得税は1,701,500円、市町村民税所得割は796,800円で、所得税および市町村民税所得割の合計額である税負担は2,498,300円である。

50万円寄付金をした場合の所得税は1,554,500円、市町村民税所得割は676,800円で、所得税および市町村民税所得割の合計額である税負担は2,231,300円である。

したがって、50万円寄付金をした場合の所得税および市町村民税の合計額である税負担は、寄付金をしない場合に比べ、2,498,300円 - 2,231,300円、すなわち、267,000円減額される。これは税負担軽減効果で、税金の還付金と同額である。

寄付金50万円の実質的な寄付金の軽減割合は、税金の還付額 ÷ 寄付金額 である。すなわち、267,000円 ÷ 500,000円 で、53.4%である。

寄付金50万円の実質的な税負担額は、寄付金額 + 実質的な所得税額 + 実質的な市町村民税額 である。500,000円 + 1,554,500円 + 676,800円 で、2,731,300円である。

「第2の市町村民税ともいえる寄付行為による自治体政策支援」を「寄付金による自治体政策支援寄与率」と呼ぶことにする。「寄付金による自治体政策支援寄与率」の算式は、実質的な税負担額 ÷ 基準値（寄付金をしない場合の税負担額）で表す。2,731,300円 ÷ 2,498,300円 で、109.3%である。

収入に対する寄付金率を「寄付行為による社会貢献寄与率」と呼ぶことにする。「寄付行為による社会貢献寄与率」の算式は、寄付金額 ÷ 収入額 で表す。

500,000円 ÷ 15,000,000円 で、3.3%である。

(4) 80万円寄付金をした場合

同様に、80万円寄付金(住民税相当額の寄付)をした場合には、次のように変化する。

寄付金をしない場合の所得税は1,701,500円、市町村民税所得割は796,800円で、所得税および市町村民税所得割の合計額である税負担は2,498,300円である。

80万円寄付金をした場合の所得税は1,464,500円、市町村民税所得割は586,800円で、所得税および市町村民税所得割の合計額である税負担は2,051,300円である。

したがって、80万円寄付金をした場合の所得税および市町村民税所得割の合計額である税負担は、寄付金をしない場合に比べ、2,498,300円 - 2,051,300円、すなわち、447,000円減額される。これは税負担軽減効果で、税金の還付金と同額である。

寄付金80万円の実質的な寄付金の軽減割合は、税金の還付額 ÷ 寄付金額 である。すなわち、447,000円 ÷ 800,000円 で、55.9%である。

寄付金80万円の実質的な税負担額は、寄付金額 + 実質的な所得税額 + 実質的な市町村民税額 である。800,000円 + 1,464,500円 + 586,800円 で、2,851,300円である。

「第2の市町村民税ともいえる寄付行為による自治体政策支援」を「寄付金による自治体政策支援寄与率」と呼ぶことにする。「寄付金による自治体政策支援寄与率」の算式は、 $\text{実質的な税負担額} \div \text{基準値（寄付金をしない場合の税負担額）}$ で表す。 $2,851,300\text{円} \div 2,498,300\text{円}$ で、114.1%である。

収入に対する寄付金率を「寄付行為による社会貢献寄与率」と呼ぶことにする。「寄付行為による社会貢献寄与率」の算式は、 $\text{寄付金額} \div \text{収入額}$ で表す。 $800,000\text{円} \div 15,000,000\text{円}$ で、5.3%である。

(5) 100万円寄付金をした場合

同様に、100万円寄付金をした場合には、次のように変化する。

寄付金をしない場合の所得税は1,701,500円、市町村民税所得割は796,800円で、所得税および市町村民税所得割の合計額である税負担は2,498,300円である。

100万円寄付金をした場合の所得税は1,404,500円、市町村民税所得割は526,800円で、所得税および市町村民税所得割の合計額である税負担は1,931,300円である。

したがって、100万円寄付金をした場合の所得税および市町村民税所得割の合計額である税負担は、寄付金をしない場合に比べ、 $2,498,300\text{円} - 1,931,300\text{円}$ 、すなわち、567,000円減額される。これは税負担軽減効果で、税金の還付金と同額である。

寄付金100万円の実質的な寄付金の軽減割合は、 $\text{税金の還付額} \div \text{寄付金額}$ である。すなわち、 $567,000\text{円} \div 1,000,000\text{円}$ で、56.7%である。

寄付金100万円の実質的な税負担額は、 $\text{寄付金額} + \text{実質的な所得税額} + \text{実質的な市町村民税額}$ である。 $1,000,000\text{円} + 1,404,500\text{円} + 526,800\text{円}$ で、2,931,300円である。

「第2の市町村民税ともいえる寄付行為による自治体政策支援」を「寄付金による自治体政策支援寄与率」と呼ぶことにする。「寄付金による自治体政策支援寄与率」の算式は、 $\text{実質的な税負担額} \div \text{基準値（寄付金をしない場合の税負担額）}$ で表す。 $2,931,300\text{円} \div 2,498,300\text{円}$ で、117.3%である。

収入に対する寄付金率を「寄付行為による社会貢献寄与率」と呼ぶことにする。「寄付行為による社会貢献寄与率」の算式は、 $\text{寄付金額} \div \text{収入額}$ で表す。 $1,000,000\text{円} \div 15,000,000\text{円}$ で、6.7%である。

表16 知事が「他の自治体に特定寄付をした場合」の所得税および住民税の税額変化の試算例

寄付金額	15万円	30万円	50万円	80万円	100万円
所得税額	165.9万円	161.4万円	141.4万円	146.4万円	140.4万円
住民税額	78.2万円	73.6万円	58.3万円	58.6万円	52.6万円
税負担額(所得税+住民税:基準249.8万円)	244.1万円	235.0万円	205.7万円	205.0万円	193.0万円
寄付金	15万円	30万円	50万円	80万円	100万円
寄付金による税負担軽減効果(税金の還付)	5.7万円	14.7万円	20.7万円	44.7万円	56.7万円
寄付金の実質的な寄付金負担額(-)	9.3万円	15.3万円	29.3万円	35.3万円	43.3万円
寄付金による税負担軽減寄与率(/)	38%	49%	41%	55.9%	56.7%
寄付金の実質的な負担率(/)	62%	51%	59%	44.1%	43.3%
寄付金による実質的な税負担額(+)	259.1万円	265.7万円	255.7万円	285.0万円	293.0万円
寄付金による自治体政策支援寄与率	103.7%	106.1%	112.9%	114.1%	117.3%
寄付金による社会貢献寄与率(/収入額)	1%	2%	3.3%	5.3%	6.7%

(注1)(基準値)とは、寄付金をしない場合の通常のケースである。

【A】: ケースAは、現行の税法制度における「所得税の寄付金控除」制度に準拠した場合のシミュレーション結果である。

【B】: ケースBは、現行の税法制度の第1段階の税制改革として、政党等における税額制度と同様に、「所得税の税額控除制度」を採用したと仮定した場合のシミュレーション結果である。

【C】: ケースCは、現行の税法制度の第2段階の税制改革として「所得税および住民税における税額控除制度」を採用したと仮定した場合のシミュレーション結果である。

(注2) 「寄付行為による自治体政策支援寄与率」の算式は、 $\text{実質的な税負担額} \div \text{基準値(寄付金をしない場合の税負担額)}$ で表す。

「寄付行為による社会貢献寄与率」の算式は、 $\text{寄付金額} \div \text{収入額}$ で表す。

6 シミュレーション結果の比較とその評価

これらの5つの寄付金支出のケースについてシミュレーションをした結果、とりわけ、第2段階の「寄付金税制改革」、すなわち、「所得税とともに住民税にも税額控除が適用されたケース」における寄付金額と所得税および住民税はどのように変化するかについて、比較整理し、とりまとめたものが表16である。これらのシミュレーション結果をみると、いくつかの様相が明らかになる。要約すると、次のような諸点である。

収入が一定の場合に、寄付金額が15万円、30万円、50万円、80万円、100万円に変化した場合の所得税および住民税の税金還付と税額変化について比較すると、寄付金額が増加するにしたがって、当然のことながら税金の還付金額は大きくなる。

また、「寄付金による税負担軽減効果」についても、負担軽減割合は高くなることが検証された。80万円を寄付することは、住民税、すなわち、市町村民税の所得割の税額に概ね匹敵することは前述したとおりである。「80万円の寄付金の税負担軽減寄与率は55.9%である。」これは、追加的に支出される寄付金額のうち、概ね、寄付金額の半分以上を超える金額が「確定申告」することにより、税金が還付(税金が戻ること)されることを示すものである。

このシミュレーション結果をみると、敢えて問題が多い住民票の異動をしなくとも、寄付金税制の改革による拡充、充実化を推進することにより、田中知事が採った行動と同様の効果である自治体政策の支援・応援は可能であることが立証されたといえる。

田中知事の場合には、前述したように公職選挙法に抵触することから、関係諸団体などに対しては寄付することはできないため、今回のような非常手段、意表を衝くような行動が採られたと解することができる。

しかしながら、一般の市県民が、田中知事が採った行動と同様に住民票を異動して自治体政策を支援することは、住民基本台帳法の制度の形骸化をもたらすこと、また住民票の異動が濫用されることに伴い、社会秩序の崩壊などを誘引し犯罪などに悪用される懸念があることなど、実生活における生活の本拠の認定などの観点から多々問題があることなどを考慮すれば、一般市県民に田中知事と同様の行動を督励・奨励することは到底容認されるものではない。

したがって、田中知事の場合には、公職選挙法に定められた「寄付行為の禁止」規定の関係から、小規模自治体の政策支援方法としては、このような緊急避難的な方法しか採りえなかったことについては一定の理解ができるが、一般の市県民の採るべき行動として適切であるとはいえない。その意味でも、今後は寄付金控除制度の拡充、充実化に努めるべきである。

このシミュレーション結果からも明らかなように、第２段階の税制改革、すなわち「所得税算定における寄付金の税額控除制度の適用および住民税における寄付金の税額控除制度の適用」が実施された場合の方が、より寄付金額の効用係数は高まり、寄付者における節税効果は極めて高くなることが検証された。

田中知事が支持するような小規模団体やユニークな施策を推進している団体、また好きな団体を応援支援するための財政支援手段としては、住民票を異動するのではなく、寄付者にも節税効果（税金の還付）としてのインセンティブ（政策誘因動機）が大きい寄付金制度の拡充に奮励努力すべきである。

現行税法の税制構造改革は、決して不可能ではない。その意味では、田中知事が全力をあげ「寄付金制度の拡充」に情熱を賭けて取り組まれることを期待したい。熱意と努力により十分に可能であると筆者は考えている。

田中知事の問題提起は極めて重要な意味を持つ。どちらの団体に住民税の課税権があるのか、という課税権論争に終始するのではなく、今後の地方分権の推進や税財源の移譲問題の観点より、税制改革問題とも密接に係る重要な問題であると認識

する必要がある。

このように、自治体の都市・地域政策に対する一般の市県民の関心を高めるとともに、自治体の新たな税財源確保のための工夫や知恵比べとしての政策競争を促進するためにも、また地方分権時代における一般の市県民の社会参画の促進をすすめる市民意識を醸成する手段として、あるいは社会変革の起爆剤としての側面を重要視する観点より、「寄付金制度の拡充」が愁眉の課題である、と筆者は考えるのである。

ちなみに、信濃毎日新聞(平成16年3月12日)によれば、「泰阜村が基金創設、計画、財源確保へ全国から寄付金を募る」と題し、全国から寄付を募って村づくりに充てる「住民参加型ふるさと再生基金」(仮称)の創設を計画していると、「公募型の寄付金による基金づくり」の計画が報道されている。

同紙には、次のように紹介されている。村が具体的な施策をいくつか示し、賛同する人に寄付してもらおう。自治体財政が厳しい中、いわば応援団を募り、村づくりの費用を補おうというユニークな試みである。一口5千円以上とし、7月頃から募る予定である。

例えば、小学校校舎内にある美術館の整備や、「日本一の福祉の村づくり」構想など、村側が具体的な施策を二、三提示する。村人や村出身者だけでなく、賛同する人ならだれでも寄付できる。実際に示す施策は今後決めるが、多くの人が寄付したくなるアイデアになるかどうかのポイントで、松島貞治村長は「税財源だけではないお金の流れが確立できれば、山村にとって画期的で、長続きできるようさらに内容を詰めたい」としている。

基金の創設にあたっては、条例を制定する方針で、施策のPR方法とともに基金の運用方法も検討していくとされ、村は当初、住民らを対象に「ミニ市場公募債」を発行することも検討したが、「起債(借金)を増やしたくない」(松島村長)として寄付を募ることにした、とされる。

このように、筆者が提唱してきた「寄付金と基金による都市・地域政策の推進」が、図らずも田中知事の行動と問題提起が発端となり、このようにさまざまな動きとなって現れてきたことは朗報であり歓迎する次第である。小規模自治体が独自の自立的な施策立案を推進するために各自治体において施策の展開とその財源調達方法について鋭意努力工夫することが、地方分権時代の自治体の地域経営戦略において重要かつ不可欠であることは論を待たない。国の制度に阻まれるなど困難も予想されようが、今後ともこのような創意工夫と熱意溢れる自治体が陸續と続くことを期待するものである。

結語 寄付金および基金制度の利活用による都市・地域社会再生・蘇生への改革提言

1 都市・地域社会の再生蘇生に向けて寄付金の果たす機能・役割とその評価

敗戦の焼土より戦後50年を経て、欧米先進諸国へのキャッチアップを目標に確立された日本経済は、近年さまざまな局面で制度疲労を起こし、急速に綻びを顕在化させた。政治的・経済的な視点から文明論的な視点に至るまで、さまざまな視点より改革や対策が講じられていることは、周知のとおりである。

これまで社会資本整備や公共財・サービスは、国や自治体等の公共部門によって提供されてきたが、現行諸制度では適切かつ確に対応できにくいさまざまな局面が多々生じている。この打開策として、「PFI」(Private Finance Initiative：民間企業のリスク負担による公共事業の推進法)や「NPO」(Nonprofit Organization：非営利組織)による地域公共財サービスの提供など新たな対応方法が出現してきたわけである。

とりわけ、NPOやNGO(非政府組織)を中心としたボランティア活動など非営利団体などの活動は、国や自治体を中心とした公共部門によるサービスの提供や民間企業部門によるサービスの提供よりも、きめ細かなサービスが迅速に提供されると期待されている。その期待の大きさは、NPOの活動に対し議員立法により、「特定非営利活動促進法」の法律制定・施行がされたことから理解できる。特定非営利活動促進法における非営利活動の具体的活動は、当初認定された12分野からさら5分野が追加認定されている。

この活動分野で一定の要件を満たすNPOには法人格が付与されるが、NPO法人の活動において、財政運営は困難な状況にある。そのためNPO法案が議論された当初段階より、NPOに対して支出される個人および法人からの寄付金には寄付金控除制度が認められるよう関係機関に強く要請されてきた。NPO法人に対する寄付金は、NPO法人の安定的な財政確保に役立つ一方、企業や一般地域住民がNPO法人に対し積極的に支援する意識の醸成と向上を図る観点からも重要であると寄付金控除制度の導入が検討された。その結果、「認定特定非営利活動法人」に対しては、特定非営利活動法人の活動基盤整備に関する税制上の優遇措置について、租税特別措置法等の一部を改正する法律により、個人および内国法人がNPO法人に対し寄付した場合には、2001年10月1日より優遇措置が講じられることになった。個人および内国法人がNPO法人に対し寄付した場合には、国や自治体に対する寄付金と同様に、寄付金の所得控除が認められることになったことは画期的な法律改正である。その意味では、NPO法人の関係者の悲願が実ったわけである。ただし、この優遇措置は、すべてのNPO法人に対し無条件で適用されるわけではない。

租税特別措置法等の改正により、個人がNPOに対して行なう寄付金の所得控除が認められることになった「認定特定非営利活動法人」とは、国税庁長官の認定を受けたNPO法人で、次のような要件を満たす法人である。基本的要件（適切な情報開示、事業内容・組織運営の適正化）、広く一般からの支援を受けている、広く一般を対象とした活動をしていることなどが指定要件とされる。NPO法人にとって、この指定要件のハードルは、極めて高いといわざるを得ない。

現状では、この「認定特定非営利活動法人」は、NPO法人の全体の5～10%程度が指定要件を満たしている団体に過ぎないといわれる。したがって、大半のNPO法人においては、この法改正によっても、優遇措置を受けられるわけではない。

このように個人がNPO法人に対して行なう寄付金については、自治体に対して行なわれる寄付金と同様に所得控除の優遇措置が図られることになったわけであるが、内国法人がNPO法人に対して行なう寄付金については、自治体に対する寄付金と同様に優遇措置が講じられることになったわけではない。

内国法人が認定特定非営利活動法人に対して寄付を行なった場合には、特定公益増進法人と同様に、一般寄付金と同額までを損金算入（一般寄付金とは別枠でできるので、結果的に一般寄付金の2倍の額まで損金算入される）できることになったことは画期的な法改正といえる。「一般の内国法人が、自治体に対して行なう寄付金は全額損金算入できている」優遇税制に比べると、必ずしも十分な措置とはいえませんが、現行の法制度の下では、NPOに対して行なわれる個人および法人からの寄付金に対する所得控除および法人税の損金算入措置の優遇措置としては、この法改正が最大の優遇措置で、これ以上の優遇措置を超えることは限界があるといえる。特定公益増進法人と同様の制度の導入としては認められたが、これら既存の制度を超えた特別な寄付金控除制度については認められていない。

この点については、法律見直しの要請がなされてきた当初の法律施行の段階より、はからずも筆者が主張してきたとおりの対応となっている。

この背景には、現行の寄付金控除制度など税法系や税制度の大幅な改正が必要となるので税財政当局などの強い反対があったこと、国や自治体の財政悪化や財政危機の急速な逼迫化があったこと、国や自治体が直接的にNPO活動の寄付金控除対象団体の認定することは困難で、一律的に優遇税制を認めることは税制等の混乱を招くこと、

従来の公益法人等に対して企業からの寄付金制度は必ずしも十分に活用されているとは言いがたいことなどの諸点があげられる。

今後の課題は、これらNPO法人などに対し財政安定化と健全な活動育成を促すために、具体的にどのような財政的な支援措置や仕組みを考慮すればよいかなど、さまざま

な角度より議論する必要がある。

2 寄付金に関する税制改革への期待と「議員立法」の可能性

NPO法人などに対する個人および企業からの寄付金支出に関しては、税制度改革や税制の在り方の観点より抜本的な変革が期待されるが、種々の状況を鑑みると現状では当然のことではあるが、今後ともNPO法人の優遇税制の導入は極めて困難であると言わざるを得ない。

筆者は、現行の税法制度を踏まえ、個人および企業の寄付金に関しては、次のような税制改革の提案をする。なお、この提案は、基本的に、NPO法人に対する租税特別措置法が改正する前の段階で提案したものであるが、租税特別措置法の改正によってNPO法人に対する優遇措置が実施されることになった現段階においても、何ら遜色なく十分に価値ある提案であることには替わりはないといえる。

筆者の本意は、実現が困難と考えられる抜本的な現行法制度等の改正を提案することよりも、むしろ現行法制度を踏まえ財政当局などからも受け入れ易いと考えられる諸制度の改革を提案するものである。根本的な制度改革は必要であるが、その実現性がほとんど見込めないとすれば、現実的には意味はない。実現可能性の高い提案をすることにより、地域社会の蘇生・地域活性化の推進を図る上で、寄付金の役割・機能を最大限に活用することに大きな意義があると考ええる。もちろん、この提案は単なる現実的な妥協案ではない。現行の自治体の税財政制度、自治体の政策形成過程においては、革命的であるといっても過言ではない。その意味では、「市民による税金革命」であるといえる。「自治体および一般市民の意識革命を伴う」ものである。この提案の骨子は、次のように要約される。

個人が自治体に対して支出する寄付金額は、所得税で認められる現行制度の政党等に対する「特定寄付金」(現行法では平成11年12月31日までの措置である)と同様、「税額控除」を認め、租税特別措置法などの延長等による税制度の改革を図ること。寄付金控除に関する計算式は現行の計算式を踏襲すること。その際の所得税の計算は、寄付する者が「所得控除」「税額控除」の両者のどちらでも自由に選択が可能となるように認めること。市町村民税(住民税)については、所得税の計算と同様に、「所得控除」「税額控除」の両者のどちらでも自由に選択できるよう認めること。法人が自治体に対し寄付をする「特定寄付金」は、現行法どおり「寄付金全額を損金算入できる」ことである。

これらの提案のうち、および の実現可能性は高い。他方、 の実現可能性は、および の実現可能性よりも困難かもしれない。その理由は、現行法の市町村民税額計算で一定以上の寄付金(10万円以上)は「所得控除」が認められているが、「税額控除」

は認められないためである。前述した および の税制等の変更・改正よりも、諸条件の改正整備が必要となり関係機関の煩雑な調整作業が難行する可能性がある。とはいえ、関係者間の熱意と情熱があれば税法の改正等は決して不可能ではない。NPO法の成立と同様に、支援方法の一つとして、議員立法による速やかな税法等の改正が期待される。

3 自治体の基金設置に関する「条例制定」の可能性

筆者は、個人および法人の寄付金支出は、NPO法人など直接的に行なうよりも、むしろ自治体が「NPO支援基金」などのような寄付金を引き受ける受け皿としての機能・役割を果たすことが最適であると考え。その理由については、次のように要約される。

自治体に対して支出される個人および法人からの寄付金は、特定寄付として個人の場合は、所得税の所得控除対象また住民税の所得控除対象として認められている。同様に、自治体に対する、法人の寄付は寄付金の全額が損金算入限度額の対象として認められている。すなわち、自治体は寄付金の対象団体としては、税法上最も優遇措置されているからにほかならない。

したがって、筆者は、NPO法人に対し直接的に寄付をするよりは、むしろ自治体に対して特定寄付をし、その寄付を基に、一般会計等に「基金」等を設置し、基金の適切な運営管理を図り、NPO等に支援するという支援システムを確立することが望ましいと考えるのである。

具体的な理由は、次のとおりである。

企業の法人税の全額損金算入額の対象団体である。したがって、寄付者側の法人税等の軽減措置がインセンティブ（誘因動機）として有利に働くことになる。

仮に、NPOや一般公益法人等に対し個人や企業が寄付をする場合、現行法では個人の一般寄付金に対する所得控除制度は認められていない。企業からの一般寄付は一定の損金算入限度額の範囲で法人税の軽減措置はある。一般寄付の損金算入限度額は、一般に認識される金額に比べ極めて低い金額である。

ちなみに、資本金1億円の企業が損金処理できる一般寄付金額を試算してみよう。課税所得が0円であると仮定する（売上金額ではない）と、125,000円〔(1億円×2.5/1,000)×1/2〕にすぎない。

この金額は、1団体に対する寄付金額ではない。この企業が寄付をしようとする全団体に対する1年間の一般寄付金額の合計額である。この限度額を超えて寄付することは企業の自由であるが、限度額を超える寄付金に対しては、交際費課税と同様に全額課税対象となる。企業が何らの対価なしに、一般寄付金の損金算入限度額を超えて課税されてま

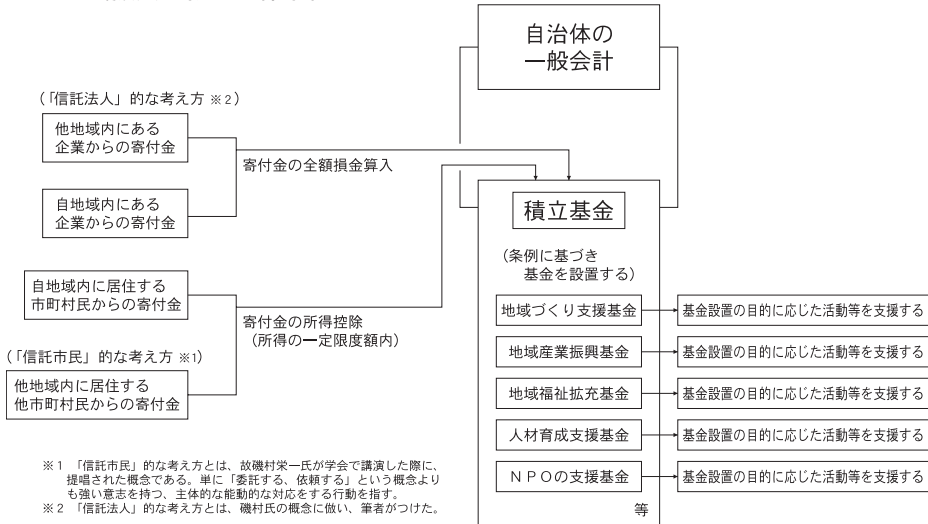
でNPO等に対し寄付をすることは、現実的には極めて厳しいと考えられる。NPOが企業や地域住民からの寄付金を期待し、寄付金控除制度の拡充・変更を主張する姿勢は一定の理解はできるが、現行税法制度法のハードルは極めて高いといわざるを得ない。

現状のNPOの設立経緯や背景は、多様である。公益性が高い団体から会員・クラブ的な公益性の高い団体まで、あるいは地域限定的な団体から全国的、世界的な活動を展開する団体まで、多種多様で玉石混交状態にある。また、NPO法人に関する情報や情報公開の精度も一様ではない。したがって、個人および企業等の寄付者は、どの団体に寄付することが妥当であるかを判断する基準や情報はほとんど持たないといつてよい。一方、一般の公益法人よりも優遇的に寄付金控除が認められている、特定公益増進法人や特定公益信託などの認定条件には厳しい基準がある。現状では、この厳しい基準・条件に合致するNPO法人は少ないといえる。したがって、公益法人に対する寄付金控除制度と同様の制度担保を確保することが精一杯である。つまり、公益法人等の一般寄付および特定公益増進法人や特定公益信託と同様な優遇措置が容認されることは可能であると考えられるが、それ以上の自治体に対するような寄付金に対する優遇措置がNPO法人に与えられるにふさわしい団体であるとは考えにくい。

それに対し、自治体に対する寄付金については、一般会計などに設置された基金を運営するに際し、より公平に公正に運営するという観点より、公益信託と同様に、学識経験者等を中心とした基金を交付する助言機関として、「基金運営管理委員会」などを設立することは容易である。と同時に議会、地域住民等に対し情報公開を行ない、支援措置の妥当性などを議論することが可能となり、適切な対応がとれる点があげられる。自治体に設置された「基金」の中にNPO法人などに対する支援基金などが設置された場合には、当該自治体側では、全国的に広範囲な規模で、基金設置趣旨に賛同する個人および法人の賛同者より多額な寄付金を集めることが可能である。自治体の一般会計などに設置された「基金」の中に、「まちづくりトラスト」「地域の自然環境保全」「歴史的文化的建造物の保全修復」などを推進するために基金などが設置された場合、当該自治体では、全国的な広範囲な規模で、基金設置趣旨に賛同する個人および法人の賛同者より多額な寄付金を集めることが可能である。「老人福祉を重視する」「子育てを重視する」「障害者・登校拒否氏児などの健全育成を重視する」「里親制度」「農産漁村留学制度」「ベンチャー・企業家支援制度」など、ユニークな都市・地域政策を推進する自治体では、政策や基金設置趣旨に賛同した個人および法人の賛同者より多額な寄付金を集めることが可能である。

したがって、このような観点を踏まえ、「個人および法人から自治体に対する特定寄付金」を原資に、「まちづくりトラスト」「地域の自然環境保全基金」「歴史的建造物の保全

図2 個人および企業からの「寄付金および基金設置」制度を活用した地域活性化・地域振興の新たな体系化



(出所) 出井信夫『都市地域政策と公民連携・協働—PPP・PFI・NPO・基金・公益信託・第3セクターの研究』(地域計画研究所、2002年3月) 351頁。

基金」「NPO法人に対する支援基金」などの「基金」を設置し、「基金の運営管理」については公益信託と同様に基金運営委員会等の助言や指導を受け、基金設置に合致した活動を推進する諸団体等に対し、基金の果実（利息）等を配分（基金の元金取崩を含め）することにより、諸団体の活動等を支援・助長する仕組みづくりを提案する次第である。寄付金と基金設置の一連の関係性・連携性を体系的に模式図化したものが図2である¹²⁾。

このような構想に基づき、自治体が基金設置条例を制定し、寄付金を募ることは安定的な財源確保にもつながると同時に、当該事業・サービスの提供が可能となる点でも自治体行財政運営上のメリットは大きいといえる。

4 住民移動による住民税増減の可能性

このように自治体を取り巻く社会経済環境が大転換する中で、多種多様な地域住民ニーズや社会的必需性の動向の変化が著しい。魅力ある都市・地域政策が確立できず、十分な住民サービス提供に欠ける従来型の行財政運営を執行する自治体に対しては、逆に自治体内に居住する地域住民や地域企業などが、他地域の魅力ある政策を推進する団体やNPO法人に対して適切な支援措置を掲げる他の自治体に対して寄付する事態もあると予想される。自地域から他地域へ寄付金が著しく流出化する現象は、結果的に「寄付金の所得控除」制度等の影響を受け、自治体の根幹税である市町村民税（住民税）の

減少をもたらすことにもつながるということが、現状ではほとんど認識されていないことは危機的状況であるとさえいえる。

これは、しばしば経済学で議論される「足による投票」の顕在化によるものにはかならないのである。この議論は、各自治体の公共サービスの供給をめぐる競争は市場機構における価格競争と同じ状況が生ずるが、その結果資源の最適配分の達成が可能であるという議論である。ただし、そのためには、次のような前提諸条件が必要である¹³⁾。

人々は自治体間を自由に移動できる、人々はすべての自治体の公共サービスの供給や財源負担に関する完全な情報をもつ、地方公共サービスの便益はほかの自治体にプラス・マイナスの外部効果をもたらさない、居住地域と働く地域は一致しなくてもよい、人々の選択対象となる自治体は十分存在する、地方公共サービスの供給には最適人口規模がある、最適人口規模を上回る地域は住民を減少させようと自治体が行動する一方、逆の地域では人口を増加させようと自治体は行動するなどがあげられる。

これらの条件のもとで、サービス需要者の住民は自らの選好に最も適した自治体が足による投票で選ばれ、選好や所得差がある異質な住民はグループ化され、同質な住民が同一の自治体を形成する一方で、供給者の自治体は地方公共財のサービス水準の向上など、インセンティブにより住民の増加や減少を図ることになる。アメリカでは、フロリダ州など温暖な気候地域で老人が多く集まる自治体が集積している。

わが国は、アメリカとは社会的経済的環境条件が異なるため、居住地移動、職業移動など自然的社会的移動が直ちに急速に展開されるとは考えにくいだが、結果的にはアメリカにみられるような現実的な移動を伴わずに、この「足による投票」行動の現象と同様の事態が生ずることになる。すなわち、「寄付金による市町村税（住民税）の移動現象（寄付金を現住所の自治体以外にすることにより、現住所の自治体に納付することになっている住民税が減少する）が生ずる」わけである。

自治体当局にとっては由々しき事態である。

政策やサービス提供の如何によっては、政策論的に魅力ある自治体に負ける結果となり、税収減により自然淘汰される事態もあり得ることを自治体関係者は認識する必要がある。これは「荒唐無稽な絵空事ではない」。

税収が不足するからと、「外形標準課税」の課税客体探しに血道を上げる自治体も少なくない。

地域住民のみならず、全国的に関心を持つ関係者などに対し、NPO法人の事業展開や環境・エネルギー問題などの適切な対応など、魅力ある政策の確立やPR活動を行ない、全国的な規模で寄付金等を募ることは可能である。魅力ある政策提案に賛同した寄付者が全国的に広がるならば、外形標準課税を超える究極の税収源であるといっても過言ではない。

5 住民発議による税制改革の推進

もとより、筆者の新たな考え方や新しい発想・提案等に対しては、その趣旨が誤解され曲解される懸念もある。中には、自治体の行財政運営はそれほど信頼できるものではない、と自虐的に忠告される自治体関係者もいる。また自治体の管理統制が強くなると、NPOの自律性、独立性が失われることを強調し、危惧する関係者もいる。現状維持的な発想が強い自治体では、受け入れ難い面があると批判をする関係者もいる。これらの懸念は筆者も十分認識している。

筆者の提案（新潟日報や上越タイムズなどにも仕組みや効果などが詳解されている）を中心に、現状のNPO法人に対する諸活動などに対し、一般市民や自治体はどのように考えているのかを把握するために、一般市民および自治体に対して意識調査を行った¹⁴⁾。この意識調査の結果概要を公表したところ、筆者の発想に基づき基金設置を実施した自治体がすでに出現している¹⁵⁾。

ちなみに、田中知事の住民票異動による住民税問題で、一躍全国にその名を知られた泰阜村においても、前述したように、信濃毎日新聞（平成16年3月12日）によれば、「泰阜村が基金創設、計画、財源確保へ全国から寄付金を募る」と題し、全国から寄付を募って村づくりに充てる「住民参加型ふるさと再生基金」（仮称）の創設を計画していると、「公募型の寄付金による基金づくり」の計画が報道されているが、自治体のユニークな施策が展開されることは地方分権時代における自治体の土地地域政策として当然のことであるといえる。

分権時代における自治体の都市・地域政策では、自治体は自らの創意工夫により地域社会の蘇生と再生を図ると同時に、効果的かつダイナミックな発想の転換が求められている。また、広域的な視点より「自治体間の広域連携」「自治体連合」「自治体間の合併」などの促進が、地域住民の発議として提案される事態が予想される。

このように地域住民や地域法人にとどまらず、他の地域住民や地域法人からも「魅力溢れる」「ユニークで個性あふれる政策を掲げる」ことができる自治体に対しては、広範な全国的な規模で当該団体の政策・施策に対する支援として、寄付金が多数よせられる可能性は極めて高く、この寄付金収入と基金運営によって、財政運営的にも安定化することが考えられる。これは、まさに自治体政策における知恵と汗の結晶にほかならない。

21世紀分権時代とは、まさに自治体間の知力の大競争時代で、自らの創意工夫による知恵と汗と努力により地域の活性化や地域振興を図らなければならない時代であることを認識する必要がある。

(注)

1) 「単身赴任者」の状況については、「日本経済新聞」(2004年6月15日)に、単身赴任者が家族宅へ「帰宅」する往復についても、労災の適用を認める方向で検討されていることが報道されている。この文中に、単身赴任者の状況について次の記述がある。

総務省が5年毎に実施している調査によると、2002年10月時点の単身赴任者は、全国で83万4千人にのぼる。このうち、男性は、71万5千人で、10年前(48万1千人)の1.5倍。女性の単身赴任者も1万9千人いる。

また民間調査機関が2001年厚労省の委託でまとめた報告書では、単身赴任者のうち、ほぼ毎週帰宅するのは29.9%、月2～3回が31.2%、月1回が28.6%となっている。

なお、この報道記述には、単身赴任者の住民票の異動状況の有無などに関する詳細な記述はない。

2) 長野市の公式ホームページ「記者会見」または「トピック」などの新着情報などを参照 (<http://www.city.nagano.nagano.jp/ikka/shimin/indexhtm/>)、

3) 長野市の公式ホームページ、同上参照。

4) 長野市の公式ホームページ、同上参照。

5) 長野市の公式ホームページ、同上参照。

6) その後の経過については、本稿校正の最中、「県知事の決定」(5月26日)「田中知事の住民票問題をご理解いただくために」(6月15日)「裁判所へ出訴しました」(6月23日)と題する内容が、長野市の公式ホームページに掲載された。重複する面もあるが、訴訟にいたる経緯、問題点などが容易に理解されるので、以下、参考に紹介する。

「県知事の決定」として、次の内容が掲載されている(平成16年5月26日)。

(出所) <http://www.city.nagano.nagano.jp/topics/chiziket.htm>

平成16年5月25日、長野県知事から長野市長へ平成15年9月26日から平成16年3月26日までの田中康夫氏の住所は、長野県下伊那郡泰阜村にあると認めるという決定が通知されました。

1 長野県知事の決定の内容(要旨)

当該住民の客観的な生活の本拠としての実体が長野市及び泰阜村の両方に認められること、並びに本人の居住意思が泰阜村にあることを考慮した結果、当該住民の当該期間における住所は長野県下伊那郡泰阜村にあると認める。

2 長野市の考え方

平成16年3月26日、長野市長は長野県知事に対して「平成15年9月26日から平成

16年3月26日までの田中康夫氏の住所は長野市にある。」との決定を求めていたが、実態を反映していない決定をいただき大変残念に思います。

長野市としては、今後の対応について慎重に検討してまいります。市民の皆様に一層のご理解をいただきますようお願い申し上げます。

なお、長野県知事の決定の内容（一部省略）は以下のとおりです。

長野県知事の決定の内容（一部省略）

平成16年（2004年）5月25日

長野市長 鷲澤 正一 様

長野県知事 田中 康夫

住民基本台帳法第33条第2項の規定による 住民の住所の決定について（通知）

平成16年3月26日付けで貴方様より田中康夫氏（以下「当該住民」という。）の住所の決定を求める申出書の提出がありました。

このことについて、県知事として公正な判断を行うために、「住所認定に関する審査委員会」を別添1の委員により設置し意見を求めました。当審査委員会において別添2のとおり審査が行われた結果、別添3のとおり意見書の提出がありました。

この意見書に基づいて慎重に検討した結果、下記のとおり決定しました。

記

1 住民の住所

平成15年9月26日から平成16年3月26日まで（以下「当該期間」という。）の当該住民の住所は、長野県下伊那郡泰阜村にあると認める。

2 上記1のとおり決定した理由

住所認定に当たっては、ある場所が客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かによって決すべきであり、その判断に当たっては諸般の事情を総合的に判断する必要がある。

当該住民の長野市における滞在日数に係る事実関係から、長野市に当該住民の生活の本拠としての実体が存在すると認められる。

当該住民の泰阜村における滞在日数のほか、賃貸契約、家財道具の状況、地域活動等への参加状況に関する事実関係から、泰阜村にも当該住民の生活の本拠としての実体が存在すると認められる。

一方、当該住民の居住意思が泰阜村にあることは、泰阜村への転入届が本人の意思により提出されていることや当該住民の発言等を通じて明らかである。

憲法は第22条において、居住・移転の自由を保障しており、人は誰でも自由に住所を決めることができる。したがって、住所をどこに定めるかについての個人の意思は、その場所が生活の本拠としての実体を備えている限り尊重されるべきものである。また、住所認定に当たり、当該住所が生活の本拠としての実体を備えている場合、当該住民の居住意思に反して公権力を行使することについては特に慎重であるべきである。

以上のとおり、当該住民の客観的な生活の本拠としての実体が長野市及び泰阜村の両方に認められること、並びに本人の居住意思が泰阜村にあることを考慮した結果、当該住民の当該期間における住所は泰阜村にあると判断したものである。

以上

「田中知事の住民票問題をご理解いただくために」として、次の内容が掲載されている（平成16年6月15日）。

（出所）<http://www.city.nagano.nagano.jp/topics/gorikai.htm>

田中県知事の住民票問題、何が問題なの？



これが問題

好きなまちに税金（住民税）を納めたい

意図（恣意）的に住民票だけを移す

生活実態と住民票が一致していない

1．そもそも住所とは

住民基本台帳（住民票）は、住民の居住関係を公的に証明する唯一のものであり、様々な行政事務やサービスを市町村が責任をもって行うための基礎となるものです。

そのため、「市町村はその内容が住民の実態と合致するよう、あらゆる手段を講じて住民基本台帳の正確性の確保に努めなければならない。」とされており。

複数の市町村で同一人の住所に疑いのある場合は、お互いの市町村同士で、十分調査・調整してどちらか1箇所に決めることとされており、基本的には客観的事実に基づき判断することとされており。また、受益（行政サービス）に対する負担についても、住所のある市町村に住民税を納めていただいております。

住民基本台帳が行政事務の基礎として使われている主な例

- 市町村民税及び県民税の課税、選挙人名簿の登録
- 国民健康保険、介護保険、国民年金、児童手当等に関する事務など

2．今回の問題の所在住所移転が生活実態の伴わない「意図（恣意）的」なものであること

- 公人（県知事）であるにもかかわらず法律を無視した行動をとったこと
- 泰阜村の実態調査が不十分であること、また、県も決定を下すに当たって調査を怠っていること

3．この問題を放置すれば

県の決定をこのまま放置（是認）すると次のような問題が起きてしまいます。

わずかな居住実態を作り、自分の意思で住所が決まれば社会は混乱してしまう

- 選挙の際、応援する候補者等のために、その支持者が全国から住民票を異動させる事が可能となる。
- 直接行政サービスを受ける市町村には住民税を納めず、関係のない市町村へ納めることができるようになる。

4. なぜ司法（裁判所）の判断を仰ぐのか

単身赴任等で、家族のもとに住民票を置いたままの方、学生で親元に住民票を置いたままの方などがいらっしゃることは事実で、そのような方々との比較でこの問題に対する意見を頂戴しますが、長野市はそのような方々とこの問題はまったく別次元のことと捉えています。

なぜなら、これは田中知事個人の「好きなまちに住民税を納めたい」といった、現行法では許されないことを目的とした意図（恣意）的な行為であるからです。

また、今現在は、長野市内のマンションも引き払い、泰阜村からの通勤実態も考えれば問題ないのではないか、というご意見も頂戴しますが、長野市が問題としているのは住民税の課税期日（1月1日）を含めた、平成15年9月26日から平成16年3月26日までの間のことです。

生活実態のないところへ住民票を置くことが認められれば、全国の自治体やひいては社会全体に与える影響が非常に大きいため、法に基づき裁判所の判断を仰ぐこととしました。

訴訟内容

- 県知事の決定の取り消し
- 平成15年9月26日から平成16年3月26日までの田中知事ご本人の住所の確認

何とぞ市民の皆様のご理解を賜りますようお願いいたします。

これまでの経過

長野県知事である田中康夫氏は平成15年9月26日に住民票を長野市から泰阜村へ移しました。

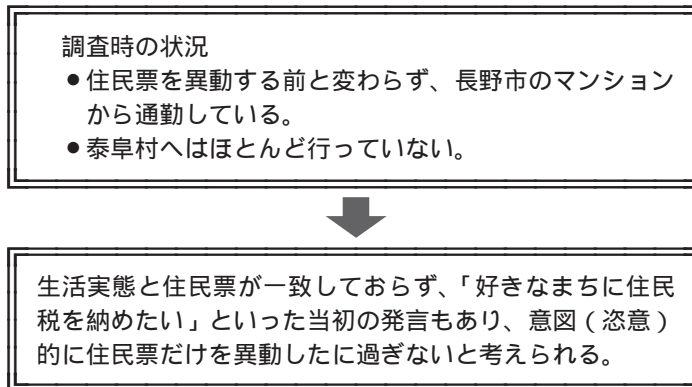
その時、次のようなコメントがありました。

田中知事の言葉	好きなまちに住民税を納めたい	9月26日 記者会見
泰阜村長の言葉	これは田中知事の現行法への挑戦である	9月30日 村ホームページ

この時長野市は、「住民票に生活実態が伴わなければ、選挙や課税権などの市町村事務に大きな影響を及ぼす。」と考えておりました。

その後、市町村事務の中でも重要な住民税課税の賦課期日（1月1日）において、住所の実態を調査する必要があり、9月26日～1月31日までの実態調査を行いました。

その結果は次のとおりでした。



長野市は、住民基本台帳法の趣旨に基づき、住民の生活実態と住民票が一致するよう、泰阜村での実態調査を同村長に依頼すると同時に、田中知事ご本人にも正確な届出をしていただくようお願いしました。

しかし、泰阜村長は調査の必要はないとし、田中知事からも正確な届出をしていただくことはできませんでした。

その後、課税権等についても泰阜村と協議を続けましたが、意見がととのわず、平成16年3月26日に、法律に基づき長野県知事に住所の決定を申し出ました。

当事者でもある田中知事は、自分で自分の住所を決めるという異例の事態に、自らが依頼した委員3名による審査委員会を設置し、委員会での意見をそのまま決定書とし、5月25日に住所を「泰阜村」と決定しました。

この決定には次の点で納得できない部分があります。

意図（恣意）的に住民票を異動したに過ぎないことを考慮していない。
長野市の行った詳細な実態調査の内容を十分考慮していない。
泰阜村の実態調査が不十分であることを県として指導、指摘していない。
対象期間（9月26日から3月26日）の行動を考慮せず、それ以降の行動を判断材料としている。
生活実態よりも本人の意思に重きを置きすぎている。

自らが公人である立場と権限を利用して、個人であるご自分の「法を逸脱した行為」について正当化している不透明な決定と言わざるを得ません。

住民基本台帳法では、決定を不服とするならば、裁判所に出訴できることになっています。

また、田中知事は、長野市の住民からの公職選挙法に基づく泰阜村選挙管理委員会に対する裁判や、長野市からの住所決定の申し出以降、にわかに次のような行動を取り始めました。

現在の状況

- 高速バスで泰阜村から通勤をしている。
（3月下旬から）
- 長野市のマンションを退去した。（5月13日）



ご本人も、長野市の指摘に十分反論できず、生活の実態を泰阜村の住民登録に一致させる行動をとったものと考えられる。

長野市は、「県知事は長野市に住まなければならない」と主張しているわけではありませんから、この状況（マンションも引き払い、生活の本拠が長野市にない状況）が継続されることとなれば、長野市に住民票が無くても問題はないと認識していません。

「裁判所へ出訴しました」として、次の内容が掲載されている(平成16年6月23日)
(出所) <http://www.city.nagano.nagano.jp/topics/syusso.htm>

平成16年5月25日、田中長野県知事が知事ご本人の住所を「泰阜村」と決定されましたが、この決定は長野市としては納得のいくものではないため、6月22日に市議会の議決をいただき、本日、長野地方裁判所へ出訴いたしました。何とぞ市民の皆様様の御理解を賜りますようお願い申し上げます。

出訴の主な趣旨は次のとおりです。

長野県知事田中康夫が長野市長鷺澤正一に対し、平成16年5月25日付けでした住民基本台帳法第33条第2項に基づく住民の住所の決定を取り消す。
平成15年9月26日から平成16年3月26日までの田中康夫氏の住所は、「長野市」にあると認める。

- 7) 国税庁の資料より作成。
- 8) 佐藤和助編『所得税確定申告の手引き(平成16年3月申告用)』(税務研究会出版局、平成16年1月)553頁および588頁 - 594頁。
- 9) 通産省編『地域貢献企業の時代』(通商産業調査会、1990年4月)233 - 234頁。
- 10) 国税庁資料(<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryuu/024.htm> ~ [025.htm](http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryuu/025.htm))
- 11) 田中知事の年間収入は次による。長野県の特別職の報酬等は次表による。
(出所) <http://www.pref.nagano.jp/soumu/jinji/kyuuyo2003.htm>

特別職の報酬等の状況(平成15年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等
給 料	知 事	135万円(94万5000円)
	副 知 事	104万円(83万2000円)
	出 納 長	91万円(72万8000円)
報 酬	議 長	104万円(83万2000円)
	副 議 長	91万円(77万3500円)
	議 員	85万円(76万5000円)
期 末 手 当	知 事	(平成14年度支給割合)
	副 知 事	6月期 1.45月分
	出 納 長	12月期 1.55月分
		3月期 0.50月分
		計 3.50月分
期 末 手 当	議 長	(平成14年度支給割合)
	副 議 長	6月期 1.55月分
	議 員	12月期 1.95月分
		計 3.50月分

(注) 給料及び報酬の()内は、職員の給与の特例に関する条例による減額後の額です。

前表より、(945,000円×12ヶ月)+(945,000円×3.50ヶ月)=14,647,500円となる。
したがって、年間給与収入は、概算1,500万円として試算する。

なお、全国の知事、政令市長の平成15年の所得が、平成16年6月30日、各自自治体の資産公開条例に基づき、すべて公開された。「読売新聞」(平成16年6月30日夕刊)に、次のように全国の知事、政令市長の平成15年の所得がまとめられている。

財政難や職員の不祥事などを理由に給与や賞与を削減した知事は35人に上る。知事の給与所得の平均は1,931万円である。

ちなみに、長野県田中知事は、県からの給与所得1,624万円、他の所得(事業所得)はマイナス308万円を計上し、合計1,317万円と、全国知事の中では最低額である。

知事・政令市長の所得公開

【知 事】

		給与 所得	前年 比	他の 所得	合計
岩手	増田 寛也	1974	52	135	2109
宮城	浅野 史郎	1687	77	247	1935
秋田	寺田 典城	1923	24	400	2323
山形	高橋 和雄	1781	10	26	1807
福島	佐藤栄佐久	1947	19	183	2130
茨城	橋本 昌	1862	40	13	1875
栃木	福田 昭夫	1980	53	86	2066
群馬	小寺 弘之	1959	3	21	1979
千葉	堂本 暁子	2146	179	583	2729
東京	石原慎太郎	2278	0	3825	6103
新潟	平山 征夫	1766	12	24	1790
富山	中沖 豊	1892	56	56	1948
石川	谷本 正憲	1919	5	29	1949
長野	田中 康夫	1624		308	1317
岐阜	梶原 拓	2066	30	302	2367
静岡	石川 嘉延	1818	137	61	1878
愛知	神田 真秋	2426	83	155	2581
三重	野呂 昭彦	1289		179	1468
滋賀	国松 善次	1875	16	81	1956
京都	山田 啓二	1950		77	2027
大阪	太田 房江	2143	37	403	2547
兵庫	井戸 敏三	2237	59	58	2295
奈良	柿本 善也	1574	226	10	1584
和歌山	木村 良樹	2028	18	151	2179
鳥取	片山 善博	1758	48	266	2024
島根	澄田 信義	1835	42	60	1895
岡山	石井 正弘	2178	8	109	2286
広島	藤田 雄山	2016	260	214	2229
山口	二井 関成	1934	35	0	1934

香川	真鍋 武紀	1980	714	38	2018
愛媛	加戸 守行	1891	24	356	2247
高知	橋本大二郎	1683	67	219	1902
福岡	麻生 渡	2196	36	202	2398
長崎	金子原二郎	1980	149	284	2264
熊本	潮谷 義子	1849	46	121	1970
鹿児島	須賀 竜郎	1927	11	127	2055
沖縄	稲嶺 恵一	2066	35	5243	7309
平均		1931		379	2310

【政令市長】

仙台	藤井 黎	2061	15	1	2062
さいたま	相川 宗一	2291	182	4928	7219
千葉	鶴岡 啓一	2102	43	0	2102
川崎	阿部 孝夫	2005	141	30	2035
横浜	中田 宏	2580		328	2908
名古屋	松原 武久	2418	66	644	3061
京都	榎本 頼兼	1837	104	0	1837
神戸	矢田 立郎	1981	253	0	1981
広島	秋葉 忠利	2263	82	0	2263
福岡	山崎広太郎	2274	2	177	2452
北九州	末吉 興一	2165	881	99	2264
平均		2180		564	2744

単位は万円。万円未満を四捨五入しているため、合計等の数字が合わない場合がある。は財政難などによる給与・賞与の減額。はマイナス。前年比「」は前回の公開なし。他の所得は事業所得、不動産所得、雑所得などの合計。北海道、青森、埼玉、神奈川、福井、山梨、徳島、佐賀、大分、宮崎の各知事と、札幌、大阪の両市長は報告の対象外。三重は対象外だが、自主的に公開。敬称略。

- 12) 出井信夫『都市・地域政策と公民連携・協働 PPP・PFI・NPO・基金・公益信託・第3セクターの研究』(地域計画研究所、平成14年3月)351頁。
- 13) 井堀利宏『政府と市場』(税務経理協会、1999年2月)216 - 217頁。
- 14) 出井信夫編著「市民の寄付金と自治体の基金制度を利用して地域振興・NPO支援を推進する都市・地域政策」『新潟産業大学附属研究所報告書』(2000年12月)。
- 15) 上掲報告書、「市民の寄付金と自治体の基金制度を利用して地域振興・NPO支援を推進する都市・地域政策」を中心に、2000年12月21日に新潟県自治会館で本学附属研究所主催シンポジウム[地方分権時代における自治体の地域政策の課題]で発表したところ、後日、本提案趣旨を理解された新潟県山古志村では先人が人力の手堀で掘った隧道の保存修景にする目的で、賛同者に寄付金の募集と基金設置が開始されたことが地元紙「新潟日報」に報道されている。